
令和9年度 国の施策並びに予算に対する 提案・要望

令和8年6月

長野県
長野県議会

長野県市長会
長野県市議会議長会

長野県町村会
長野県町村議会議長会

日頃、長野県及び県内市町村の行財政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本県におきましては、総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づき、確かな暮らしを守り、真に豊かな社会を構築していくための取組を推進するとともに、県民全体で人口減少社会に向き合う羅針盤となる「信州未来共創戦略」を取りまとめ、新たな時代へのパラダイムチェンジに挑戦しています。

また、長引く物価高や国際情勢の不安定化により、県民の暮らしや経済活動は依然として厳しい状況であることから、経営に大きな打撃を受けている事業者や、実質賃金の伸び悩み等により暮らしに困難を抱える方への切れ目ない支援に取り組むとともに、持続可能で強靱な産業構造への転換に向けた取組を強化しているところです。

国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げますとともに、本県の切実な課題を踏まえ、次のとおり提案・要望いたしますので、令和9年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年（2026年）6月

長野県知事 阿部守一
長野県市長会長 金子ゆかり
長野県町村会長 羽田健一郎

長野県議会議長 依田明善
長野県市議会議長会長 阿部功祐
長野県町村議会議長会長 下出謙介

提案・要望事項 一覧

- 1 **子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について** …… 1
(内閣府・こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省)
- 2 **安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について** …… 3
(内閣府・総務省・財務省)
- 3 **地震防災対策の充実・強化について** …… 5
(内閣府・総務省・国土交通省)
- 4 **地方分権改革の推進について** …… 7
(内閣府・総務省)
- 5 **人口減少対策の推進と東京一極集中の是正について** …… 9
(内閣官房・内閣府)
- 6 **地域未来戦略に関する支援の充実について** …… 11
(内閣官房・内閣府・経済産業省・中小企業庁)
- 7 **社会的養育推進のための体制づくりへの支援について** …… 13
(こども家庭庁)
- 8 **行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直しについて** …… 15
(内閣府・こども家庭庁・厚生労働省)
- 9 **持続可能な地域づくりについて** …… 17
(総務省)

10 未来への投資、社会資本整備予算の確保について	19
（総務省・財務省）		
11 寒冷地手当に係る制度の見直しについて	21
（総務省）		
12 更生保護施設の安定的な運営確保に向けた取組について	23
（法務省）		
13 個別最適な学びの実現について	25
（総務省・文部科学省）		
14 未来を担う若者の高等教育機会の確保について	27
（文部科学省）		
15 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について	29
（国土交通省・文部科学省・スポーツ庁）		
16 生活困窮者支援の推進について	31
（厚生労働省）		
17 医療提供体制の確保について	33
（厚生労働省）		
18 医師の確保について	35
（厚生労働省）		

19	新型コロナウイルス感染症罹患後症状(いわゆる後遺症)に係る調査・研究 の推進について	37
	(厚生労働省)	
20	中東情勢による影響と物価高騰・持続的賃上げへの対策について	39
	(内閣府・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)	
21	中山間地におけるSS支援について	41
	(消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁)	
22	原子力発電所の安全対策への国の積極的な関与について	43
	(内閣府・原子力規制庁)	
23	持続可能な社会を支える地域公共交通の維持・発展について	45
	(総務省・国土交通省)	
24	本州中央部広域交流圏の形成について	47
	(内閣官房・国土交通省)	
25	県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について	49
	(内閣官房・総務省・農林水産省・林野庁・国土交通省)	
26	未来に続く快適で魅力ある都市公園整備の推進について	51
	(国土交通省)	
27	ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について	53
	(国土交通省・林野庁)	

28	持続可能な食肉処理体制の確保について	……	55
	(農林水産省)		
29	インフラメンテナンス予算の確保について	……	57
	(農林水産省・林野庁・国土交通省)		
30	上下水道の耐震化及び老朽化対策の推進について	……	59
	(国土交通省)		
31	アウトドアを核とした世界水準の観光地づくりの推進について	……	61
	(スポーツ庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省)		
32	ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて	…	63
	(総務省・林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)		
33	循環型社会形成推進交付金について	……	65
	(環境省)		
34	国立・国定公園等における環境保全と適正利用の推進について	……	67
	(環境省)		
35	日米地位協定の見直し等について	……	69
	(外務省、防衛省)		
36	警察官の増員について	……	71
	(国家公安委員会、警察庁)		

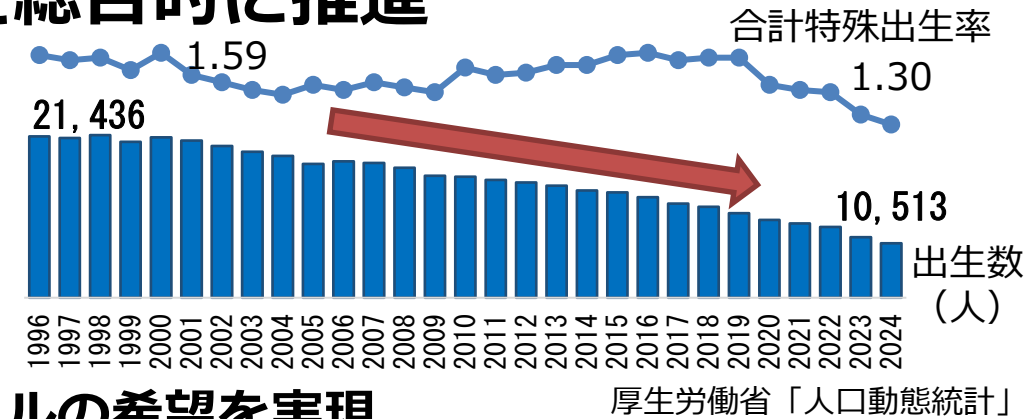
1 子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について

【内閣府・こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省】

長野県の状況

●次代を担うこどもを社会全体で支え、応援する取組を総合的に推進

- ・長野県の合計特殊出生率は1.30（R6）で、全国平均（1.15）を上回ってはいるものの、出生数は年々減少している
- ・急速な少子化に歯止めをかけるため、若者・子育て世代の経済的基盤の安定や仕事と子育てを両立できる環境を整備することが必要



取組

○県、市町村、産業界が一体となり、若者・子育て世代のライフスタイルの希望を実現

- ◇ 県及び県下全市町村で「若者・子育て世代応援共同宣言」を実施（R4.3）
 - ・集中的に取り組む施策の方向性を取りまとめた「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」を改訂（R6.3）
- ◇ 「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」を制定（R4.3施行）
- ◇ オール信州で人口減少対策を進めるための「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」を設立（R6.12）
 - ・行政、企業や地域、そして県民一人ひとりが具体的な行動を起こすための羅針盤となる「信州未来共創戦略」を策定
- ◇ 仕事と子育てを両立しやすい職場づくりに向けて、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度を推進（認証企業 490社（R8.3））



○保育の質の向上、子育て家庭の経済的負担の軽減

- ◇ 安全で質の高い保育を実現するため、0歳と1歳児保育について国の基準以上に保育士を配置する私立保育所等に対して、保育士の加配に係る経費を支援（R5～）
- ◇ 子育て家庭を応援するため「子育て家庭応援プラン」により経済的負担を軽減するための支援を拡充（R6～）
 - ・ 3歳未満児の保育料について、第3子以降を無償化、第2子を半額にする等の支援を実施
 - ・ 妊娠期から義務教育年齢までを対象に、子育て家庭の負担軽減に要する経費を支援する「子ども・子育て応援市町村交付金」を実施
 - ・ こどもの医療費の助成について、県内全市町村が高校3年生までの医療費助成を実施。県は市町村経費のうち中学校3年生までの1/2を助成
 - ・ 年収目安590万円から910万円未満の子どもが2人以上いる世帯などに対し、私立高等学校の授業料の1/2程度を支援

○子ども・若者支援施策の推進

- ◇ 自宅外での大学等進学者を対象とした給付型奨学金を支給、従業員への奨学金返還支援制度を設ける企業に助成（R5～）
- ◇ 若者が政策提案を行う信州若者みらい会議・信州みらいフェスの開催（R6～）や、ユースセンターの設置を促進（R7～）
- ◇ 「子ども・若者総合相談センター」を設置し、困難を抱える子ども・若者からの相談支援体制を強化（R7～）

課題

- 子ども・子育て支援施策（こどもへの医療費助成等）については、全国的に自治体の過度な競争や、財政力の違いによるサービス格差が生じており、最低限の社会保障（ナショナルミニマム）については国が責任をもって実施することが必要
- 全国一律に基準や制度が定められているため、地域の実情に応じた子育て支援サービス等の提供を行うことができない
- 保育士の配置基準は改善が進んでいるものの、0・2歳児は方向性が示されていない。また、「こども誰でも通園制度」本格実施を受け、更に多くの保育士が必要となってくる
- 収入の減少や職場の理解不足を背景に男女の育児休業取得率の差は依然として大きく、また長時間勤務により男性の育児・家事時間が短い傾向にあることから、性別にかかわらず、仕事と子育ての両立を実現するための更なる環境整備が必要
- 若者が主体的に行う活動を促進するための支援や、奨学金返還などの若者が抱える経済的負担の軽減が必要
- 「子ども・若者総合相談センター」は、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置が地方公共団体の努めとされており、運営のための補助制度がR7年度に創設されたが、補助上限額が十分な額でない

提案・要望

1 子ども・子育て支援におけるナショナルスタンダードの確立（こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省）

子ども・子育て支援施策について、地方自治体の財政力に応じて地域間格差が生じないように、次に掲げる全国一律で行うべき施策は、ナショナルスタンダードの観点から、国の責任において必要な財源を確保した上で実施すること

- ・ 地方自治体が独自に実施しているこどもへの医療費助成制度について、全国一律の制度を早期に創設すること
- ・ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0歳児から2歳児までの保育料の完全無償化を早期に実現すること
- ・ 中学校の学校給食費の負担軽減を早期に実現するとともに、物価高騰の影響や各自治体の給食費の状況を把握し、「基準額」の見直しを行うこと

2 保育人材確保に向けた処遇改善、地域の実情に応じた子育て支援サービスの確保（こども家庭庁）

現行の保育士配置基準および公定価格について、保育現場の実態に見合うよう引き続き改善に努めること。また、保育士加配時の財政支援を拡充するとともに、保育人材の確保に向けて、引き続き労働実態に応じた処遇改善を積極的に進めること

「こども誰でも通園制度」をはじめとした保育等の子育て支援サービスについては、一定の質を担保した上で、地域の実情に応じて自治体等が柔軟に対応できる制度にするとともに、それに伴う財政負担についても、国が責任を持って支援を行うこと

3 「共働き・共育て」の推進、家事・育児時間の男女間格差是正に向けた取組の推進（内閣府・こども家庭庁・厚生労働省）

性別を問わずテレワークやフレックス制等の柔軟な働き方を利用しやすい職場環境の整備及び長時間労働の是正、企業への支援による、雇用の場における「共働き・共育て」を推進すること。また、（独）男女共同参画機構等において、家事・育児時間の男女間格差是正に効果が検証された施策を自治体向けに提示するとともに、国としてもその施策推進を図ること

4 子ども・若者支援施策の充実（こども家庭庁）

地域少子化対策重点推進交付金等を更に拡充し、若者が主体的に行う活動を支援する取組（ユースセンターの設置・運営やユースワーカーの配置も含む）を補助対象に追加すること。また、若者の経済的負担の軽減を図るため、奨学金返還額の一定割合について減税又は給付を行うなど、国の責任において新たな支援制度を創設すること

オンライン相談等の多様なニーズへ対応ができるよう、子ども・若者総合相談センター等の運営補助制度について、地域のニーズに応じてその補助上限額を引き上げるとともに、十分な予算を確保すること

2 安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について

【内閣府・総務省・財務省】

長野県の状況

● 本県及び県内市町村の財政状況

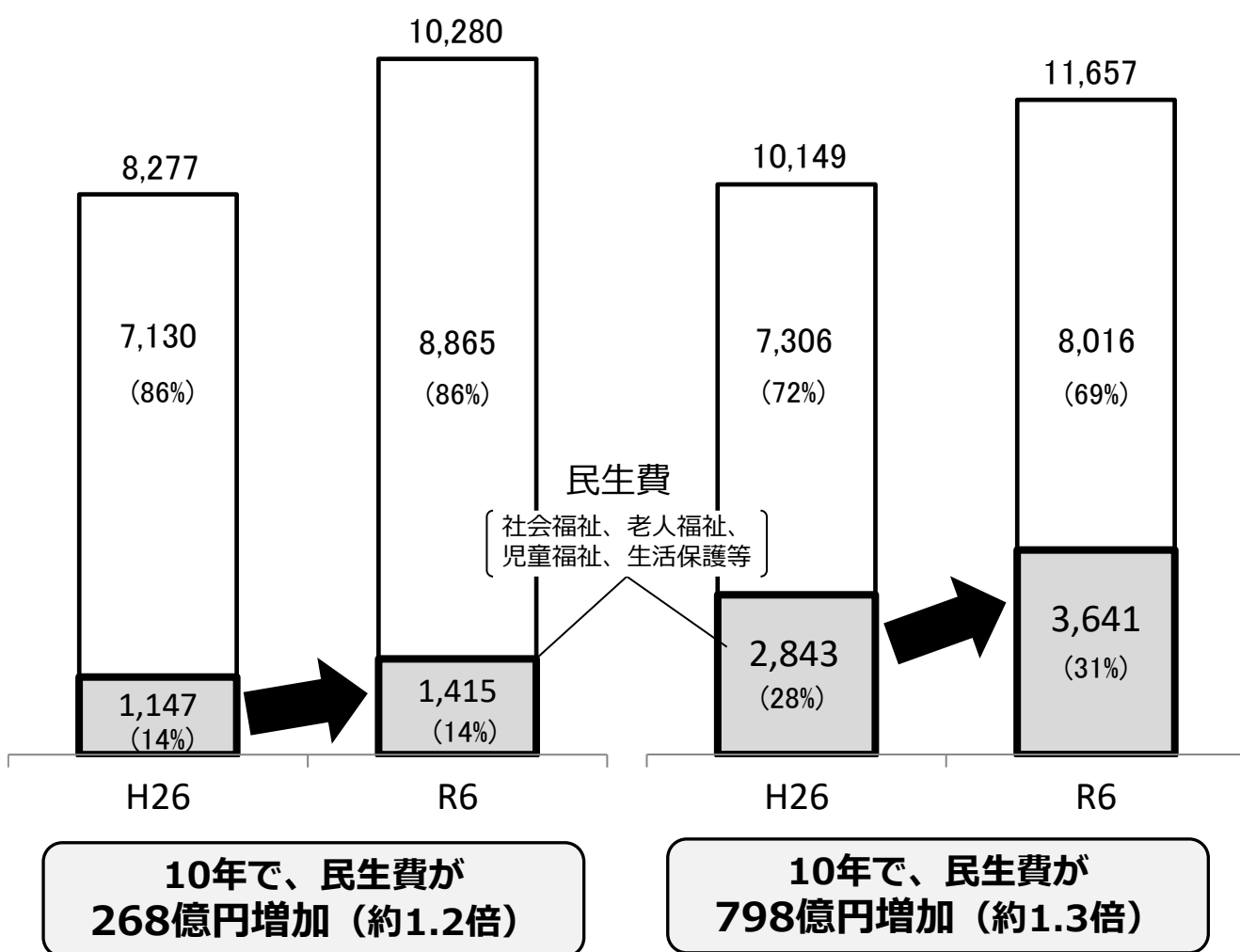
・ 社会保障関係費が累増

10年前と比較し民生費（老人福祉、児童福祉等）は1.2倍超に増加

普通会計決算における社会保障関係費 (単位：億円)

【 県 】

【 市町村 】



・ 地方公共団体間の税収格差の存在

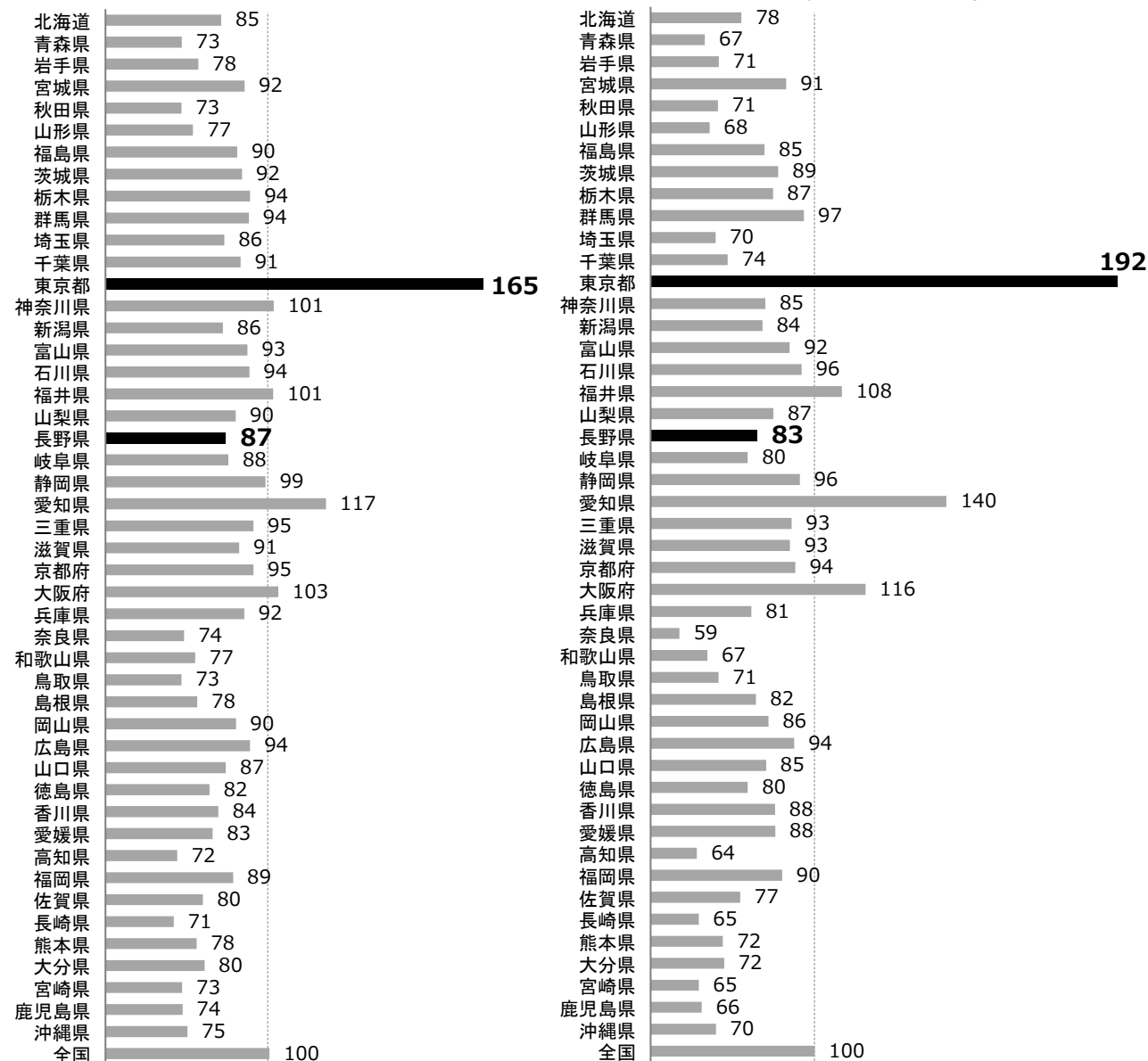
地方税収について、都道府県ごとに遍在性があり格差が生じている。特に法人関係二税の格差が大きい

人口1人当たりの税収額の指数(令和6年度決算額、全国平均を100とした場合)

【 地方税計 】

【 法人関係二税 】

(特別法人事業譲与税を含む)



(出典：総務省「地方財政の状況」)

課題

- 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、基盤となる地方財源の確保・充実が必要
 - ・ 地方が、人口減少・少子化対策の一層の充実強化をはじめ、防災・減災対策や公共施設等の長寿命化対策、脱炭素社会の実現に向けた取組などを継続的に実施するためには、**安定した財源の確保が不可欠**
 - ・ 直轄事業の大きな計画変更は、県の財政運営に大きな影響がある

提案・要望

令和9年度予算における地方財源の確保・充実

1 地方一般財源総額の確保・充実（総務省・財務省）

地方が地域や住民が必要とするサービスを十分担えるよう、社会保障関係費の増加や給与改定の実施等に伴う人件費の増加、物価・金利の動向等を地方財政計画に適切に反映し、**令和9年度においても一般財源総額を確実に確保**すること。また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、**税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系を構築**すること

2 地方交付税総額の確実な確保（総務省・財務省）

本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、**地方交付税総額を確保**すること

3 臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保（総務省・財務省）

財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である**臨時財政対策債は廃止**するとともに、これまで発行された臨時財政対策債の**償還財源を確実に確保**すること

4 地方交付税措置のある地方債の期間延長（総務省・財務省）

地方が引き続き公共施設の長寿命化・集約化などに取り組めるよう、令和8年度までとされている「**公共施設等適正管理推進事業債**」について、**事業年度を延長**し確実な財源措置を図ること

5 地域未来戦略の推進に向けた財源の確保（内閣府・総務省・財務省）

地域未来戦略の実現に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「**地方創生推進費**」（1.0兆円）を**確実に確保**するとともに、**地域未来交付金**について、地方のニーズに対応できるよう、**必要な予算額の拡充**と制度の継続的な運用を図ること

6 いわゆるガソリンの暫定税率や環境性能割の廃止等の減税に係る代替財源の確保（総務省・財務省）

令和8年度地方財政計画においては、軽油引取税の当分の間税率や自動車税等の環境性能割の廃止に伴う減収について、地方特例交付金により全額を補填する措置が講じられたところではあるが、**令和9年度においては、減税に伴う地方の減収について、恒久財源により確実に財源措置**すること

7 直轄事業負担金に充当する公共事業等債に対する財政措置等の充実（総務省）

直轄事業負担金について、負担額が大きい一方、事業費や事業の進捗等に地方の直接的な裁量がないことから、**直轄事業負担金の地方負担額に対する公共事業等債の交付税措置率を引き上げる**など、財政措置を拡充すること

3 地震防災対策の充実・強化について

【内閣府・総務省・国土交通省】

長野県の状況

令和6年能登半島地震の被災地支援と地震防災対策の抜本的な見直し

- ・主に石川県に対して、発災当初から人的・物的な支援を速やかに実施
- ・広域的な支援を速やかかつ円滑に実施することの重要性が明らかになったほか、住宅の全壊・半壊等が多数発生、孤立集落の解消や2次避難の実施に日数を要するなど、新たな課題も顕在化
- ・多くの中山間地域を有する本県も、早急に地震防災対策を見直し、大規模地震に備える必要がある

取組

○被災地への広域応援・長野県へ避難された方への支援

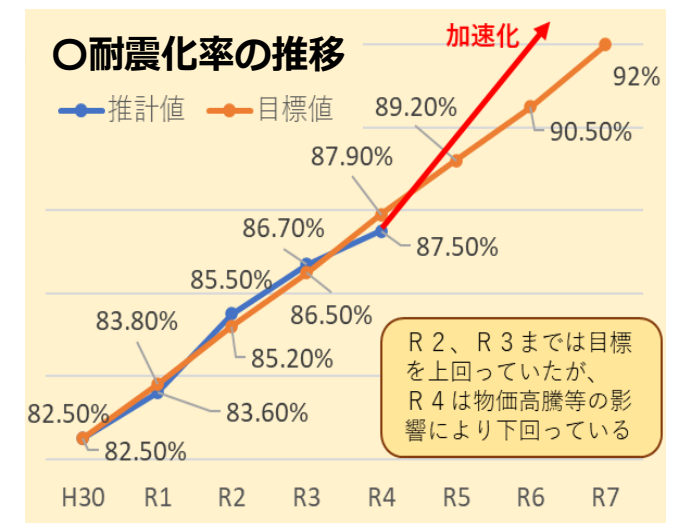
- ・石川県の羽咋市・輪島市に対して、長野県合同災害支援チーム（チームながの）により、避難所運営や住家被害認定調査などの被災地支援を、県・市町村が一体となって実施（1/5～5/31）
（中部圏知事会議災害時応援協定、応急対策職員派遣制度（総務省））



- ・避難者の要望に応え、支援先の避難所で、他避難所に先駆けて段ボールベッドを設置
- ・能登半島地震復興支援県民本部を設置し、キッチンカーによる炊き出し、被災地への軽トラック提供やボランティア派遣など、県を挙げて被災地を支援
- ・県内公営住宅等への避難者に暖房器具、家電製品など生活必需品を県独自に用意し提供

○「長野県地震防災対策強化アクションプラン」で本県の喫緊の課題に対応

- ・発災時の被災者の健康維持と、災害関連死防止を目的に、組立式トイレ130基をR6に緊急導入R7に、エアベッド（1,500基）と簡易テント（1,100基）を配備
市町村と連携し、広域で対応可能な備蓄体制を整備
- ・大規模災害発生時に、通信環境を確保し情報孤立を解消するため、可搬型衛星通信インターネットサービス機器（スターリンク）を、10広域に配備
- ・その他、緊急輸送道路整備、迂回機能強化や道路法面对策など防災対策関連施策も重点化



課題

- 過疎化や高齢化が顕著な中山間地の住宅は都市部に比べて1.6倍ほど規模が大きく、住宅所有者の負担が大きくなり耐震化の遅れが顕著
- 道路の寸断は、救助・救出・救援や、速やかな支援開始に大きく影響するため、**道路の強靱化は最重要かつ最優先**の課題
- **地籍調査の進捗率**が39%と低く、被災後に地籍の確定が速やかにできず、復旧・復興に遅れが生じるおそれ
- 災害救助法の求償事務や救助の対象範囲が複雑であり、救助法適用自治体のみならず、応援に入った自治体にとっても負担
- 平成19・29年の道路交通法改正により、**普通自動車免許では車両総重量が大きな車の運転が不可能**になったため（例：29年以降の普通免許では3.5トン未満）、今後、災害時の給水車派遣に支障が生じる恐れ（能登半島地震では3.5トン超の車が多数支援実施）
- 道路の寸断等により支援物資の輸送に時間を要する事態に備え、市町村は十分な物資備蓄が求められる一方、物資の購入に対する**財政措置は不十分**
- 大規模災害時は、県境を越えた避難が必要となるが、**広域での自治体間調整の仕組みはなく、避難者の把握手段も未構築**

提案・要望

1 住宅の耐震対策の充実（国土交通省）

中山間地における規模が大きな住宅の所有者負担を軽減するため、耐震改修補助額の上限を引き上げること

2 緊急輸送道路の整備やダブルネットワーク強化の推進と財政支援（国土交通省）

緊急輸送道路整備やダブルネットワーク強化等を推進し、道路法面対策等の地方自治体が行う防災対策に必要な予算を確保すること
また、能登半島地震により、緊急輸送道路の高盛土区間において、複数の大規模崩壊が発生したことから、盛土のり面を含む特定土工構造物点検を速やかに実施できるよう必要な予算を確保すること

3 地籍調査事業の推進（国土交通省）

災害からの迅速な復旧・復興に重要な役割を果たす地籍調査事業を計画的に進めるため、必要な予算を確保すること

4 被災状況を踏まえた災害救助法の運用及び事務手続の簡素化（内閣府）

被災状況を踏まえ、自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲や事務費の拡充を図ること。また、災害救助法の事務手続きを簡素化するなどし、自治体の負担軽減を図ること。

5 給水車運転職員の準中型自動車等の免許取得費用に係る補助制度の創設（内閣府）

災害時に安定的に給水車を派遣できるよう、給水車運転職員の準中型自動車免許等の取得を支援する補助制度を創設すること

6 大規模災害を見据えた備蓄物資購入への十分な財政支援（内閣府）

地方自治体が行う災害用の備蓄物資の購入に対して、普通交付税の算定基準額の見直しなど十分な財政支援措置を講じること

7 広域避難時に支援に必要な避難者情報を自治体間で共有するシステムの構築（内閣府・総務省）

国において自治体間の広域避難を調整する仕組みを整備するとともに、持病やアレルギー情報などの避難者を支援する上で必要となる情報を避難先自治体と一元的に共有できるシステムを構築すること

4 地方分権改革の推進について

長野県の状況

【内閣府・総務省】

- 義務付け・枠付けの見直しや農地転用許可など国から地方への事務・権限の移譲により、地域の実情に応じた施策の展開が可能となり、地方公共団体の自主性・自立性は着実に高まってきた

本県は、国が平成26年から導入した「提案募集方式」に基づき、毎年度、権限移譲や規制緩和に関する提案を提出

- ・地方分権改革に関する「提案募集方式」への本県の提案状況

(単位：件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
本県提案	7	4	2	5	8	4	6	5	6	9	2	14
共同提案	0	3	5	4	7	4	3	9	2	6	1	1
追加共同提案	-	6	24	15	18	37	42	99	60	64	50	44

《本県提案により実現可能となった例》

豚熱ワクチン接種に関する提案 (令和2年度地方分権改革推進アワード受賞)

これまで

家畜伝染病予防法第6条による豚熱ワクチン接種は県の獣医師職員である家畜防疫員に限定

【問題点】

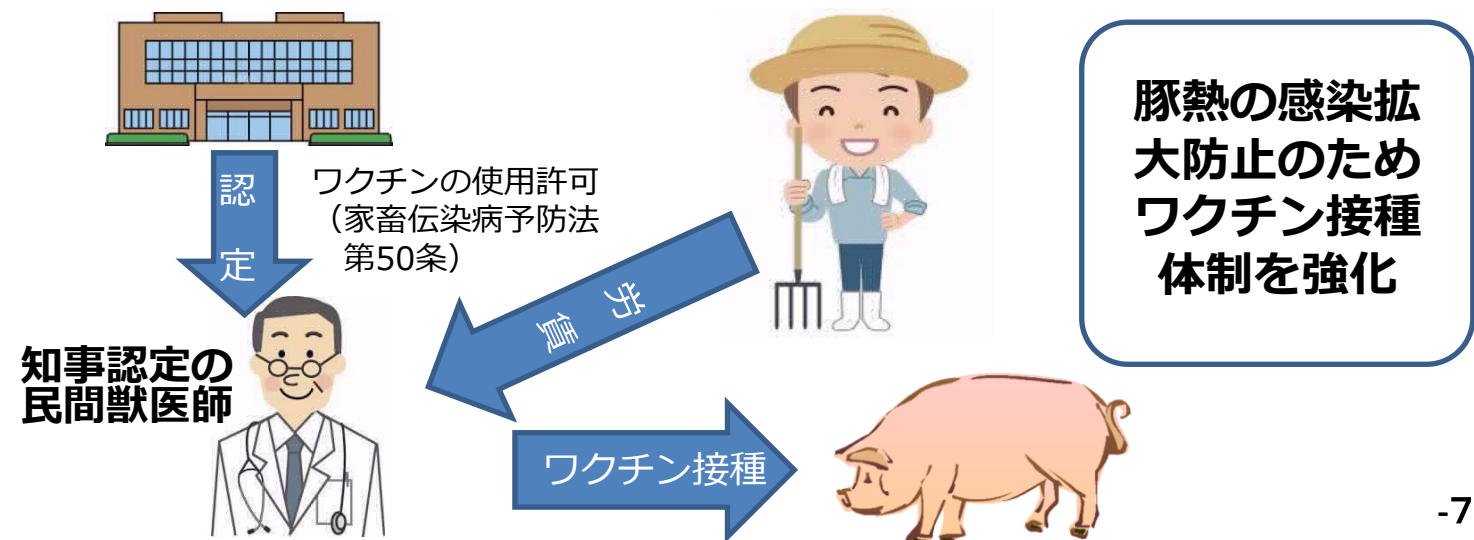
- ・ワクチン接種が家畜保健衛生所の業務を圧迫
- ・民間獣医師を家畜防疫員として県職員に任用した場合には、家畜伝染病予防法第60条第1項第3号の国の負担金(1/2)は対象外

効率的な接種体制の確保のため家畜防疫員以外の民間獣医師の接種を可能とするよう提案

実現した内容

【国の防疫指針の改正 (R3.4~)】

家畜防疫員による接種のほか、**知事が適時性及び家畜防疫員としての適切性に係る要件を満たすと認定した民間獣医師 (知事認定獣医師) による接種も可能に!**

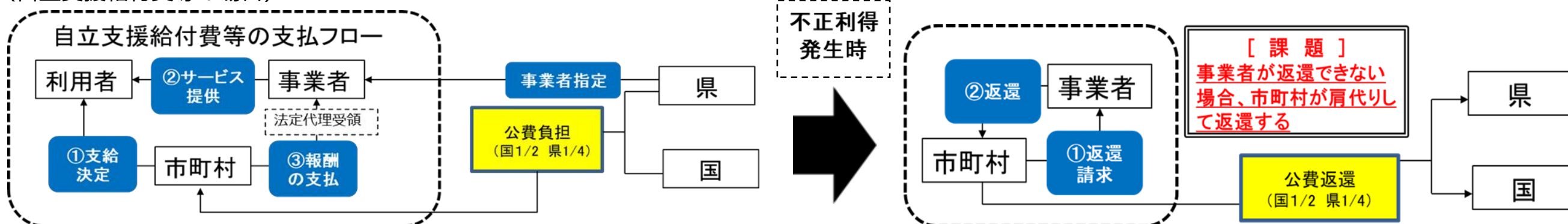


課題

■ 従うべき基準や補助金制度による国の関与、地方の役割に見合った税財源が十分に確保されていないことなどにより、必ずしも地方が自らの判断と責任において役割を果たすことができない状況が続いており、地方分権改革は未だ「道半ば」

【事例】・自立支援給付費等（国負担1/2）について、指定障害福祉サービス等事業者による不正利得があった場合、市町村は事業者へ返還を求め、その財源を以て国庫負担金を返還するが、**返還金を徴収できなかった場合は、適切な事務執行の責務を果たしている市町村が肩代わりして国庫負担金を返還する酷な制度**となっている

（自立支援給付費等の場合）



- 国と地方間の構造的な課題として「責任」と「権限」の不一致が生じており、施策の実効性の低下などに繋がっている
- 戦後80年が経過する中で、国と地方との役割分担や関係性について時代の変化に即した改革を行う時期にある

提案・要望

1 国と地方の役割分担や関係性の適正化

地方公共団体が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に実施できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進めること。特に、国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、設定された基準については廃止又は参酌基準化するなど、国の過度な関与を見直すこと

また、ナショナルスタンダードとして国が担うべき政策を明確化するとともに、人口減少・デジタル社会に対応した国・都道府県・市町村の役割分担と関係性や、責任に見合った権限のあり方について、地方制度調査会等において、横断的かつ抜本的な議論を行うこと

2 補助金等における国と地方の関係の見直し

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条に基づき都道府県の知事の同意の下で事務が行われる補助金については、不同意により市町村が補助を受けられなくなる懸念から、実質的に不同意が困難である。当該補助金のうち、地方に裁量の余地が乏しく、国が直接実施することが効果的・効率的なものについては、国の直接執行を検討するなど、制度の見直しについての議論を深めていくこと

国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金や償還期限が到来した個人への貸付金を当該事業者や個人から徴収することが困難な場合、地方公共団体が代わりに国庫に返還しなければならない取扱いとなっている事例がある。こうした取扱いは、国と地方の費用負担のあり方として適切ではないため、制度の見直しを行うこと

3 国と地方の率直な意思疎通

地方の実情などについて率直に意思疎通を図れるよう、国と地方の協議の場に限らず、分野ごと省庁ごとに意見交換の場を設けること

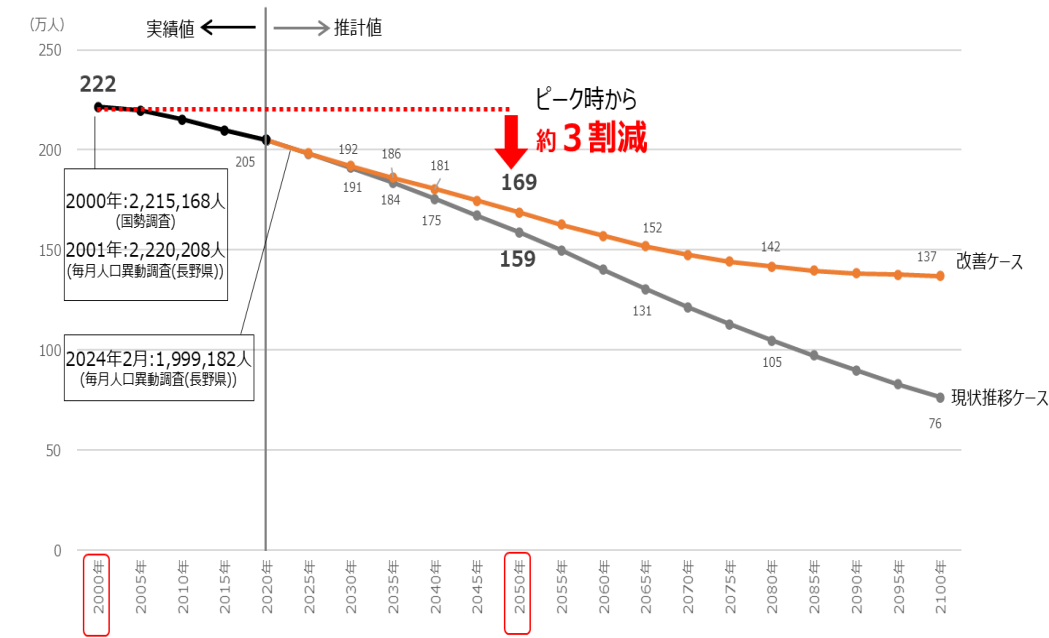
5 人口減少対策の推進と東京一極集中の是正について

長野県の状況

【内閣官房・内閣府】

● 人口減少により生ずる様々な課題を乗り越え、明るい未来を実現するため、率先して取り組む

- ・長野県の2050年の将来推計人口は、現状のまま何もしなければ、2001年のピーク時から約3割減少する「7がけ社会」が到来する見通し
- ・長野県の合計特殊出生率は1.30（R6）と、全国を上回っているものの4年連続で低下。今後、出生率が改善したとしても、しばらくの人口減少は不可避
- ・高齢化が進み、2050年には高齢者が長野県の総人口の4割を超える見通し
- ・20～24歳の転出超過が最も大きく、同世代の女性の転出超過が最も深刻（大都市圏への流出）



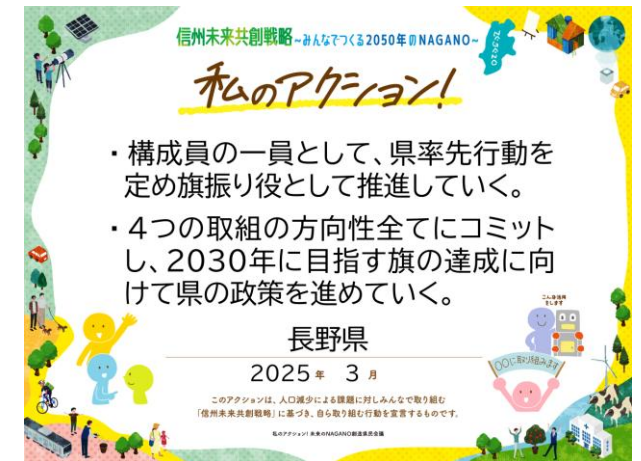
出典：2020年までは国勢調査（総務省）、2025年以降は長野県企画振興部推計

取組

- 多様な主体が参画する「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」を立ち上げ、県民みんなで人口問題に向き合うための羅針盤として「信州未来共創戦略」を策定、オール信州で戦略を推進（R6.12～）
- 長野県も県民会議の一員として、戦略に基づく県としてのアクションを策定し、取組を実施（R7.3～）

【主な県のアクション】

- ◇ 若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり
 - ・ユースワーカー交流会等により、ユースセンター設置拡大を支援
 - ・「ジェンダー主流化」の考え方を県組織へ浸透させ、あらゆる施策へ反映
 - ・小学校1年生を25人規模学級に編制
- ◇ 信州の強みを活かした移住・関係人口の増加～暮らし、つながる仲間を増やそう～
 - ・“共感”を軸にターゲットへの行動変容を促す移住プロモーションへ刷新
 - ・住宅を空き家にせず、市場への流通を促すセミナー・相談会の開催
- ◇ 安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進～県土のグランドデザインを策定・実現しよう～
 - ・広域路線維持・確保のため「信州型広域バス路線支援制度」により支援
- ◇ 変革期を乗り越える経営等の革新
 - ・売上高10億円超を目指す企業の成長を総合的な経営支援により後押し
 - ・持続可能な農業の実現に向け、「地域計画」の充実・実行を伴走支援
 - ・経営者向けフォーラムの開催、企業と女性役員候補のマッチング、女性管理職候補の育成などを行うW.E.L.L.NAGANO（仮称）を展開
 - ・学生の自己PRに基づく企業からの「スカウト型マッチング支援」を実施



課題

- 地方創生がスタートして10年が経過し、本県においても地域資源を活かしながら活力を生み出す政策を自ら立案・実行し、社会増に転じるなど一定の成果があった。しかし、2024年の長野県の出生数は1万513人で、比較可能な1953年以降で過去最少となるなど、少子化に歯止めがかかっていない
- また、社会増減に目を向けると、社会増となっているものの、長野県は就職期である20～24歳の転出超過が最も大きく、特に女性の転出超過が大きいことは深刻な課題となっている
- 一方で、東京都における転入超過は続いており、2024年には20～24歳の転入超過が6万4700人と突出して多い状況
- 人口減少により生ずる様々な課題を乗り越えるためには、人口減少を真正面から受け止め、これまでの「当たり前」を見直し、「社会の基本設計」を更新することが不可欠

提案・要望

1 人口減少対策の推進（内閣府）

「地方創生に関する総合戦略」で示された「人口減少を正面から受け止めた上での施策展開」、「若者や女性にも選ばれる地域づくり」などの基本姿勢・視点及び政策目標（「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」）に基づき、人口減少への対策を一層強化すること

特に、当該戦略の政策目標である、自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、地方に新たな人を呼び込む「強い経済」の実現に向けて、地域未来戦略に掲げる取組を強力に推進すること

地方が人口減少という構造的課題に真正面から向き合い、地方の実情に応じた具体的な施策を積極的に推進するため、「地域未来交付金」について、地方のニーズに対応できるよう、必要な予算額の拡充と制度の継続的な運用を図ること

2 東京一極集中の是正（内閣官房・内閣府）

地方の将来にわたる持続可能性の確保に向け、過度な東京一極集中に歯止めをかける抜本的な人口の流れの是正と都市と地方が相互に支え合う観点から、国が大局的視点で、税源の偏在是正、企業・大学の地方分散、移住・定住・二地域居住促進に取り組むこと。あわせて、若者や女性にも選ばれる地域づくりや、地方の伸び代を生かして地域に活力を取り戻す成長戦略の実現に向け、人材育成・産業政策・雇用政策を一体的に講じる実効性ある取組に努めること

6 地域未来戦略に関する支援の充実について

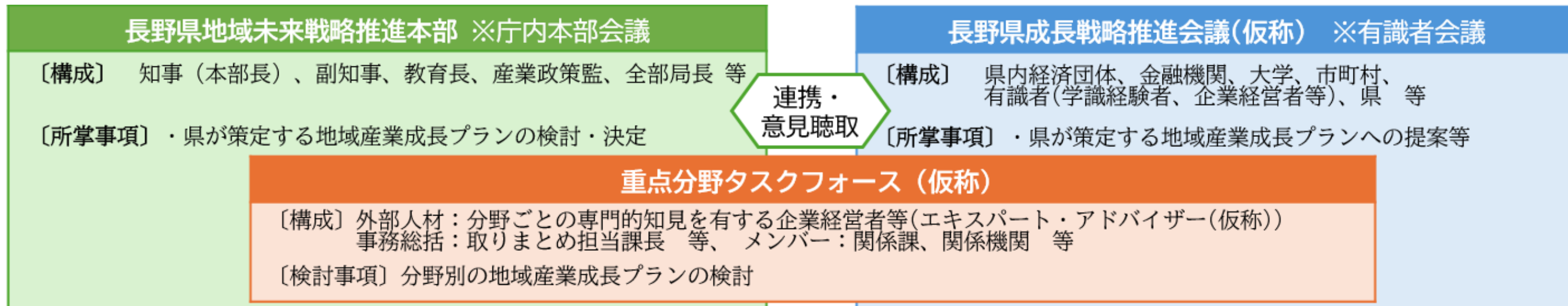
【内閣官房・内閣府・経済産業省・中小企業庁】

長野県の状況

取組

● 「強い長野県経済」の実現を目指し、県を挙げた検討体制を構築

- R8.3.16 長野県地域未来戦略推進本部会議を設置、開催
- 4.20 地域未来戦略推進に関する講演会（講師：内閣官房 地域未来戦略本部海老原事務局長、参加者：約150名）
- 4.22,23 知事と県市長会・町村会との懇談

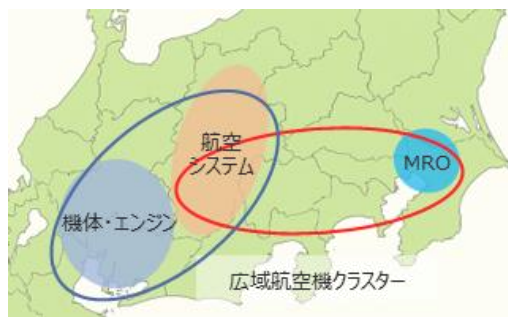


● 本件の産業の強み・特徴を生かした地域産業成長プランを今後策定

<策定を検討している分野>

✈️ 航空・宇宙

-アジア航空機システム拠点の形成/宇宙関連への展開-



- ・航空・宇宙関連産業 111社（航空機 111社、宇宙 45社）
- ・H26国際戦略特区に指定
- ・R3連携組織「NAGANO航空宇宙産業クラスターネット」を発足

🍶 発酵・フードテック・農業

-発酵を軸としたフードサプライチェーン形成/世界市場でのブランド確立-



- ・発酵食品産業 297社（味噌 85社、清酒 80社、ワイン 92社、クラフトビール 40社）
- ・R5産学官連携のコンソーシアム「発酵バレー-NAGANO」発足

※この他、半導体、国土強靱化×先端技術、水素、コンテンツ等の分野についても県内関係者等の意見交換を行い、計画策定に向け検討を進める

- 国主導の一律な制度設計、広域リージョン連携など他の広域的枠組みとの住み分けも不明確であり、支援策も細分化
→ **国と地方の役割分担が不明確であり、地域資源や特性に応じたプラン策定が困難**
- 半導体や航空宇宙等の広域的な成長産業に対し、国のクラスターの概念が特定地域の地理的集積に偏重
→ **県域を越えて付加価値を生む広域サプライチェーンの実態と乖離**
- 本県は77市町村と全国的にも小規模市町村が多く、単独での計画策定のハードルが高い
→ **県・市町村の役割分担の整理と財政的配慮が必要**
- 大規模投資を行う大企業への支援が中心
→ **サプライチェーンを支える中小企業向けのインセンティブや直接支援が必要**

提案・要望

1 地方自治体への迅速かつ正確な情報提供と役割の整理（内閣官房・内閣府・経済産業省）

地方自治体に対し迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、計画対象（分野・区域）や県と市町村の役割分担、広域リージョン連携などの他の広域連携の枠組みとの住み分けを早期に明確にすること

地域産業成長プランについて、地方の意思を適切に反映できるよう、国の関与を最小限にすること

2 クラスター形成に係る対象と支援の拡充（内閣官房・内閣府・経済産業省）

地域産業クラスターの形成を目指す区域について、都道府県単位の地域への集積はもとより、県境を越えて分散するサプライチェーン全体も一つのクラスターとして支援の対象とすること

クラスター形成の重要な機能を持つ公設試験研究機関などの研究開発機能強化や、地域の成長産業を担う人材育成も一体的に支援すること

3 地方をけん引する中小企業と市町村の取組への強力な後押し（内閣府・経済産業省・中小企業庁）

企業が投資判断を行えるよう支援内容を明らかにするとともに、官民投資を促すための企業への直接支援も検討すること

地域産業成長プランに位置付ける重点支援企業以外にもサプライチェーンを支える地域の「中小企業」への省力化投資補助や税制優遇等のインセンティブを併せて検討すること

地域未来交付金等は従来以上の高い補助率と十分な予算を確保するとともに、県のプランに位置付けた市町村の取組が同交付金等の優先採択を受けられる仕組みを構築すること

7 社会的養育推進のための体制づくりへの支援について

【こども家庭庁】

長野県の状況

● 乳児院・児童養護施設等の専門性を活用した社会的養育の体制づくり

- ・平成28年の児童福祉法改正において、こどもが権利の主体として位置づけられ、「家庭養育優先原則」や「パーマネンシー保障（永続的な養育環境・人とのつながりの保障）」がこども家庭福祉の理念とされた
- ・さらに令和4年の同法改正においては、こうした理念の実現に向けて、市町村のこども家庭センターや家庭支援事業、里親支援センター等、こどもとその養育環境を支える社会的養育の様々な仕組みが法定化された
- ・長野県では、施設数が多い乳児院・児童養護施設の専門性を活かした社会的養育の体制構築を進めてきたが、県域が広く（分散的な生活圈域）、小規模市町村が多い県の特色も踏まえ、現行の「県社会的養育推進計画」を大幅に見直し、後期計画（R7～11年度）を策定した
- ・里親委託や特別養子縁組を一層推進するとともに、積極的に資源整備を進めて地域ごとの支援体制を充実・強化することにより「こどもの権利が保障される」長野県の実現を目指していく

取組



○ 児童養護施設等の多機能化・機能転換の推進による社会的養育の充実

長野県では、他県と比べ相対的に施設数が多い、乳児院・児童養護施設の専門性を活かす社会的養育の体制構築等を進めている

【児童養護施設】

- ・H26年度以降、市町村をバックアップする地域の専門相談機関として、児童養護施設等への「児童家庭支援センター」設置を推進
- ・社会的養護下のこどもの自立支援として、R7年度から一般家庭との体験格差解消のため措置費に上乗せしてこどもの習い事等の課外活動経費への補助を開始 ※この他、企業寄付金を活用しH27年度（～10年間）ケアリーバー向け奨学金を給付

【乳児院関係】

- ・里親委託（特に乳幼児）を推進するため、H30年度から乳児院の包括的里親支援事業を推進し、現在は里親支援センター設置を促進
※R8年4月現在 5か所（うち乳児院4か所） 更にR9年度に2か所増設予定
- ・乳児院（1か所）へ委託し、望まない妊娠の相談窓口である「にんしんSOSながの」をH31年3月に開設 ※R6年度から妊産婦等生活援助事業へ移行
- ・R7年度から「養親手数料負担軽減事業」を開始して養子縁組の取組も強化

児童家庭支援センター設置による在宅支援強化

	R7年度 (現状)	R11年度 (目標・見込)
箇所数(a)	6所	15所
こども人口(b)	267,582人	247,936人
(b)/(a)	44,597人	16,529人

里親支援センター設置による里親委託推進

	R7年度 (現状)	R11年度 (目標)
箇所数	3所	10所
里親登録数	268家庭	500家庭
里親等委託率 (うち乳幼児)	24.5% (49.5%)	55.0% (75.0%)

注) 里親等委託率は速報値

課題

■ 乳児院・児童養護施設が専門性を活かして多機能化・機能転換等に取り組むための人的・資金的な余裕がない

- ・「家庭養育優先の原則」のもと、里親委託や施設の小規模化等の推進により入所児童が減少。今後もこの傾向が続くことが見込まれる中、入所児童数に応じて定員・措置費が決まる現行制度では、職員配置基準における最少定員を下回る小規模施設においては入所機能の維持が困難

【児童養護施設 定員】令和元年6月 14施設 541人 → 令和7年6月 14施設 471人 (▲70人)

【乳児院 定員】 同上 4施設 55人 → 同上 4施設 49人【暫定48人】 (▲7人)

- ・最少定員を下回る乳児院の場合、基準上の配置職員数は変わらないものの、措置費（収入）は減額し運営が厳しい状況

【A乳児院】R6年度 9名 → R7年度 8名 措置費の減収 1千万円超（見込み）

■ 市町村の家庭支援事業等について、事業毎に施設が安定・継続してサービス供給できる制度となっていない

【例】ショートステイ事業：常時サービス提供可能な補助基準ではない 例）受入れに応じた単価契約、専従者人件費がフルで補助されない（児童養育時のみ）

■ こどもや家庭をよりよく支援するにあたり、社会的養育・社会的養護における人材不足等が深刻化

【R6：児童養護施設 若手職員談】「手取り16万円では、職業として選びたくとも選べない。専門性を磨く余裕もない。」

■ 児童相談所職員の経験が乏しく、里親支援、パーマネンシー保障、適正な一時保護等のこどものニーズに応えきれない

【R7：専門職員の経験年数】福祉司 82人（うち5年未満 42人・51.2%） 心理司 40人（うち5年未満 40人・45.0%）

提案・要望

1 乳児院・児童養護施設等の多機能化・機能転換等を支援する措置費制度への改善

社会的養育の転換期にあたり、乳児院・児童養護施設等の必要となる入所機能を維持しつつ、専門性を活かした多機能化・機能転換等に取り組めるよう、以下のとおり措置費制度を改善すること

- ・現行の定員を維持するために充足すべき要件の定員に対する入所児童数の割合（現在9割）の緩和
- ・職員配置の基準となる最少定員（現在乳児院9人、児童養護施設20人）に関し、より少ない定員の設定や単価積算上の配慮など、一時保護専用施設の職員配置の改善も含め、施設の今後の役割・あり方を踏まえた制度の見直し

2 家庭支援事業等に係る安定的・継続的な実施体制の確立

家庭のニーズに常時応える体制を確立するため、市町村や施設の意見も聴取した上で、事業毎に必要な職員を確保することが可能となるように補助基準（単価等）の拡充を行うとともに、市町村が円滑かつ適切に事業化できるよう基準適用ルールの明確化を図ること（例）ショートステイ事業に係る定員制度の導入・専任職員配置の拡充、子育て世帯訪問支援事業に係る専任職員配置の新設 等

3 里親、乳児院・児童養護施設等の専門人材確保、こどもの希望実現への支援の強化

家庭養育優先原則・パーマネンシー保障の実現に向けて、里親家庭の大幅な増加のため里親手当等の増額・充実を図るとともに、乳児院・児童養護施設等が質の高い職員を確保するため、処遇の更なる改善を図り、併せて資格要件や雇用形態を柔軟にすること
社会的養護下のこどもの将来の可能性を拓げるため、こどもの希望に応じて一般家庭並みに、習い事、学習塾、スポーツクラブ等に通えるよう、措置費（事業費）の更なる充実を図るとともに、ケアリーバーの抱える課題を踏まえ、給付型の奨学金を創設すること

4 社会的養育をめぐる支援課題を踏まえた児童相談所の職員配置基準の見直し・強化

こどもの権利保障のため、児童虐待防止だけではなく、里親委託推進と里親支援の充実、親子再統合等のパーマネンシー保障の徹底、市町村の在宅支援体制の構築支援など、社会的養育の課題を踏まえた児童相談所職員の配置基準の改善及び財政支援の拡充を図ること

8 行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直しについて

【内閣府・こども家庭庁・厚生労働省】

長野県の状況

● 指定障害福祉サービス等事業者による不正事案に対する厳正な対応

- ・ 県は、事業者からの申請に基づき、指定基準を満たす者に対して指定障害福祉サービス等事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス等事業者に対して、自立支援給付費等を支払っている
(財源：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 県は、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、県が行政処分や勧告を行い、市町村は、県による行政処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行う

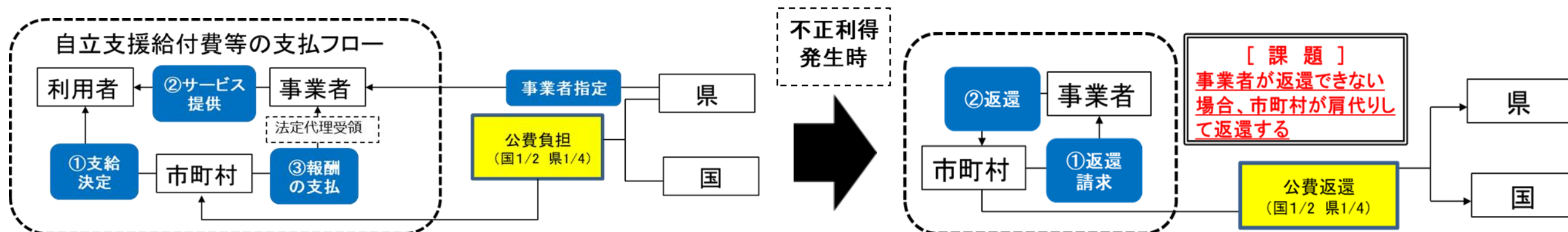
取組

- 不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、令和5年度に、県としては初めて指定障害福祉サービス等事業者に対して行政処分を実施
- その後も、不正が疑われる事案については積極的に監査を行い、所要の対応を行った

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
監査事業所数	0	2	1	16	3	1
行政処分等件数	0	2	0	7	5	3

課題

- 自立支援給付費等（国負担 1/2）について、指定障害福祉サービス等事業者による不正利得があった場合、市町村は事業者に返還を求め、その財源を以て国庫負担金を返還するが、**返還金を徴収できなかった場合は、適切な事務執行の責務を果たしている市町村が肩代わりして国庫負担金を返還する酷な制度**となっている



- このため、県としては、不正を行った事業者に対して、**指定取消や指定の効力停止等の厳正な措置を採るにあたり、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを懸念せざるを得ない**

提案・要望

1 行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直し

県による行政処分等を契機に、市町村が不正を行った指定障害福祉サービス等事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の返還を免除する仕組みを早急に構築すること

9 持続可能な地域づくりについて

【総務省】

長野県の状況

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎対策を推進
- 行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、自治体間連携を推進

- ・ 本県は、市町村数（77市町村、全国2位）及び過疎市町村数（40市町村、全国3位）が多い
- ・ 過疎市町村をはじめとする小規模自治体では、人口減少の拡大や少子高齢化が急速に進み、財政力が脆弱で、人材不足が深刻化
- ・ 総務省「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書」において、事務処理に関する対応方策の一つに「まとめる（水平連携・垂直補完）」ことが挙げられている

取組

【「交通手段の確保」「高齢者等の福祉の向上」分野での取組】

○ デマンド交通運行事業<栄村>

散在する集落間を効率よく移動できる乗合方式のデマンド交通を委託運行し、高齢者の移動手段を確保



《過疎対策事業債（ソフト）の活用》

住民を戸口まで送迎するデマンド交通

【「地域間交流」「産業振興」「観光開発」分野での取組】

○ 道の駅拡張事業<飯山市>

関係人口の拡大を図るため農業観光拠点施設とアクティビティ拠点施設を一体的に整備

《過疎対策事業債（ハード）の活用》



花の駅 千曲川

○ 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域（北アルプス、木曽）に対して、県独自に支援（H28～）

<北アルプス地域>

H28～ 「北アルプス連携自立圏」を形成、県が独自に人的支援（※R3まで）・財政的支援（※R6まで）

R7～ 「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組を開始

<木曽地域>

H30～ 「木曽広域自立圏」を形成、県が独自に人的支援・財政的支援

R8～ 県が木曽広域連合に参画し、地域公共交通や広域観光の分野で一体的・効果的に施策を推進

○ 市町村の課題感を踏まえ、県・市町村が連携して対応策を検討するための新たな体制を設置（R8.1月～）

県・市町村の行政体制最適化推進P T …行政体制のあり方や県・市町村の役割分担等を継続的に研究・協議

公共インフラWG …土木職員の確保・インフラ老朽化への対応を検討

保健事業WG …保健事業の効率的な運営等を検討

専門的事務連携WG …法制執務等の専門的事務への対応を検討

課題

- **地方債（過疎債）計画額は増加**（R7:5,900億円⇒R8:6,100億円）したものの、**財政状況が脆弱**な過疎市町村等が市町村過疎計画に基づき持続可能な地域づくりを着実に進めるためには、**過疎債の必要額の確保が重要**
- 車社会であり高齢化が進む**過疎・中山間地域**では**SS（サービスステーション）が社会インフラとしての機能**を有しているが、人口減少が急速に進展する中で、**公設も含めた公的支援によるSSの維持対策が課題**
- **定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域**には、小規模自治体も多いことから、**持続可能な形で行政サービスを提供**するためには、自治体間の連携が重要であるが、**連携の取組に対する国の財政支援が限定的**であり、県や自治体の**財政負担が大きい**
- 「**地域の未来予測**」に基づく広域連携の推進のための地方財政措置は、作成から3年以内の事業に限定されているが、広域連携の取組を一層推進するためには**継続的な財政措置が必要**

提案・要望

1 過疎対策への財政支援の充実

過疎対策事業債については、資材価格等の高騰により建設事業費が上昇していることを踏まえ、過疎市町村が過疎対策事業を着実に実施できるよう必要額を確保すること

過疎市町村が社会インフラとしてのSS維持に取り組めるよう、公設民営型による給油所整備を過疎対策事業債の対象に含めるなど、財政支援を拡充すること

2 行政体制最適化への支援強化

定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域等において、県や中心となる市町等が広域連携に向けた調整等を中心的に担う人材を配置する場合など、県等による広域連携支援の取組への地方財政措置を講じること

広域連携に関するビジョンに基づいて広域連合が行う事業への地方財政措置を講じること

「地域の未来予測」に基づく広域連携の推進のための地方財政措置については、恒常的な措置とするとともに、措置額の上限を定住自立圏における近隣市町村に対する措置額と同程度まで引き上げること

10 未来への投資、社会資本整備予算の確保について

【総務省・財務省】

長野県の状況

●「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けた社会資本整備

- ・ 広大な県土を有し急峻な地形や脆弱な地質条件を持つ本県は、社会資本の整備が未だ十分ではない
- ・ 令和元年東日本台風災害をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、**県土の強靱化が必要**
- ・ **経済財政運営と改革の基本方針2025**では、「気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、『国土強靱化基本計画』に基づき、**必要・十分な予算を確保**」するとともに、『**第1次国土強靱化実施中期計画**』に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めるため、**近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する**」とされている

取組

- **長野県強靱化計画に基づき、「第1次国土強靱化実施中期計画」の対策を積極的に実施**
- **インフラ点検結果に基づき、ライフサイクルコストを低減するため、予防保全の観点で維持管理を実施**



千曲川堤防決壊（長野市穂保）



令和2年7月豪雨では、各地で土砂災害や道路の寸断により集落が孤立するなど、地域住民の生活に影響を及ぼした



(一) 木曽川 木曽郡木曽町 上町
令和3年8月の大雨により護岸基礎が崩れ、
護岸に沿って並ぶ家屋12棟で倒壊のおそれ

課題

- 令和6年能登半島地震を踏まえ、**緊急輸送道路の整備やダブルネットワーク強化、道路法面对策、無電柱化、地籍調査等**災害発生時の、**県土の強靱化は最重要課題**
- 近年、激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化計画、長野県強靱化計画を着実に実施する必要があるものの、多額の予算が必要となり、県の財政状況が逼迫**
- **老朽化が進行するインフラへの対策**については、**予防保全の考えに基づき、適切かつ計画的な維持管理・更新を行うため継続的な予算の確保と地方負担の軽減が必要**
- **直轄事業の大きな計画変更は、県の財政運営に大きな影響がある**



白馬村黒豆沢 令和5年12月の大雨により土石流が発生
多くの家屋被害が発生した

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保（財務省）

インフラメンテナンスを含む県土の強靱化を推進するため、中長期的見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算総額を、資材価格の高騰や賃金水準の上昇も踏まえて、当初予算で確保すること

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進（総務省・財務省）

「第1次国土強靱化実施中期計画」の関係予算について、予算編成過程で資材価格の高騰等の影響を適切に反映するとともに、危機管理投資による強い経済の実現の観点も踏まえ、通常の公共事業予算とは別枠で必要な予算を確保すること

加えて、起債の充当率や交付税措置率の嵩上げなど地方への財源措置に配慮すること

直轄事業について、大きな事業費増加を伴う計画変更が見込まれる場合には、丁寧な説明を行うとともに、地方自治体の健全な財政運営に配慮すること

3 インフラの長寿命化対策への支援（財務省）

老朽化が進行するインフラへの対策については、ライフサイクルコストが低減される「予防保全型」への早期の転換に向け必要となる予算を安定的・継続的に確保すること

4 災害復旧における支援拡充・資機材の充実による支援強化（財務省）

TEC-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の体制強化や人員確保、そのための宿舎の改修等の環境整備を継続的に図ること

国所有の排水ポンプ・資機材の増強を図り、広域的な浸水被害への対応を強化すること

11 寒冷地手当に係る制度の見直しについて

【総務省】

長野県の状況

●本県における寒冷地手当制度

- 県や市町村においては従来から、国家公務員の制度に準じる形で支給要件を定め、職員に対して寒冷地手当を支給してきた
- 令和7年度、国家公務員の寒冷地手当の見直しが行われたことを踏まえ、県及び該当市町村においても寒冷地手当の改定を行った
- 県では、国との均衡を図りつつも、県の実情等を踏まえたより実態にあった制度とするため、一部国の基準と異なる内容の改定を行った
- 市町村では、国や県の改定状況等を踏まえ改定を行った

令和7年度 県及び市町村における寒冷地手当の改定内容

●県における改正

○支給地域：全県を支給対象に改正

- 全県域での人事異動が予定されており、国に準じた場合、**人事管理上の支障**の発生が懸念されたため、**全県を支給対象**とした

○支給月額：国基準の支給総額の範囲内で引下げ

- 公務の近似性・類似性を重視し、**国との均衡**を図り、国基準での支給総額を超えないよう**支給月額を引き下げた**

●市町村における改正

(新たに非支給地域となった14市町村)

○独自基準で支給継続

- 2市

○国に準じて廃止

- 11市町村

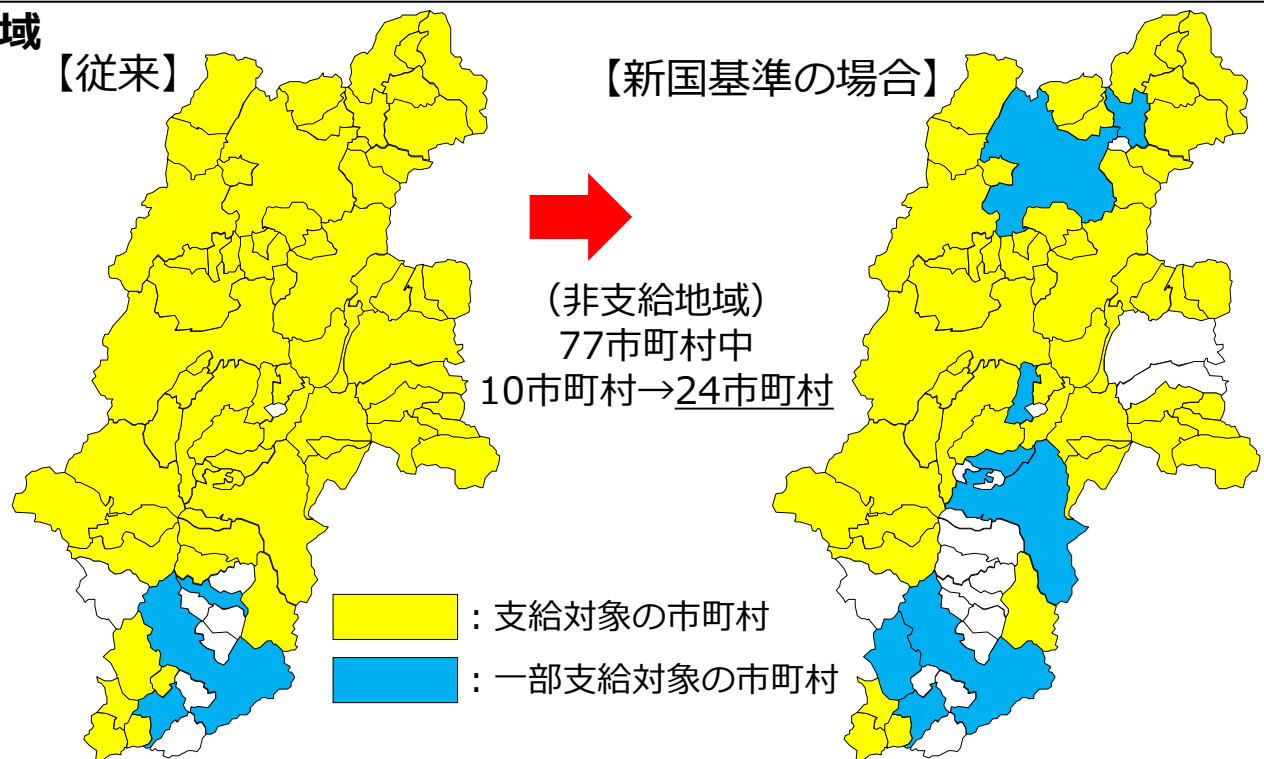
○県の支給月額に準じて支給

- 1町

支給地域

【従来】

【新国基準の場合】



県における支給月額〈参考〉

年度	世帯等の区分		
	世帯主		その他の職員
	扶養あり	扶養なし	
改定前(R6) 【国現行額】	19,800円	11,400円	7,360円
R7	16,000円	9,000円	6,000円
R8	15,000円	8,000円	6,000円
R9以降	14,000円	8,000円	6,000円

課題

■ 手当については、均衡の原則に基づき国家公務員と同様の改正を行うよう要請等があることから、地域の実情に合わせた独自の制度設計が難しい

- 令和6年度、国の給与改定に合わせ、総務省から「寒冷地手当について、国においては支給月額の上上げと新たな気象データを用いた支給地域の見直しを実施することとされたことから、**各地方公共団体においても、国と同様の措置を講じること**」と要請があった（令和6年11月29日付け総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」）
- 現在の人口減少下において、優れた人材を確保していくためには柔軟かつ迅速な給与制度の設定が必要だが、こうした**一定の制約があることから地域の実情に合わせた制度設計が難しい**

提案・要望

1 地域の実情に合わせた給与制度の容認及び必要な法令改正

地方公共団体の給与制度について、多様な人材の確保や柔軟な働き方へ対応するため、地域の実情に合わせた支給要件や支給額を設定することができるよう、地方公共団体の裁量をより広範に認め、必要に応じて関係法令の改正を行うこと

12 更生保護施設の安定的な運営確保に向けた取組について

【法務省】

長野県の状況

● 矯正施設等出所者に対する再犯防止の推進

- ・ 近年、犯罪の発生件数が減少する中、再犯率は40%以上で推移しており、再犯防止の推進は地域社会の安全安心に資する重要な取組
- ・ 出所直後の生活基盤を確保するため、住居等がなく直ちに自立することが難しい出所者を受け入れ、社会復帰支援を行う更生保護施設が長野県内に2施設存在している
- ・ 加えて、受刑者の高齢化や障がい者を有する者の増加を背景に、平成22年度から長野県地域生活定着支援センターにおいて出所後に福祉的支援を必要とする者の支援を行っており、更生保護施設と連携して出所者の社会復帰と再犯防止を支えている

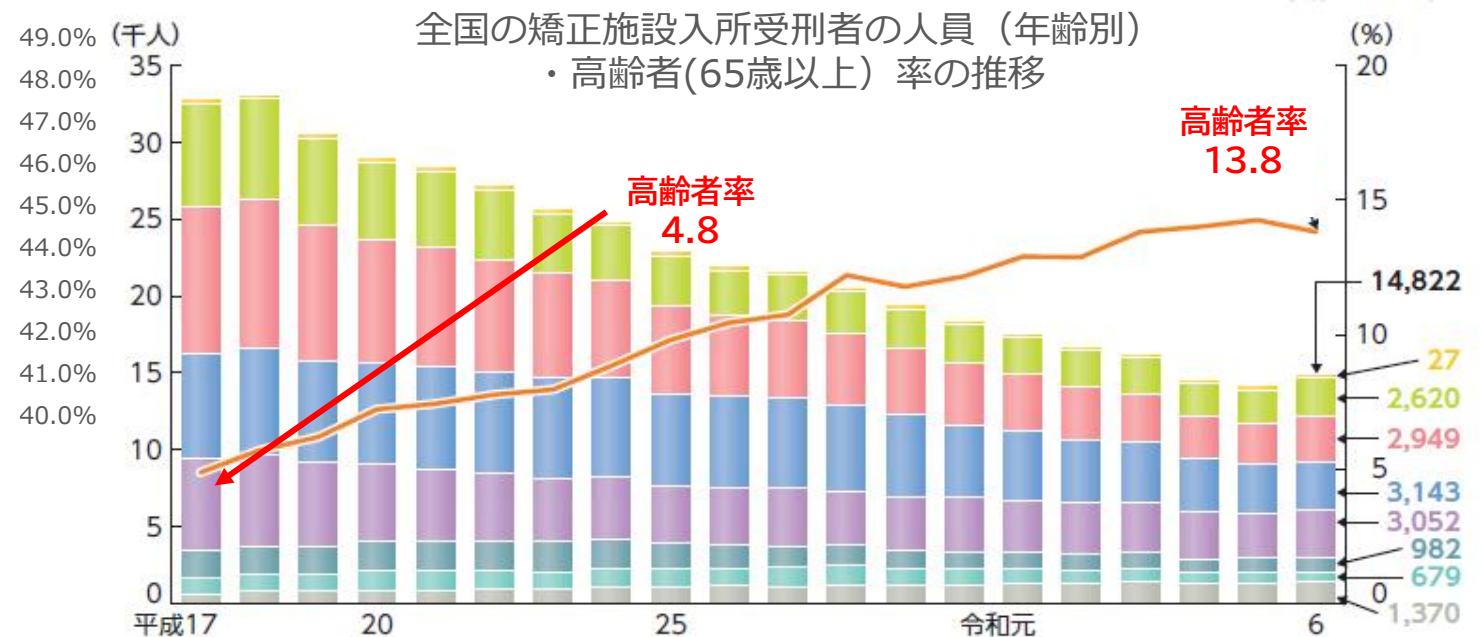
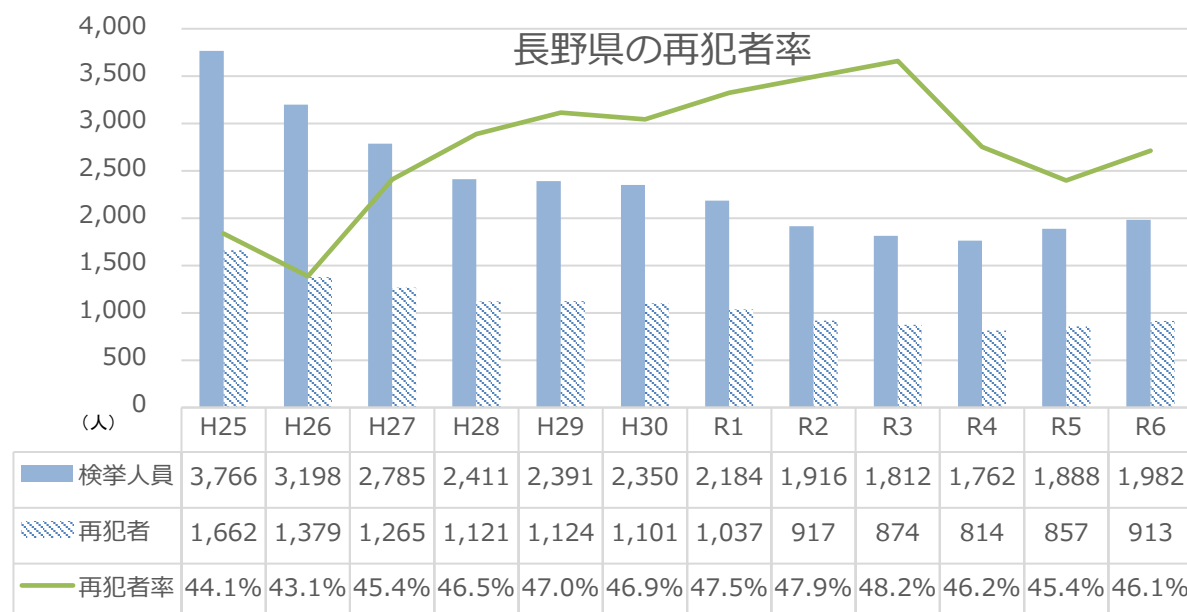
取組

○ 更生保護施設改築時における補助実績

- ・ H25 みすず寮：補助額1,500万円（総事業費約2億円）
- ・ H8 裾花寮：補助額2,000万円（総事業費約1.7億円）

○ 長野県地域生活定着支援センターによる再犯防止への支援（長野県社会福祉士会へ委託）

- ・ 住居の確保、入所施設の調整、生活保護や障害福祉サービス等の制度利用に係る支援
- ・ 刑務所出所時における市町村や医療・福祉機関等との連絡調整、窓口同行
- ・ 地域定着後の生活上の課題に対する継続的な相談対応



課題

- 国が所管する更生保護施設は、国からの委託費を主な財源としており、現在の運営の仕組みでは入所者数が減少中、安定的な施設運営を維持することが困難である
- 全国的に更生保護施設の入所者が減少していることに加え、刑務所等出所者は就労機会などの理由から都市部の施設への入所希望が多く、地方の施設希望者は少ない
 - ・平成17年から令和6年までの20年間で、満期釈放者は58.9%、保護観察開始人員は61.7%、保護施設委託開始人員は27.4%、それぞれ大幅に減少
 - ・矯正施設入所受刑者の高齢者率は約3倍に増加し、就労による自立を前提とした更生保護施設入所者が減少
- 長野県内の更生保護施設は、平成29年頃から入所者数の減少に伴い、施設運営の赤字が続いており、過去の黒字分や寄付金等の通常財産を取り崩して運営費を補填している
 - ・裾花寮（長野市） <定員20名> 入所者数13名（R8.3.4時点）
令和6年度は約500万円の赤字。現行の委託費水準では、黒字化のために恒常的に15人程度の入所が必要
 - ・みすず寮（松本市） <定員17名> 入所者数6名（R8.3.4時点）
令和6年度は約700万円の赤字。現行の委託費水準では、黒字化のために恒常的に11人程度の入所が必要
- 以上の更生保護施設運営に苦慮している関係団体等からの訴えが県にも届いている状況

提案・要望

1 更生保護施設に係る委託費水準の見直し及び財源確保

更生保護施設は、少人数であっても行き先のない出所者の受け皿となり、地域の安全・安心の確保に重要な役割を果たしている。入所者数が減少する中であっても、安定的な施設運営が可能となるよう、委託費の水準や算定方法の見直しを行うとともに、委託費に係る必要な財源を確保すること

2 更生保護施設のあり方の検討

平成30年度に「これからの更生保護事業に関する有識者検討会」が開催され、更生保護事業のあり方等に関する提言が示されているが、その後の社会環境の変化、入所者数の減少等を踏まえ、全国的な視点から、更生保護施設機能のあり方について改めて検討を行い、必要な見直しを図ること

13 個別最適な学びの実現について

【総務省・文部科学省】

長野県の状況

● 学びの「新しい当たり前」の創造に向けた学校改革や多様な学びの場の創出

- ・ 児童生徒へのきめ細かな指導のためには、教職員及びそのほかの専門スタッフの確保と柔軟な教職員配置が必要
- ・ 一人ひとりに合った学びの実現のためには、様々な学び方を実践できる学校の風土や施設の整備が必要
- ・ 本県の不登校児童生徒は増加傾向（小・中学校 R元：3,551人→R6：7,248人）にあり、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒も増加（小・中学生 R元：166人→R6：554人）している

取組

○ 学校改革による子どもたちのウェルビーイング実現

- ・ 学校の仕組み改革等に取り組むウェルビーイング実践校「TOCO-TON」を指定
- ・ 「県立高校の特色化に関する方針」を策定

○ インクルーシブな教育の推進に向けた環境整備

- ・ 小学校1年生において25人規模学級を実施するとともに、そのメリットを最大限に活かした指導法やカリキュラム等を研究
- ・ 外国人児童生徒が安心して学べるための日本語初期指導の在り方を研究
- ・ 不登校、発達障がい等に対処するだけでなく、対処の知見やノウハウを全県に広げる取組を行う学校に対し、積極的に教員を配置（R8:41人）

○ 長野県スクールデザインプロジェクト

- ・ これからの時代にふさわしい学校施設について、専門家による検討結果の報告書を基に、県立学校における学びの質の向上と学び続ける個人と社会を支援するため、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応える学びと空間の一体的な改革を推進

○ 不登校児童生徒等に対する多様な学びの選択肢の提供

- ・ ICT等を活用し、授業のオンライン配信やweb教材による学習を行うなど、不登校児童生徒のニーズにあった多様な学習を支援
- ・ フリースクール等民間施設が、学びの場として安心して利用され、持続的に運営できることを目指した公的認証制度「信州型フリースクール認証制度」を創設（R6.4）し、43か所を認証（R7.11現在）

【成果①】

「授業は自分にあった教え方、教材、学習時間になっていた」と答えた児童生徒（小6、中3）の割合

<R6>

小6:長野県83.2%（全国83.4%）
中3:長野県80.7%（全国79.3%）

【成果②】

12月の時間外勤務時間1人当たり45時間以下の小中学校の割合
（R元：44.8% → R7：92.3%）

【成果③】

自宅でのICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

（R元:12人 → R6:206人）

課題

- 多様化・複雑化された教育課題に迅速に対応するためには、**それぞれの課題に応じた教職員の配置を柔軟に行うことが必要**
- 外国人児童生徒が増加し、且つ国籍も多様化するなか、**日本語や日本の文化・習慣等を学習するプログラムを指導できる人材が不足している**。また、外国籍生徒への高校授業料等の教育費の支援は、**入国した時期によって受けられる支援内容に差があり**、日本へ定着する意思があっても、支援対象外となる生徒が存在する
- 高校無償化と併せた公立高校の特色化・魅力化にあたり、**地方部特有の課題や実情に応じた財政支援や制度改正が必要**
- 多様なこどもの教育機会の確保を図るには、いつでも・どこでも・どのような状況にあっても、学びが継続できる**義務教育段階における通信制学校の設置が必要**だが、現行の学校教育法の規定では、一部の例外を除き**通信制学校の設置ができない**
- 県内の多くのフリースクールは利用料を無料又は低額に設定しており財政基盤が脆弱であるため、フリースクール等民間施設に関する経済的支援が必要。**教育機会確保法制定時の衆参両院の附帯決議（不登校児童生徒がフリースクール等で行う多様な学習活動に対する経済的支援のあり方検討、必要な財政上の措置）に基づく経済的支援の確立に向けた検討が進んでいない**

提案・要望

1 教職員配置に係る地方の裁量拡大（文部科学省）

学校改革の推進と各校の主体的取組の実践に向けて、地方や学校が抱える固有の課題を解決するための加配教員を柔軟に配置できるよう、現状の細分化されている教諭等の加配区分を廃止する等、地方の裁量範囲を拡大すること

2 外国人児童生徒に向けた支援の充実（文部科学省）

外国人児童生徒に対し教員等が質の高い指導を行えるよう、国として日本語指導のガイドライン等の指針を明確に示すとともに、教員以外の者でも日本語指導に参画できるような支援を充実すること

また、高校に在学する外国籍生徒への授業料等の支援について、日本に定着が見込まれる生徒には、入国時期に関わらず、日本国籍生徒と同等の支援が受けられるよう、支援基準の見直しを行うこと

3 高校無償化による公立高校の教育環境の充実（総務省・文部科学省）

高校無償化を契機に、地方と都市部の格差が生じないよう、地方で負担が大きい遠距離通学への支援を行うとともに、今後都道府県において策定する高校改革実行計画の実行に向け、中山間地域等の特色ある高校の魅力化・特色化が図られるよう、十分な予算規模の交付金制度を創設すること
また、遠隔授業において配信側に必要な教員の加配が行われるよう、加配制度を見直すこと

4 義務教育段階における通信制学校の設置（文部科学省）

不登校児童生徒、とりわけ自宅や自室から出られないこどもの教育機会の確保を図るためにも、通信制の小学校、中学校及び義務教育学校の設置を認めるとともに、設置・運営にあたり必要な経費を支援すること

5 不登校児童生徒等の多様な学習機会確保のための経済的支援制度の確立（文部科学省）

増加する不登校児童生徒等が学校以外で多様な学習機会を確保できるようにするため、地方の声・実情を十分に踏まえ、教育機会確保法の附帯決議に基づき、国の責任において、フリースクール等民間施設やその利用者に対する経済的支援のあり方を早期に検討すること

14 未来を担う若者の高等教育機会の確保について

【文部科学省】

長野県の状況

● 地方における高等教育機会の確保と修学支援の拡充

- ・ 本県の大学収容力は22.0 % (R7.12現在：全国44位) と低い状況であり、県内で様々な学問分野の専門的な教育を受けられるようにするため、高等教育機会の充実が求められている
- ・ 本県の県外大学進学率は80.4% (R7.12現在：全国9位) と高い状況にあり、進学時の教育費（授業料、入学金等）や生活費（住居費、食費等）の負担が重荷

取組

○ 県内大学の入学定員増を伴う学部・学科等の新設への支援（H28～）

- ・ 入学定員増を伴う学部・学科、大学院の新設（拡充）に係る施設設備整備に対して、県と大学所在市が協調して補助（県の補助率：対象経費の1/4）
（H28以降の補助実績：長野大学共創情報科学部（仮称）、清泉女学院大学看護学部など7大学）

○ 長野県大学生等奨学金事業による支援（R5.4～）

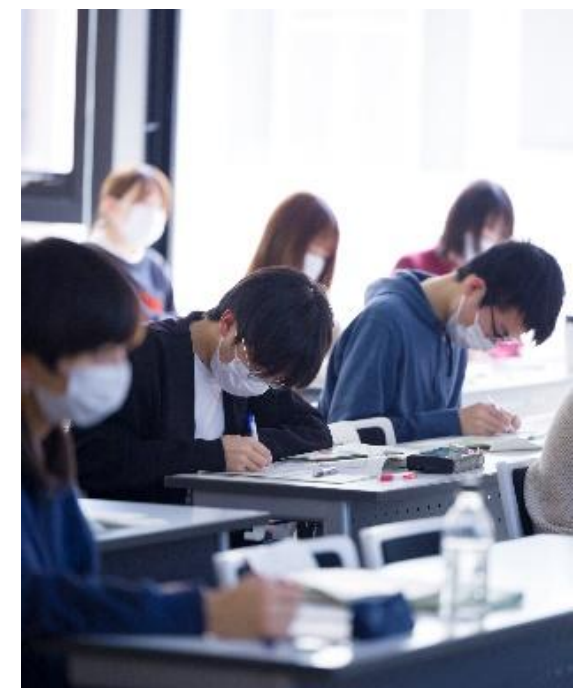
- ・ 高等教育に要する費用負担を軽減するため、長野県出身の大学等進学者を対象に、給付型奨学金を支給

○ 県立高等教育機関等の授業料・入学金を減免（R7.4～）

- ・ 低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、県立高等教育機関等の授業料等を減免
この他、医学生や看護職員を対象とした修学資金の貸付や、企業からの寄付をもとに児童養護施設退所者を対象とした奨学金を支給

（参考）高等教育の修学支援新制度(国)による授業料・入学金の減免（R2.4～）

- ・ 住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯（4人世帯で年収380万円未満）や多子世帯の中間層、理工農系学部の学生を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金により、学費と生活費を支援



（長野県立大学の講義風景）

課題

- 国立大学をはじめとする地方の高等教育機関を「知の拠点」として、**教育・研究・地域貢献の機能を充実させるための財政的支援が必要**
- 今後「**地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保を図るための仕組みの構築や都市から地方への動き促進等を通じた地方創生推進のための取組が必要**」（令和7年2月21日中央教育審議会答申）
- 意欲ある学生が**経済的理由により本人が希望する進学を断念することがないよう、県としても奨学金の支給などの支援を行っているところであるが、国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実が必要**

<国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実>

- ・ 住民税非課税世帯の上限額の拡充

私立大学の場合、授業料実費額（R7平均:約97万円）と減免上限額（約70万円）の差が大きく、学生の実負担額が多い

- ・ 中間所得層の支援対象の更なる拡大

支援対象が、令和6年度から中間所得層のうち多子世帯や理学・工学・農学系の学部で学ぶ学生等まで拡大され、さらに、令和7年度から所得制限なく、多子世帯に拡大されるなどの改善が図られるものの、他の中間所得層についても**経済的負担の軽減が必要**

- ・ 給付型奨学金支給対象の拡大

学生が在籍する大学等が高等教育の修学支援新制度の対象機関取消となった場合に、給付型奨学金や授業料等減免の対象外となることで地域内での進学先の選択肢が減り、地域外の大学等へ進学してしまうなど、地域社会への影響が大きい

高等教育の修学支援新制度 授業料等減免の上限額（年額）

（住民税非課税世帯）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

提案・要望

1 地方における高等教育機関の充実強化

地方における教育機会の確保や地方創生の観点から、地方大学への財政支援を拡充するとともに、地方へのキャンパス設置など、地方に居ながらにして質の高い高等教育へのアクセスを確保するため、許認可権限を持つ国の主導により大学等の再配置に向けた取組を促進すること

2 高等教育の修学支援新制度の拡充・見直し

経済的な理由で希望する進路を断念することのないよう、「高等教育の修学支援新制度」について、住民税非課税世帯の上限額の拡充を図るとともに、支援対象をこどもの数や学部限定することなく、すべての中間所得層まで更なる拡大を図ること

また、法人の決算や収容定員充足率の要件を満たせず、制度の対象外となった大学等へ進学した学生が支援を受けられない状況が生じていることから、「大学経営に対するペナルティ」と「学生への修学支援を対象外とすること」は視点を分けて、要件の見直しを図ること

15 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について

【国土交通省・文部科学省・スポーツ庁】

長野県の状況

●本県がやりたいこと・推進していること

- ・現在、長野県内では日本陸上競技協会公認の全天候型400mトラックを備えた陸上競技場が7施設(1種：1、2種：4、3種：2)
- ・県土の広い長野県では、小中学生の地域別大会を各地域で実施する必要があるため、全土において安心して競技を続けられる環境の整備が求められている
- ・競技環境を整えるため、各施設を管理する自治体の負担によって5年毎の公認更新を続けている
- ・現在長野県では、R10開催の信州やまなみ国スポ・全障スポに向けて、陸上競技のメイン会場となる県松本平広域公園陸上競技場を約177億円の費用をかけて新設中

取組

○取組の概要

- ・地域での陸上競技環境を整えるため、管理自治体の負担により、5年毎の公認更新を続けている
- ・右図の通り、公認更新で5年おきに2,000万円～2.6億円の多額な経費負担を行っている状況
- ・数十年に一度、大規模改修が必要であり、長野市営陸上競技場では、次回改修に最大10億円の経費が見込まれる

○長野県の事例

県松本平広域公園陸上競技場

直近公認更新：約2億6,500万円(R1)

(主な内訳)

- ・競技場トラック舗装、縁石等 約1億9,500万円
:国費(社会資本整備総合交付金) + 県費
- ・高跳びマット、写真判定装置等 約7,000万円:県費のみ

陸上競技場名(施設管理者)	種別	直近の公認更新費用
① 県松本平広域公園陸上競技場(長野県)	1種	265,000千円(R1)
② 長野市営陸上競技場(長野市)	2種	185,000千円(R8)
③ 佐久総合運動公園陸上競技場(佐久市)		126,313千円(R4)
④ 伊那市陸上競技場(伊那市)		105,820千円(R7)
⑤ 飯田市総合運動場陸上競技場(飯田市)		19,683千円(R6)
⑥ 茅野市運動公園陸上競技場(茅野市)	3種	53,510千円(R4)
⑦ 菅平高原スポーツランド陸上競技場(上田市)		30,138千円(R5)

課題

- 日本陸上競技連盟の公認陸上競技場として5年ごとに公認を受けないと、陸上競技で出された記録が公式記録とならないが、**公認を受けるためには、数千万円から2億円を超える改修工事が必要**であり、施設を管理する自治体の財政負担が大きい
- 県内では財政負担を理由に、更新期を迎える公認陸上競技場の改修計画が想定どおりに進まない状況にあり、会場変更を含む大会日程等への影響も懸念されている
- 公認更新費用とは別にフィールド以外の観客施設などの老朽化対策などにも費用が掛かってくる
- 現行の助成制度（学校施設環境改善交付金）はあるものの**交付割合が低く、十分な財政支援策となっていない**。また、**用器具費については交付対象外**である。
なお、陸上競技場の改修等には、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）が活用されることも多いが、用器具の整備については、こちらも補助対象外となっている



提案・要望

1 陸上競技場公認更新における補助制度の創設（文部科学省・スポーツ庁）

日本陸上競技連盟の公認陸上競技場としての公認更新時における、施設の改修及び用器具の整備に要する新たな補助制度を創設すること

2 既存交付金における補助範囲の拡大（国土交通省・文部科学省・スポーツ庁）

既存の助成制度（学校施設環境改善交付金、社会資本整備総合交付金[都市公園・緑地等事業]）の交付割合を増加させるとともに、公認更新に必要な競技用具への交付対象を拡大すること

16 生活困窮者支援の推進について

【厚生労働省】

長野県の状況

●原油・物価高騰等の影響を受けやすい生活困窮者への支援の実施

- 生活困窮者からの相談は「生活費」についてが約7割を占め、自立に向けての集中的な支援が必要
- 「まいさぽ」への相談は、コロナ禍を過ぎて、生活費に関する相談だけではなく、複合的な課題を抱える相談者の割合が増えており、相談者に寄り添ったきめ細かい支援が必要である。加えて、特例貸付償還に係る借受人に対するフォローアップ支援業務の負担も大きく、相談員の疲弊感が増している
- 生活保護制度においては、自動車の使用は限定されており、本県のような山間地域が多く公共交通機関の利用が著しく困難な地域では、日常生活の移動に制限が生じている
- 生活扶助基準において、夏季に生ずる一定の需要は考慮されているものの、近年の急激な気候変動に伴う猛暑に対応した扶助費が必要

取組

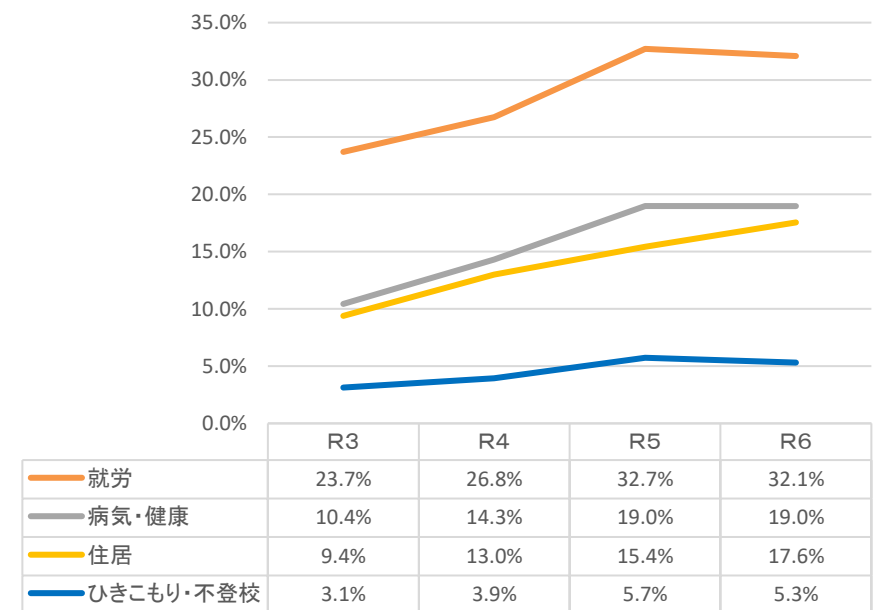
○自立相談支援機関（まいさぽ）による支援

- 県下26か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、生活に困難を抱えた方に対する相談・就労支援を実施
- 長野県社会福祉協議会内に「長野県フードサポートセンター」における食料支援や、まいさぽにおける生活必需品の提供など、物価高騰等の影響を受け生活にお困りの方のニーズに寄り添った支援を実施

○住民税非課税世帯へのエアコン設置への支援

- 生活困窮者に対して市町村が実施するエアコン購入等の支援策に対し、県がその費用の一部を助成
生活保護世帯 1世帯当たり上限7万3千円、生活保護世帯を除く住民税非課税世帯 1世帯当たり上限4万8千円

新規相談における相談割合※



※生活費及びその他を除く

課題

- 生活困窮者自立支援制度に基づく各事業には、国庫補助額に上限額が設定されており、補助率も低く、地方自治体の負担が大きいため、**相談員の処遇改善や支援の充実が困難**

例・上限額は人口規模により算定。40万人～50万人未満では基準額が50,000千円（R7.1.1時点 本県町村人口：401,947人）
・子どもの生活・学習支援事業では補助率1/2、就労準備支援事業は2/3、家計改善支援事業2/3 等

- 生活保護基準の改定は5年おきに行われるが、直近の物価高騰等の状況や、近年の猛暑等による夏季の需要が反映されていない。また、エアコン購入費の支給は、一定の条件下での保護開始時や転居時に限られる
 - ・直近の基準改定（R5.10）は、令和元年の全国家計構造調査を基に実施
 - ・熱中症警戒アラート（長野県） 令和3年度：3回⇒令和6年度：19回
- 本県のような山間地域が多く、公共交通機関の利用が著しく困難な地域や降雪の多い地域に居住する生活保護受給者については、生きるための日々の暮らしに自動車が必要。例外的に自動車保有が認められた場合は、日常的な買い物等への利用も可能となったが、例外ケースに該当しない場合の自動車の保有は認められていない
 - 〔自動車の保有（使用）が認められる例外ケース〕
 - ・障がい者（児）、公共交通機関利用困難地区居住者の通勤、通院、通所、通学用
- また、自動車の保有が認められないことで、**生活保護の申請をためらう要因にもなっている**

提案・要望

1 生活困窮者の自立支援の促進と財源確保

自立相談支援事業に携わる職員の処遇改善や、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の充実を図るため、各事業の国庫補助の上限額を撤廃するとともに、国庫補助率を引き上げること

2 生活保護基準に係る改定方法の見直し

生活保護基準の改定方法について、直近の社会経済情勢の変化などの影響を反映する改定方法とすること

近年の気候変動による猛暑の状況を鑑み、熱中症対策に係る特別な需要増加を踏まえた夏季加算等を創設や、エアコン購入費支給に係る対象要件の適切な見直しをすること

3 生活保護制度における公共交通機関の利用が著しく困難な地域の自動車使用の要件緩和

公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するため、例外ケースに該当しない、買い物や各種サービス機関の利用等の日常生活における利用のみについても、自動車使用を認めること

17 医療提供体制の確保について

【厚生労働省】

長野県の状況

● 持続可能で質の高い医療提供体制の確保

- 昨今の物価高騰等の影響により、**県内病院からは、公立・公的・民間といった開設主体を問わず、病院経営が非常に苦しい状況にあるとの声**を聞いているところ
(参考) 県内のR6決算状況(純利益) : 市町村立 : 約△40億円、県立病院機構 : 約△15億円、日赤系列 : 約△11億円
- そのような状況下でも安定的なサービス提供を継続できるよう、**不採算分野である政策医療への支援が不可欠**
- 病院建設費が高騰する中、**地域の将来の医療需要の変化等も見据え病床機能の転換や適正化に取り組む病院の建替えは、地域医療介護総合確保基金による財政支援が不可欠**

取組

○救命救急センター・周産期母子医療センターの運営費に対する支援

- 国の医療提供体制推進事業費補助金を活用して補助を実施
- 令和8年度当初予算から、物価や人件費の高騰を踏まえ、県独自の上乗せ支援を実施予定

○地域医療介護総合確保基金事業による主な建替え支援

年度	病院名	基金支援額	内容
R 4	鹿教湯病院	1.1 億円	三才山病院(237床)と統合し、建替え
R 5	上田市立産婦人科病院	0.6 億円	分娩機能を信州上田医療センターへ集約し、急性期病床を廃止
R 6	信越病院	4 億円	97床→52床まで病床削減し、建替え



- 救命救急センター・周産期母子医療センターの運営費に対して、国の医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）を財源として支援を実施しているが、所要額に対して内示額が大幅に下回っている。また、平成26年度以降、国の基準額が見直されておらず、物価高騰等を踏まえた対応が行われていない

【医療提供体制推進事業費補助金の長野県に対する内示額の推移】

（単位：千円）

	R3	R4	R5	R6	R7
所要額（国費）	780,990	799,007	833,323	857,307	915,192
内示額（国費）	603,929	595,940	625,206	643,972	651,631
内示率	77.3%	74.6%	75.0%	75.1%	71.2%

※ドクターヘリ導入促進事業は国から所要額の100%が措置されている。
ドクターヘリの事業を除くとR7は所要額に対して内示率は**52.2%**

特に、救命救急センターへの補助は「病院の収支が黒字となる場合には、基準額に1/2を乗じる」との基準額算定要件があるが、患者数によらず診療体制を確保する不採算性を補完する趣旨に鑑みれば、**病院の経営努力により黒字となったことを理由として補助金額を減額することは不相当**と考えられる

- 令和9年度には大規模病院の建替えが予定されており、地域医療介護総合確保基金による十分な財政支援が必要

【県内病院の建替え予定】

着工年度	病院名	総事業費（R8.3時点）	内容
R9	長野赤十字病院	483億円	652床→565床まで病床削減し、移転建替え

提案・要望

1 医療提供体制推進事業費補助金の予算額の確保・基準額の見直し

所要額に対する内示額が大幅に下回っていることで救命救急センター・周産期母子医療センターに十分な支援が実施できていないことから、医療提供体制推進事業費補助金について必要な予算を確保するとともに、物価や人件費の高騰を踏まえた**基準額の見直し**を行うこと

また、救命救急センター運営事業については、「病院の収支が黒字となる場合には、基準額に1/2を乗じる」との**基準額算定要件を見直す**こと

2 地域医療介護総合確保基金の財源確保

地域の将来も踏まえ必要な病院の建替えについては、**地域医療介護総合確保基金による十分な財政支援が行えるよう、必要な予算を確保**すること

18 医師の確保について

【厚生労働省】

長野県の状況

● 住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域が求める医師を確保

- ・ 医師の不足、偏在があり、それらの是正が必要
本県の医師偏在指標…**232.6 (全国36位・医師少数県)**
「少数区域」の医療圏…**4 医療圏(※)** / 全10医療圏
※医療圏(330医療圏中) …上小(264),飯伊(256),上伊那(280),北信(147)
 - ・ 産科医等の不足により、周産期医療体制の確保が課題
本県の分娩取扱医師偏在指標…**9.2 (全国36位・相対的医師少数県)**
「相対的少数区域」の医療圏…**3 医療圏(※)** / 全10医療圏
※医療圏(263医療圏中) …上伊那(234),飯伊(222),北信(189)
- 県内分娩取扱医療機関は**40%減少** <55施設 (H17) ⇒ 33施設 (R8.2) >
(大北・木曾圏域は分娩取扱医療機関なし)
人口10万人当たりの分娩取扱医師数：本県6.8人 ※全国7.5人

医師の総数は増加しているが、30, 40歳代は減少傾向

年齢区分	H18年	H24年(H18年比)	R6年(H24年比)
20代	338	359 (+21)	435 (+76)
30, 40代	2,051	1,960 (▲91)	1,849 (▲111)
50, 60代	1,241	1,687 (+446)	2,115 (+428)
70代超	529	502 (▲27)	675 (+173)
合計	4,159	4,508 (+349)	5,074 (+566)

取組

○ 勤務環境改善医師派遣推進事業の創設 (R8)

- ・ 信大病院から地域の中核的な病院(拠点病院)への医師派遣等に要する経費を補助
- ・ 信大医学部等と締結する連携協定に医師派遣の取組を盛り込み、推進会議(仮称)により実効性を担保

○ 地域医療人材拠点病院支援事業の実施 (H30~)

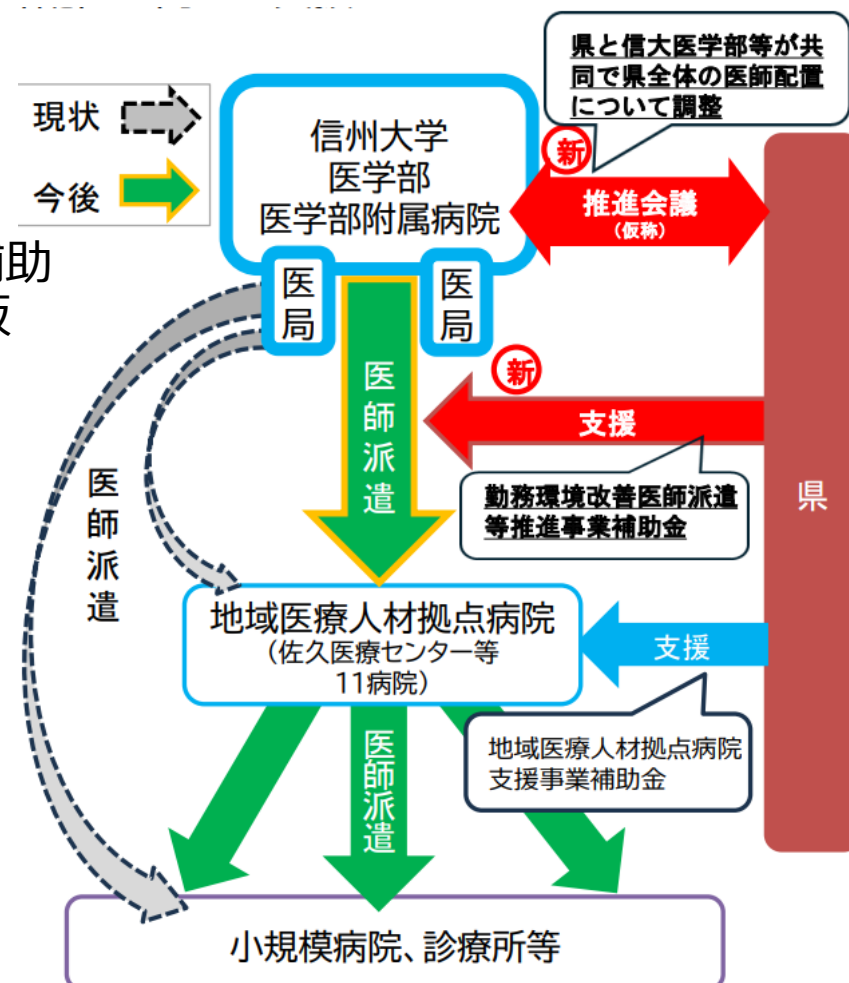
- ・ 県内14病院を拠点病院(準拠点病院含む)に指定し、小規模病院への医師派遣等に要する経費を補助
- ⇒ 延べ**61ヶ所**の小規模病院等に医師派遣を実施 (R7年度：3,110人日/年)

○ 産科医療等の確保に向けた支援策の実施

- ・ **ドクターバンク事業**による産婦人科医の就業(R7年度までの累計24人)
- ・ 医師研究資金や産科研修資金の貸与による産科医の確保
- ・ 産科医に対する分娩手当の支給による処遇の改善

○ 医学生修学資金貸与事業の実施

- ・ 勤務区分医師を医師少数区域等に配置 (R8年度：勤務80名中46名を少数区域へ配置)
- ・ 地域枠の設置 (R8年度：信州大学22名・東京科学大学5名・昭和医科大学2名)



- 医師の絶対数の不足や地域・診療科偏在への対策は、今後都道府県の役割がこれまで以上に大きくなるため、国の施策立案や実行のプロセスに都道府県の実情を十分に反映させ、国・都道府県が一体となり推進していく必要がある
- 産科医等の不足により身近な施設での出産が困難となっており、また今後の在宅医療の需要増に向け総合診療科医が不足
- 開業医の高齢化が進み、将来における診療所の存続が危ぶまれている
- 「医師の働き方改革」は令和6年度から医師の時間外労働上限規制が適用され、今後も引き続き推進する必要があるが、地域医療への影響が懸念されており、医療提供体制の維持との両立が求められる

提案・要望

1 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの効果的かつ円滑な実施及び財政支援

今後本格実施される「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の施策推進に当たっては、効果的な施策となるよう都道府県の意見や予算編成日程を十分に踏まえて個別事業を展開すること。また、医療法等の改正において位置づけられた医師手当事業については、健康保険者等の関係者との丁寧な調整を行ったうえで、地域の実情に沿った事業内容とし、円滑な導入に繋げること。加えて、これらの施策に必要な財源については、地域医療介護総合確保基金等による財政支援を十分に措置すること

2 医学部臨時定員枠の継続、医師養成体制の強化

地域医療体制を確保するためには、引き続き医師の絶対数の確保が必要であることから、特に医師少数県における医学部臨時定員枠の措置を令和10年度以降も継続すること

大学病院等における臨床研修や専門研修に係る指導医の育成や施設等の整備に必要な取組に対して支援すること

3 地域及び診療科の偏在対策の強化

臨床研修については、募集定員上限の算出に係る激変緩和措置（直近の採用人数保証）を廃止すること

専攻医については、都市部集中を抑止するため、シーリングを厳格に実施するとともに、現在シーリング対象外となっている産婦人科や外科等も対象とすること

地域において不足する産科や総合診療科等の医師を確保するため、すべての診療科に定員設定するなど国主導で抜本的な対策を検討すること

過疎地域等では、医師の地域偏在・診療科偏在が同時に発生することから、医師を派遣する大学病院や地域の中核病院に対して医師派遣に係る費用を負担するなど医師派遣が継続的に行われる体制を構築すること

医師に対して、今後人口減少が加速する過疎地域等にある医療機関での一定期間勤務を義務づけるなど国レベルの対策を検討すること

4 地域における診療所の担い手確保策の推進・強化

医師の高齢化・後継者不足の不在が深刻化している診療所の担い手を確保するため、診療所の承継・開業支援について予算規模を拡大した上で、一次医療提供体制を確保できるよう新たな仕組みづくりを検討すること

5 医師の働き方改革の推進と医療提供体制の維持との両立

医師の働き方改革の影響に関する継続的な実態調査、詳細な分析を行い、地域医療提供体制に影響が生じることのないよう、医師確保・偏在対策に関する各施策の方針に確実に反映させること

19 新型コロナウイルス感染症罹患後症状（いわゆる後遺症）に係る調査・研究の推進について

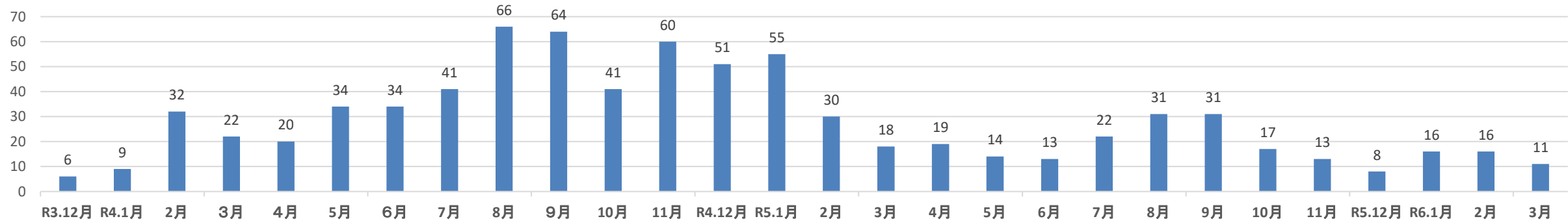
【厚生労働省】

長野県の状況

●新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方への支援

- 当県においては、新型コロナウイルス感染症に係る重度の罹患後症状に悩む複数の方々から、支援の充実を求める要望が寄せられている
- 本年1月には知事が、重度の罹患後症状に悩む患者と面会し、直接要望を聞き取ったところ
- 重度の罹患後症状により通常的生活を送ることができなくなり悩んでいる患者が、本県はもとより全国的にも少なからず潜在的に存在することが推測される

新型コロナ罹患後症状に係る相談件数の推移（単位：件）



取組

○罹患後症状を診療する医療機関一覧の公表

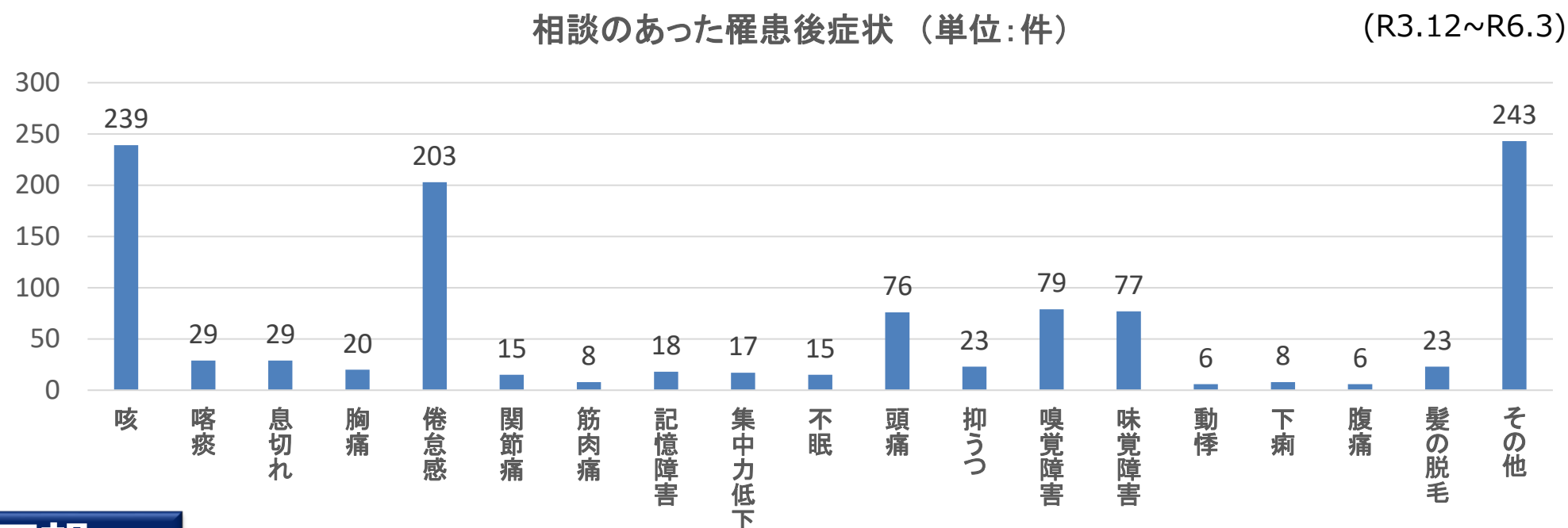
- 罹患後症状に悩む方が適切な医療につながるができるよう、「新型コロナの罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関」のリストを県ホームページにおいて公表している

○「診療の手引き」の周知

- 「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」別冊「罹患後症状のマネジメント（第3.0版）」や解説動画、リーフレット等を県医師会や保健福祉事務所、県ホームページを通じて医療機関に広く周知している

課題

- 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状については、未だその原因やメカニズムに不明点が多く、病態の解明や治療法の確立には至っていない
- そのため、現状では、かかりつけ医等による対症療法に頼るほかなく、重度の罹患後症状に悩む患者は先の見えない不安を抱え、また、生活に大きな支障を生じている
- 罹患後症状の問題を根本的・究極的に解決するためには、診断基準や治療法の確立が何より重要と考えられる



提案・要望

1 罹患後症状に係る調査・研究の継続

罹患後症状の問題を根本的に解決するため、国の責任において、罹患後症状の病態の解明や診断基準・治療法を早期に確立すること
また、当該研究に必要な予算を拡充すること

2 情報の公表及び診療への還元

臨床試験への参加を希望する患者をはじめ多くの国民が、研究情報をより容易に把握できるよう、国や研究を実施する医療機関等において、研究情報をわかりやすく公表すること

20 中東情勢による影響と物価高騰・持続的賃上げへの対策について

【内閣府・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁・国土交通省】

長野県の状況

取組

●中東情勢（イラン情勢の緊迫化）への対応

○国際経済情勢に係る長野県連絡協議会の設置(R8.3.17～)

- ・経済4団体、国、農業団体など13の機関が参加
- ・県内企業及び地域経済への影響について、早急な情報収集、正確な情報共有等を実施

○相談窓口を設置し、中東情勢に関する相談受付を実施(R8.3.12～)

<事業者の声 → 県の対応>

- ・医療 医療製品の納期遅延や数量調整の懸念あり → 国窓口を通じた代替確保の相談等を助言
- ・農業 原料不足に伴う資材値上げ要請で秋以降に影響見込み → 県の省エネ・コスト削減事業の活用を案内
- ・建設 資材安定供給の不安から5月以降の値上げを検討 → 適正な価格転嫁の方法等を周知

○庁内に「中東情勢に関する対応チーム」を設置(R8.5.12)

- ・産業政策監をトップに各部次長で構成し、県内経済への影響・課題の早期把握や対策・情報発信を機動的に対応

●県民の確かな暮らしを守り、持続可能な産業構造への転換を図るため、施策をパッケージ化し支援

暮らしと産業を守り、未来に向けた成長投資等を通じて経済構造の転換を図るとともに、県民生活の安全・安心を確保するため、4つの柱からなる「長野県総合経済対策」を令和8年1月に策定し、県民や事業者等の皆様を切れ目なく支援

1 暮らしを守る物価高騰対策

- 生活にお困りの方への支援
- 食糧品の価格高騰対策
- エネルギー負担の軽減
- 賃上げ環境の整備
- 子育て・教育費の負担軽減

2 成長投資等による経済構造の転換

- 地域産業の稼ぐ力の強化
- 賃上げ・価格転嫁の促進
- 海外展開・生産拠点の多角化
- 農林水産業の構造改革
- 成長につながる人材基盤の強化
- 経営革新・生産性向上
- 事業者等への経営継続支援
- エネルギーコスト削減

3 地域をゆたかにする消費行動の促進

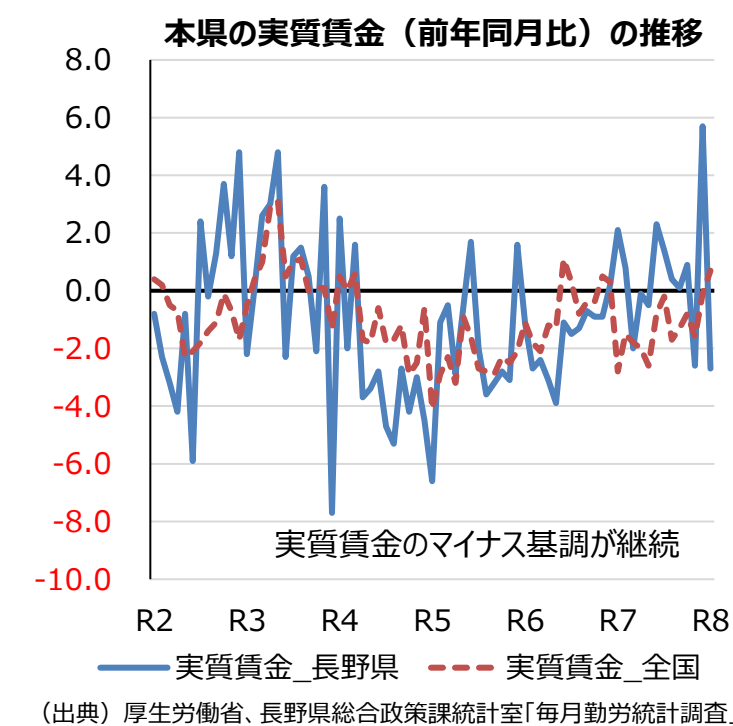
- しあわせバイ信州運動の展開
- 観光需要の創出と経済波及効果の拡大

4 県民生活の安全・安心の確保

- 地域防災力向上
- 県土強靱化の推進
- 医療・介護等提供体制の確保
- 地域公共交通の維持・利用転換
- ツキノワグマ対策の推進

課題

- 中東情勢の影響が懸念される中、足元では長引く物価高騰や実質賃金の低下に加えて価格転嫁が十分に進まず、家計や企業収益を圧迫
- 物価上昇を上回る賃上げの持続とそれを可能とする企業の生産性向上が不可欠
- 資金繰りが悪化している中小企業を後押しする強力な支援策に加え、スタートアップ支援や円滑な事業承継など、中長期的な発展を支えるための実効的な制度が必要
- 資材価格高騰により、価格の上昇分を請負額に反映できる建設工事請負契約書第26条のスライド条項における 1～1.5%の受注者負担割合が受注者の適正な利益を圧迫



提案・要望

1 中東情勢の影響緩和と安定供給・コスト構造の転換支援（内閣府・経済産業省・中小企業庁）

原油及び石油関連製品の必要な総量を確保するとともに、サプライチェーン全体での目詰まりが生じないように対応を一層徹底すること。県民や事業者には混乱が生じないように、迅速に課題を把握し、分かりやすく情報発信を行うこと

事業者の省エネルギー設備の導入や燃料の再生可能エネルギーへの転換を後押しする支援の強化を図るとともに、活用しやすい制度とすること

2 物価上昇に負けない賃上げの実現に向けた支援（内閣府・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁）

「2020年代に全国加重平均1,500円」という政府目標の実現に向けて、中小事業者が大幅な引上げに対応できるよう、省力化投資等の生産性向上のための支援や、物価上昇に見合った賃上げのための環境整備に対する支援を拡充するなど、国の責任において十分な支援措置を講じるとともに、円滑な価格転嫁に向けた環境整備に対する支援を継続して行うこと

3 中小企業等の短期及び中長期的な取組の支援（経済産業省・中小企業庁）

厳しい経営環境にある中小企業者等の経営改善・事業再生支援策を継続するとともに、国による保証料補助を含む新たな資金繰り支援の保証制度を創設及び継続するほか、事業転換や生産性向上を後押しする支援策を継続して行うこと

また、スタートアップ支援として、「第2期スタートアップ・エコシステム拠点形成加速化プラン」を踏まえ、拠点都市で構成するコンソーシアムを主導する自治体を対象に地域未来交付金に専用枠を創設するなど、財政的な支援策を検討すること

「中小企業の親族内承継に関する検討会中間とりまとめ」を踏まえ、地域の基盤産業の維持に資する場合には、第三者承継やM&Aへの移行時に猶予税額の免除・減免を可能とするなど、事業承継税制の充実を検討すること

4 標準請負契約約款（スライド条項）の受注者負担割合の見直し検討（国土交通省）

建設業者の適正な利益が得られるよう、実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについて検討すること

21 中山間地等におけるSS支援について

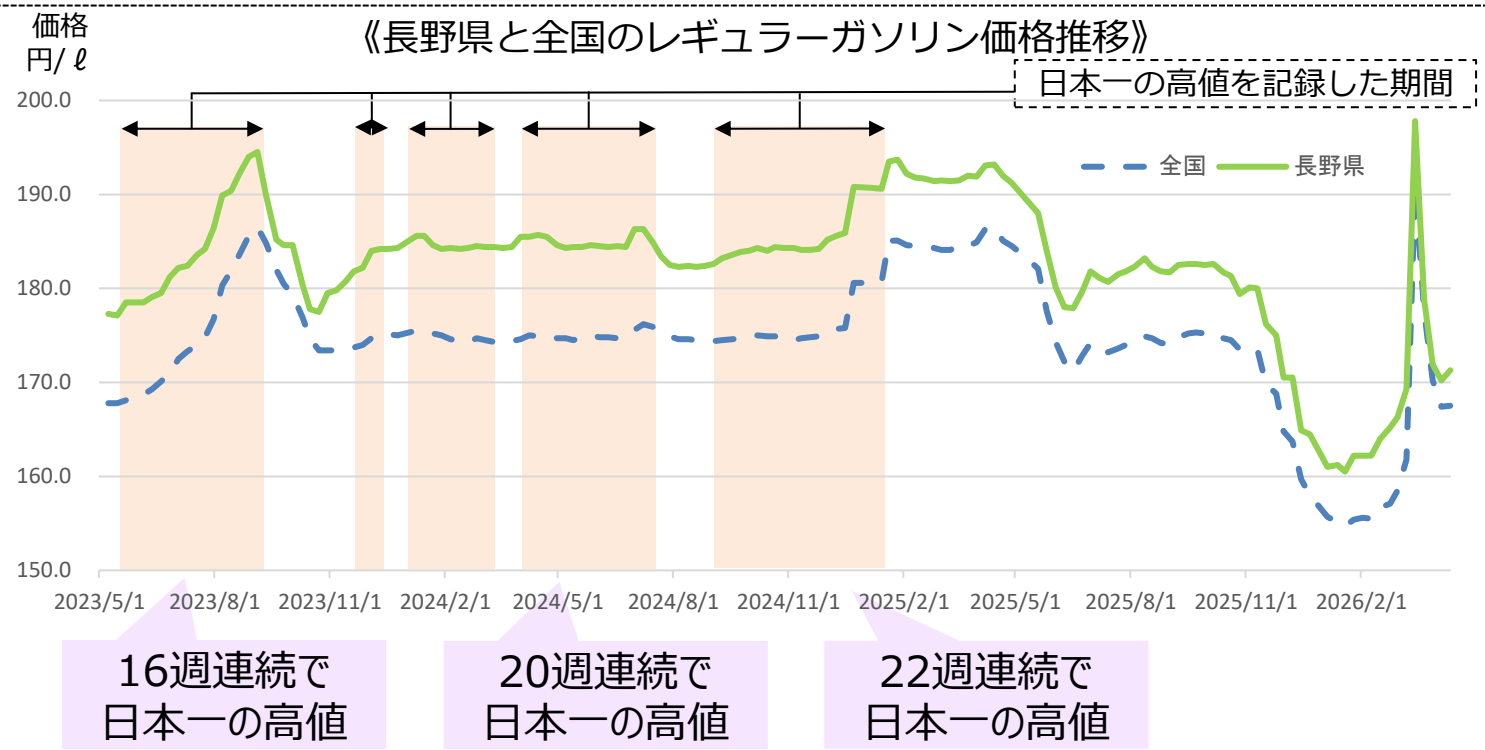
【消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁】

長野県の状況

●ガソリン価格が高く、SS（サービスステーション）過疎が深刻

① 長野県のガソリン価格の現状

これまで都道府県別で全国1位の高値を断続的に記録、2025年以降も全国平均価格と比べて高値で推移



《長野県のガソリン価格が高いと考えられる要因》

- 販売量が少ないSSやSS過疎地（SSが3か所以下の市町村）が多いこと、中山間地域が多く灯油配達のコストが大きいことなど様々な要因によって**経営コストが高く、販売価格を高くせざるを得ない**
- 製油所から遠いため、**輸送コストがかかる**

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）

② 長野県のSSの現状

- 全国的に減少傾向にあるが、長野県は全国を上回る減少率
- SS過疎地の割合は45.5%と全国上位（全国第3位）

《SS数の推移》

年		H24	R6	対H24比
SS数	長野県	1,033	744	△26.9%
	全国	36,349	27,009	△24.6%

※都道府県別SS数の推移（資源エネルギー庁）

SS過疎市町村の割合は長野県が全国第3位

	都道府県	市町村数 (A)	「SS過疎地」市町村数(B)	「SS過疎地」市町村割合(B/A)
1	奈良県	39	20	51.3%
2	沖縄県	41	19	46.3%
3	長野県	77	35	45.5%
	全国	1,741	381	21.9%

市町村別に見るSS過疎の状況（R7.3.31時点）（資源エネルギー庁）をもとに作成

順位	都道府県	販売量 (KL/SS)
1	東京都	4,609.2
2	大阪府	2,684.4
3	神奈川県	2,628.6
4	三重県	2,310.3
5	埼玉県	2,275.3
-	全国	1,632.0
29	長野県	1,165.1

※都道府県別SS数の推移（資源エネルギー庁）及び都道府県別販売実績（石油連盟）を基に作成

○SS過疎地対策の実施（R5.10.6～）

- ・持続可能な運営体制の検討を進めるため「SS過疎地対策の手引き」を作成
- ・検討の主体となる市町村の検討を支援するため「市町村サポートチーム」を設置

○ガソリン価格の適正化等に関する検討会の開催（R7.3.27～）

- ・中山間地等の小規模SSの支援及び価格抑制等の取組を検討するため、経済団体、市町村等と設置

○市町村によるSSの維持・強化、地域拠点づくりの取組を支援（R8～R12）

- ・検討会の議論を踏まえ、中山間地域等のSSの維持・強化等に取り組む市町村への集中支援を開始（主な支援策例：地域の燃料供給の姿の策定、それに基づく施設整備に対する国庫補助への上乗せ支援）

課題

- 都市部と比べ販売量が少ない地域あり ⇒ **経営維持のため販売価格を高くせざるを得ない**
- R8.3から実施されている「イラン情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置」は、全国平均小売価格が170円程度を超える部分について補助を行う仕組みであり、**ガソリン価格に大きな地域間格差があることが考慮されていない**
- 製油所から遠いため輸送コストがかかる ⇒ **卸価格の地域間格差が生じており是正が必要**
- SS過疎市町村が多く、販売量が少ない小規模事業者が多い ⇒ **経営が厳しいSSが多く、SSの経営の合理化等が必要**

提案・要望

1 ガソリン価格の地域間格差の是正（経済産業省・資源エネルギー庁）

中山間地域など、ガソリン価格が高く暮らしへの影響が大きい地域の実態を踏まえ、価格帯に応じた支援を講じるなど、地域間格差なく全国どの地域においても安心してガソリンを購入できるよう、新たな支援制度を検討すること

2 SS経営合理化の促進及び自治体によるSS承継・合併等に向けた支援充実

（消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁）

タブレット型給油許可システムや灯油タンク等スマートセンサー整備等を支援する「SSネットワーク維持・強化支援事業」の予算を当初予算において確保するとともに、多機能化の支援内容の充実や共同化に特化した支援メニューを設けるなど制度の拡充を図ること

生活の必須インフラであるSS維持のため、「自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業」の予算額を大幅に拡充するとともに、小規模自治体に対してより手厚い補助率・上限額を設定すること

また、真に対策が必要な市町村が活用できるよう、同事業の補助対象を「SS過疎地等」に限定せず、複数市町村が合同で行う事業を対象とするなど、制度設計を柔軟に設定するとともに、SSの新設・移転に係る地質調査、用地造成・地盤改良工事等の費用を対象経費とすること

防火塀やタンクの技術基準の見直しなど規制緩和による維持管理コストの縮減について研究を進めるほか、頻発激甚化する災害に備え、SSの石油備蓄、自家発電設備新規整備の支援制度を設けること

22 原子力発電所の安全対策への国の積極的関与について

【内閣府・原子力規制庁】

長野県の状況

● 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に対して、県民から不安の声がある

- ・ 令和7年12月に新潟県知事から再稼働を了承する旨の表明がされ、柏崎刈羽原子力発電所が営業運転を開始した
- ・ 過去福島第一原発事故の際、遠く離れた本県においても、放射性物質の飛散や風評被害が発生し、農作物等にも影響を与えたことから、再稼働に対しては、長野県内においても不安の声がある

現 状

○ 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を巡る最近の動き

- R6.3 経済産業相より新潟県知事に再稼働同意の要請
- R7.5~8 知事と市町村長との懇談会
- R7.6~8 再稼働問題による公聴会の開催（公述人：経済関連団体、一般公募等）
- R7.11 県民意識調査の実施・公表
- R7.12.23 新潟県知事が再稼働の了承を表明
- R8.1.21 6号機の原子炉を起動し再稼働
- R8.4.16 営業運転を開始



（出展：東京電力ホールディングス株式会社HPより）

○ 県の取組

- ・ 東京電力ホールディングス株式会社と安全確保に係る連絡体制に関する覚書を締結（平成24年2月15日）
※県内の飯山市、栄村、野沢温泉村も同様（原発から50km圏内の市町村）
- ・ 覚書に基づく連絡体制の整備・運用
- ・ 新潟県、電力会社が開催する情報伝達訓練への参加
- ・ 覚書に基づく連絡会を定期的開催（直近ではR7.11.19）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に係る知事・飯山市長・栄村長・野沢温泉村長と東京電力ホールディングス株式会社副社長等との意見交換を実施（R8.1.15）



課題

- 福島第一原子力発電所を踏まえて見直された新規規制基準や、それに基づく安全対策について、これまで国や電力事業者が行ってきた取組が国民に十分理解されていない
- 万が一の原子力災害発生時における、放射線量の影響評価について、原子力規制委員会では、ひとつのモデルとしてシミュレーションは示しているが、個別の原発の広範囲にわたるシミュレーションは行われていない（柏崎刈羽原発は、国の考え方を踏まえて新潟県が実施・公表）
- 緊急時の対応について、**30km圏内は具体的な検討が行われているものの、30km圏外については、行われていない**

提案・要望

1 原子力施設の安全性についての理解促進（原子力規制庁）

原子力施設の安全性の確保については、国が責任をもって取り組むこと

原子力施設に係る新規規制基準、それに基づく安全対策については、原発立地県以外の自治体及びその県民の理解が進むよう、わかりやすく丁寧な情報発信に取り組むこと

2 万が一の事故発生時の影響評価と理解促進（内閣府・原子力規制庁）

万が一の事故が発生した場合、原子力発電所の30km圏外については、どのような場合にどの程度影響を受けるのか国の責任において、専門的知見に基づき各原子力発電所ごとに評価を行うこと

また、その評価について、30km圏外の国民の理解が進むよう、わかりやすく丁寧な情報発信に取り組むこと

3 緊急時の対応（内閣府・原子力規制庁）

万が一の事故により、30km圏外に影響が及んだ場合の対応について、安定ヨウ素剤の配布方法を含めより詳細に検討するとともに、被災者への賠償のほか、風評被害への補償など、国が責任を持って対処すること

23 持続可能な社会を支える地域公共交通の維持・発展について

【総務省・国土交通省】

長野県の状況

● 持続可能な社会を支える地域公共交通の維持・発展が大きな課題

- ・ 少子化・人口減少の急速な進行などにより利用者・収入の減少に加え、燃料価格の高騰等により事業者の経営は悪化
- ・ 事業者の経営努力や国等の支援制度を活用しても、担い手不足の深刻化等による路線の減便・廃止が相次いでいる状況
- ・ 交通事業者の自助努力で公共交通を維持・確保することが困難なため、都市圏を除く地方においては「行政の主体的な関与」が必要

取組

○ 公共交通の維持に県が主体的に関与

- ・ 令和5年4月から県の組織体制を強化するため、交通政策局を設置し、交通政策を総合的・一体的に推進
- ・ 長野県公共交通活性化協議会で、長野県全域を計画区域とした「長野県地域公共交通計画」を策定（R6.6）
- ・ 「通院」「通学」「観光」を保障すべき移動に位置づけ、ダイヤ・便数等のサービスの品質を示し、10広域圏ごとに実現に向けた実効性ある取組を推進
- ・ 広域的なバス路線への県の関与を強化し、赤字補填にとどまらない県独自の「信州型広域バス路線支援制度」を構築（減額要件を撤廃し運行経費の1/2を支援、将来の処遇改善や設備更新等に必要な経費を別途加算）
- ・ 県民や観光客の移動の利便性向上を図るため、公共交通機関のキャッシュレス決済導入支援や公共交通情報のオープンデータ化を実施

R5.4月 交通政策局設置（体制強化）

R6.6月 長野県地域公共交通計画を策定

- ・ 行政が主体的に関与する方針を決定
- ・ 通院、通学、観光の移動保証に向け、県内全域でバス路線等の再構築を開始

R7.6月 「信州型広域バス路線支援制度」を構築

- ・ 赤字補填だけでなく処遇改善等も支援

R7.10月 木曽地域で再編後のバス路線運行開始

R8.3月 一部地域を除きバス路線等の再構築完了

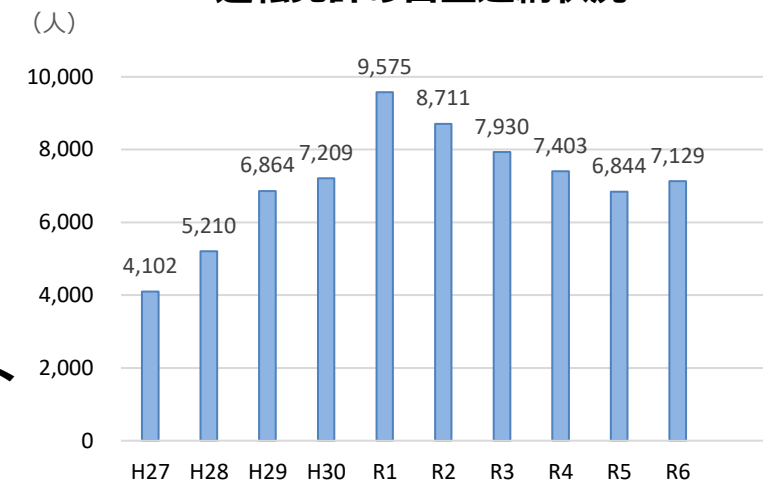
○ 地域鉄道の利用促進に向けた取組、並行在来線「しなの鉄道」の維持・確保

- ・ いわゆる赤字ローカル線と言われる地域鉄道の利用を促進させるため、地域ともにイベント等の活性化策に取り組むとともに、JR大糸線においては臨時の増便バスなどを運行することで路線の潜在的需要を確認
- ・ 令和5年6月に生じた脱線事故を踏まえ、地域における生活の足として重要な役割を担う並行在来線を維持し、その安全輸送を確保するため、事業者が行うレールやマクラギ等の設備整備や修繕等に対する支援を強化

課題

- 公共交通は、長期的な利用者の減少や燃料価格高騰に加え、運転手不足が深刻化し、**安定的なサービスの提供に課題**
- 中山間地や過疎地など地域の実情に応じた生活交通の維持・確保を図るため、特に**高齢者・高校生・観光客が、自家用車に頼らずとも移動できる環境整備が急務**
- 並行在来線「しなの鉄道」の安定的な維持・存続のため、**過大な設備の維持管理コストの縮減や、JR線への乗り入れにより導入を強いられるハード整備への支援が必要**

運転免許の自主返納状況



(出典：令和6年交通統計より長野県交通政策課作成)

提案・要望

1 地域公共交通の維持のための抜本的な支援制度の構築及び充実（国土交通省）

地域公共交通は、通院・通学等の地域の暮らしや観光地への円滑な移動に必要不可欠であるが、都市圏を除く地方においては事業者の自助努力により維持・確保していくことはもはや困難であり、今後は民間ではなく行政主導による取組に転換する必要があるため、国において公共交通の支援に必要な予算を飛躍的に増大させること

地域にとって必要な交通ネットワークを確保するため、法定協議会において補助対象となる地域間幹線系統や地域内フィーダー系統を選択・支援できるように、補助対象路線の選定に係る権限や路線の維持・確保に必要な財源を地方に移譲すること

小規模市町村においては人的・財政的なリソースが不足し、市町村単位で公共交通を維持することが困難になっているため、広域的な自治体間連携による取組が促進されるよう支援制度を継続させること

「交通空白」の解消を図るため、公共ライドシェアの実施主体の拡大について着実に推進すること

2 地域鉄道の維持・確保に向けた今後の方向性の提示及び抜本的な支援（総務省・国土交通省）

JR路線については、都道府県をまたぐ全国的なネットワークを形成するものであることから、その存続又は廃止の判断、及び他の交通モードに転換する場合の財政負担等については、国が統一的に責任をもって取り組むこと

JR東日本からの経営分離に伴い並行在来線「しなの鉄道」が引き受けた過大設備のスリム化に要する経費や、開業から28年が経過し急速に老朽化が進む鉄道施設の修繕費に対する新たな補助制度の創設及び地方財政措置を講じること

24 本州中央部広域交流圏の形成について

【内閣官房・国土交通省】

長野県の状況

● 本州中央部広域交流圏の形成

・長野県の地理的な優位性を発揮し、北陸・リニア中央の二つの新幹線と高速道路網を基軸とした高速交通ネットワークを最大限に活用する「本州中央部広域交流圏」を形成し、東日本と西日本、太平洋と日本海とを結ぶ大規模な流動の創出を目指している

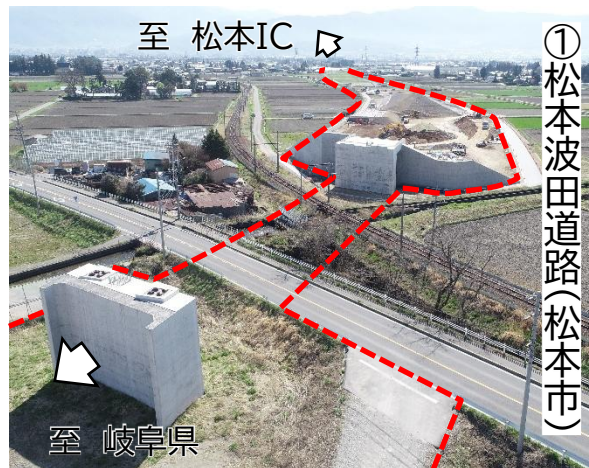
取組

○ 県内外の地域や拠点の交流・連携促進のため、長野県広域道路交通計画に基づき、整備を推進

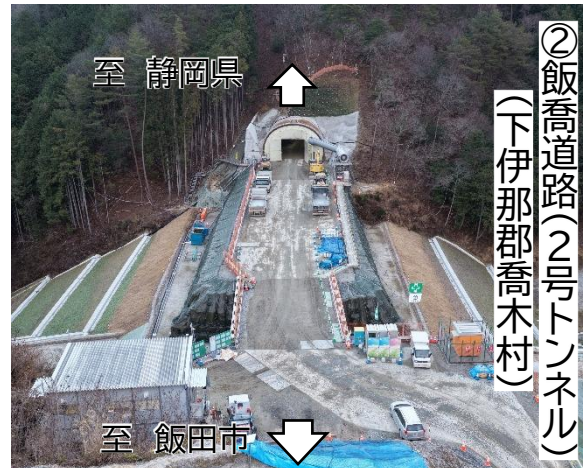
・ 中部縦貫自動車道

・ 三遠南信自動車道

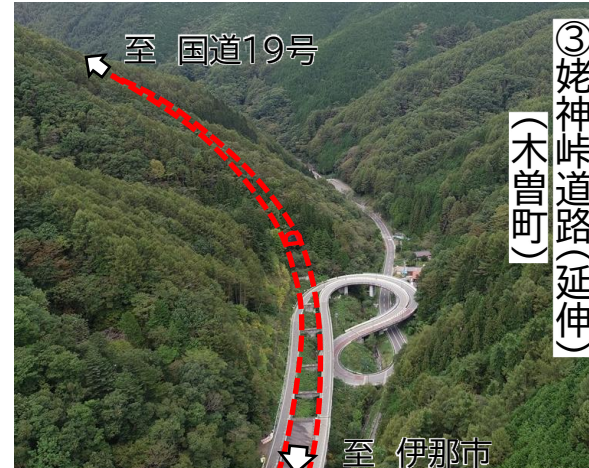
・ 伊那木曾連絡道路



① 松本波田道路(松本市)



② 飯喬道路(2号トンネル)
(下伊那郡喬木村)

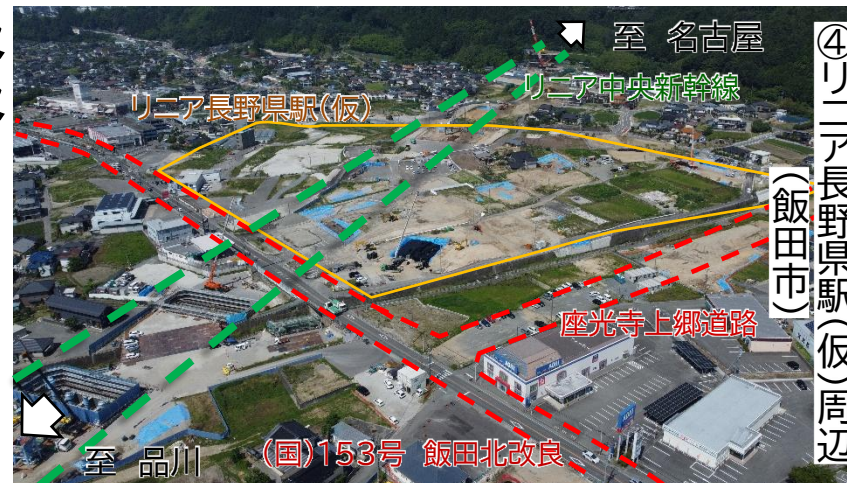


③ 姥神峠道路(延伸)
(木曾町)

○ リニア中央新幹線の整備効果を広く波及させるための構想の実現に向けた取組及びリニア関連道路整備事業を推進

⇒ 長野県駅に直結するアクセス道路等の整備

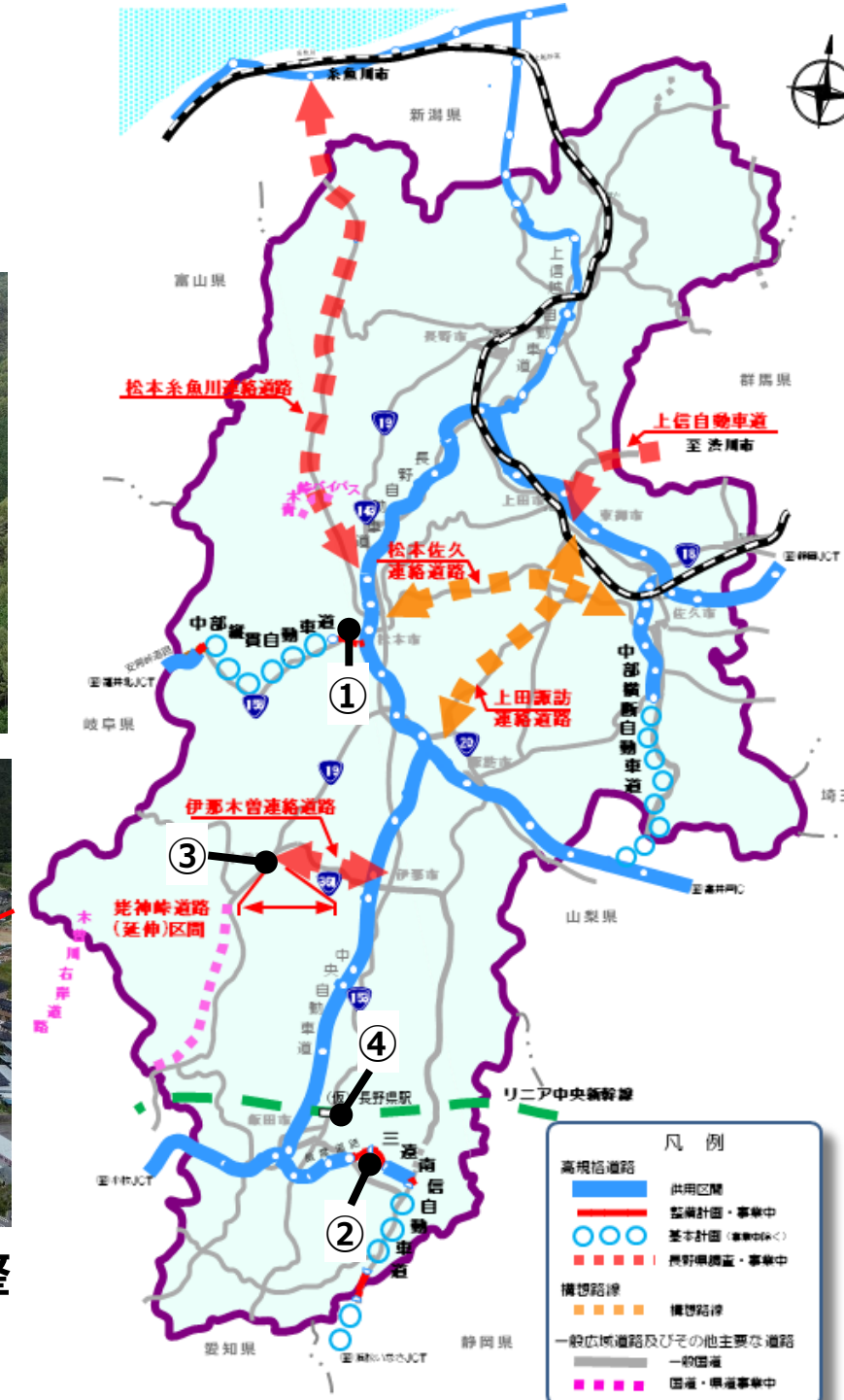
⇒ リニア開業を見据えた地域振興に関する取組を推進



④ リニア長野県駅(仮)周辺
(飯田市)

○ J R東海が進めるリニア建設工事に伴い、地元市町村では地域住民との調整を実施

⇒ J R東海が行う工事並びに発生土置き場及び自然由来要対策土の活用・処分等に係る地元との調整



課題

■ 平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保が必要

令和3年8月の大雨では、土砂流出等に伴い中央自動車道や一般国道19号等の主要幹線道路の通行止めが多数発生

■ 本州中央部広域交流圏の実現のため、道路ネットワークの整備が必要

高規格道路のミッシングリンク解消や高速交通網の整備効果を広く波及させるための一般広域道路等の整備が不可欠

また、構想路線を高規格道路に位置づけ、整備推進が必要

■ リニア整備を国土の発展に活かすため、三大都市圏を結ぶ

「日本中央回廊」の形成に向けた積極的な取組が不可欠

■ リニア関連の基盤整備は、地元自治体の財政負担が過大

提案・要望



1 高規格道路のミッシングリンク解消等の道路ネットワークの整備推進

中部横断自動車道で唯一の未整備区間となっている「長坂～八千穂間」の早期事業化を図るため、都市計画決定等の手続きが着実に進むよう協力すること

中部縦貫自動車道の松本波田道路の整備を推進し、早期完成を図ること。また、波田～中ノ湯間の計画段階評価に早期着手すること

三遠南信自動車道の整備を推進し、早期全線開通を図ること。また、飯喬道路及び青崩峠道路の開通見通しを示すこと

伊那木曾連絡道路 姥神峠道路（延伸）の事業推進、松本糸魚川連絡道路 安曇野道路の事業推進及び大町市街地等の未整備区間の早期事業化に向けた重点支援を行うこと。さらに、上信自動車道の県境部は権限代行により調査を行うこと

一般国道18・19・20・153・158号の直轄道路事業及び権限代行事業を着実に進めるとともに、県が実施する一般国道143号青木峠バイパス、木曾川右岸道路等の整備推進のために必要な予算を確保すること

関東ブロック新広域道路交通計画において構想路線に位置づけられた松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路について、高規格道路への指定に向けた調査支援を行うこと。また、一般国道153号の県内全線を指定区間に編入すること

2 リニア関連基盤整備事業の国重点施策への位置づけと財政支援

一般国道153号 飯田北改良や座光寺上郷道路等のリニア中央新幹線に関連する道路整備及び市町村が行う駅周辺のまちづくりや環境調査等について、十分な予算配分や地方負担に対する財政支援を講じること

3 リニア中央新幹線中間駅を中心とする圏域の活性化への支援

リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議における中間取りまとめを踏まえ、長野県提案事項である実証都市圏域形成に資する取組や市町村が行うまちづくり及び中間駅4県による地域再生計画に基づく取組への十分な予算確保、特区等の規制緩和、法制度等の拡充・改正などの支援について引き続き検討を行うこと

25 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について

【内閣官房・総務省・農林水産省・林野庁・国土交通省】

長野県の状況

●長野県強靱化計画に基づき「防災・減災対策」を推進

- ・近年激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する大規模地震等に備えるため、**長野県強靱化計画**を策定し、防災・減災対策を推進
- ・「**第1次国土強靱化実施中期計画**」では、防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進により更なる**加速化・深化を図ることとし**、令和12年度までの5か年で**重点的・集中的に対策を講じるとされた**

取組

- 広大な県土を有し急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県は、**令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生**しており、**防災対策に力を入れている**
- **流域治水対策、土砂災害対策、法面・落石対策、無電柱化、道路ネットワークの機能強化、ため池の豪雨・地震対策など**、「**第1次国土強靱化実施中期計画**」を積極的に活用した「**防災・減災対策**」や「**通学路の交通安全対策**」、**インフラメンテナンス**等を推進



(一) 黒沢川 安曇野市・黒沢

第1次国土強靱化実施中期計画を活用して調節池の整備を推進



(国) 141号 佐久市～小諸市 跡部～平原 (平原大橋)

第1次国土強靱化実施中期計画を活用して道路ネットワークの機能強化を推進



井沢砂防堰堤 下伊那郡根羽村中野

5か年加速化対策を活用した砂防堰堤の整備

課題

- 令和6年能登半島地震を踏まえ、**緊急輸送道路の整備やダブルネットワーク強化、道路法面对策、無電柱化、地籍調査等**災害発生時の、**県土の強靱化は最重要課題**
- 激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化基本計画、長野県強靱化計画を着実に実施する必要があるものの、多額の予算が必要となり、県の財政状況が逼迫**
- 広範にわたる浸水被害等が発生した場合、県が所有する排水ポンプ車のみでは**対応が困難**となるため、国が所有する排水ポンプ車をはじめとする**災害対策用機械による支援が必要**
- 通学路の安全対策は、令和3年通学路合同点検要対策箇所を中心に進めてきているが、**安全上の課題を抱えた箇所が多く残っている**
- 直轄事業の大きな計画変更は、**県の財政運営に大きな影響がある**



法面崩落による通行止め



緊急輸送道路の無電柱化



通学路の安全対策



国交省排水ポンプ車の支援

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保（農林水産省・国土交通省）

インフラメンテナンスを含む県土の強靱化を推進するため、中長期的見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算総額を当初予算で確保すること

資材価格の高騰や賃金水準の上昇も踏まえて、必要な公共事業が長期安定的に進められるよう、令和9年度予算は、所要額を満額確保すること
また、地域活性化を図るため、公共事業を含む補正予算を速やかに編成し成立させること

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進（内閣官房・総務省・林野庁・農林水産省・国土交通省）

「第1次国土強靱化実施中期計画」の関係予算について、予算編成過程で資材価格の高騰等の影響を適切に反映するとともに、危機管理投資による強い経済の実現の観点も踏まえ、通常の公共事業予算とは別枠で必要な予算を確保すること

加えて、起債の充当率や交付税措置率の嵩上げなど地方への財源措置に配慮すること

直轄事業について、大きな事業費増加を伴う計画変更が見込まれる場合には、丁寧な説明を行うとともに、地方自治体の健全な財政運営に配慮すること

国所有の排水ポンプ・資機材の増強を図り、広域的な浸水被害への対応を強化すること。また、TEC-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の体制強化や人員確保、そのための宿舍の改修等の環境整備を継続的に図ること

3 「子どもの命を守る」通学路安全対策の推進（国土交通省）

子ども達の安全・安心を守るため、通学路の交通安全対策の強化・推進と必要な予算を継続的に確保すること

26 未来に続く快適で魅力ある都市公園整備の推進について

【国土交通省】

長野県の状況

● スポーツを通じた地域活性化の場となる都市公園の整備

- ・ 国家的イベントである「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の競技会場として、都市公園が選定されている
- ・ 新型コロナウイルス感染症が契機となり、都市公園の意義や必要性・魅力が再認識されている

取組

○ 国民スポーツ大会の成功・地域活性化に向けた都市公園の整備

- ・ 令和10年に「信州やまなみ国スポ・全障スポ」が開催予定
- ・ 各競技会場として県内18都市公園を選定
- ・ 県では大会の成功に向け「松本平広域公園 陸上競技場※」の整備推進を県総合5か年計画に位置付け（※総合開会式及び陸上競技の会場）
- ・ 県外からの競技者や観光客の来訪がある国スポ・全障スポの開催を契機に、松本平広域公園を始め県内都市公園が地域活性化の場となるよう取り組む

【競技会場位置図】



【大町市】大町運動公園
サッカー、バレーボール

【県】松本平広域公園
・総合開会式
・陸上、サッカー、テニス

【県】飯田運動公園
弓道、高校野球

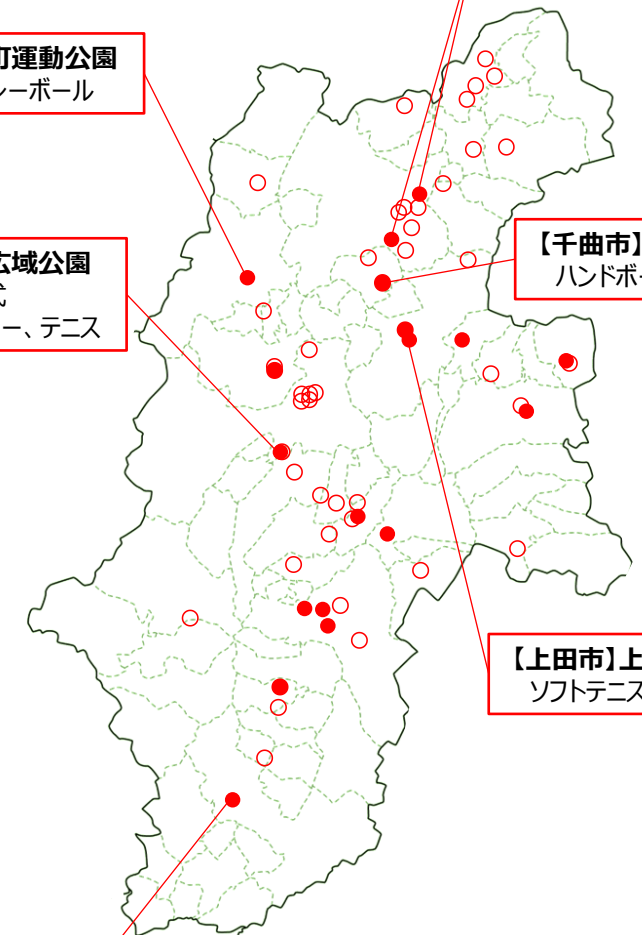
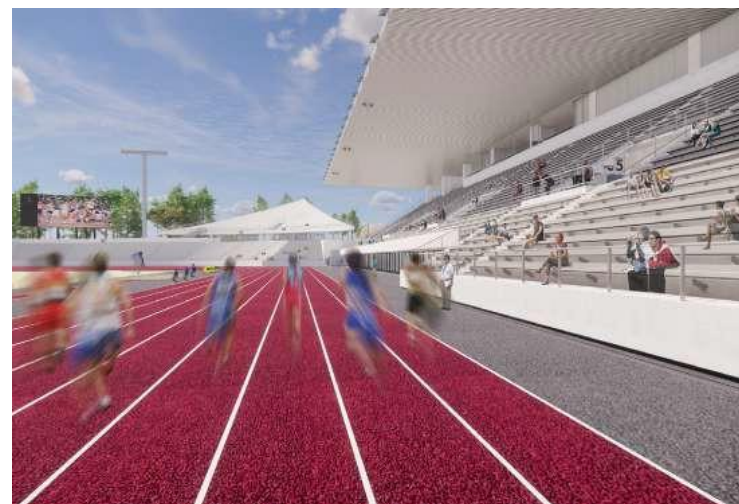
【長野市】南長野運動公園
サッカー、バスケ、高校野球
【長野市】長野運動公園
バスケ、水泳

【千曲市】千曲運動公園
ハンドボール

【上田市】上田古戦場公園
ソフトテニス、軟式野球



【県】松本平広域公園 陸上競技場



● 都市公園(18か所)
○ 都市公園以外

課題

【短期間で多額の費用が必要】

- 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の総合開会式及び各競技会場に選定されている、**都市公園の運動施設の整備、老朽化した施設の改修のため、県内自治体が一斉に施設整備を実施**している（県、長野市、上田市、大田市、千曲市等）
- 大会開催までの**短期間で多額の費用が必要**である

○（仮称）南長野運動公園フットボール場の例

- ・ サッカーの会場（長野市で事業実施中）
- ・ フットボール場はR9からリハーサル大会を予定しており、完成させるためには、約31億円の事業費が必要



【長野市】（仮称）南長野運動公園フットボール場

○千曲運動公園（仮称）千曲市新戸倉体育館の例

- ・ ハンドボールの会場（千曲市で事業実施中）
- ・ 体育館はR10国スポ・全障スポでの使用を予定しており、完成させるためには、約33億円の事業費が必要



【千曲市】千曲運動公園（仮称）千曲市新戸倉体育館

提案・要望

1 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向けた都市公園施設整備への支援

国家的イベントである、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の成功のため、各競技会場となる**都市公園の施設整備について、大会スケジュールに間に合うよう必要額を満額配分**すること

27 ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について

【国土交通省・林野庁】

長野県の状況

●気候変動を踏まえたハード・ソフト対策の推進

- ・ 広大な県土を有し、急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県では、令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生
- ・ 気候変動の影響により、今後さらに災害リスクが増大
- ・ 激甚化・頻発化する自然災害から地域の安全・安心を確保するため、長野県独自の取組を含むハード・ソフト対策を推進



令和元年10月長野市

千曲川堤防決壊



令和5年12月白馬村

黒豆沢

土石流により人家・宿泊施設等が被災



令和5年6月飯田市

(一)上村川

R152

上村川増水に伴い国道・市道橋が被災

取組

- 県下7水系の「流域治水プロジェクト2.0」に基づき、ハード・ソフト対策が一体となった水災害・土砂災害の事前防災対策について、「第1次国土強靱化実施中期計画」により更に加速化・深化
- 更に「流域治水」の加速化・深化を図るため、県独自の「圏域版流域治水推進計画」を策定。小流域で、地域の治水上の課題、まちづくりを踏まえた流域治水計画を策定し、計画と改善を繰り返し、流域治水を進めることで参加機運の醸成と合意形成の促進を図っていく（令和8～12年度まで）
- 「流域治水」の推進には、**県民や事業者等の協力**が必要不可欠であることから、広報動画の放映等による普及啓発の取組を実施中
- 「流域治水」の**更なる普及・啓発**を図るため、「流域治水」の効果分かるモデルを作成し、イベント会場や小中学校において、「**防災教育**」を実施



流域治水 普及啓発ポスター

課題

- 毎年のように豪雨による甚大な被害が発生しており、**気候変動に対応した治水対策が急務**
- あらゆる関係者の協力を得て「**流域治水**」への転換を図るためには、**雨水貯留浸透施設**の設置など、各取組に係る継続的かつ一体的な**財政支援**が必要
- **逃げ遅れゼロや流域治水の深化**に向け、様々な普及啓発活動を行っているが、**流域治水の自分事化までは至っていない状況**
- 国管理区間と県管理区間が混在(いわゆる「中抜け区間」)する**千曲川・犀川**や、複数の県を流下する**天竜川・木曾川**では河川管理者が複数存在し、各々の財政状況、整備の優先度等が異なることから、**水系一貫した計画に基づく河川整備**を行うためには様々な調整が必要
- **急流河川における河床の異常洗掘による被災**など、全国一律の採択要件を満たさない場合でも**災害が発生している状況**
- 大規模災害時には、被害調査・査定設計が大きな負担となることから、**災害査定の手続き改善や技術的助言等**が必要
- 大雨による**土石流、土砂・洪水氾濫や流木災害が頻発**しており、**計画的な施設整備や再度災害防止対策**が必要
- 防災意識の高い地域では、土砂災害による人的被害を免れる事例もある一方で、防災意識の低い地域では、人的被害も発生していることから**地域主体による防災力向上の取組に積極的な支援**が必要
- 災害外力・耐力の変化や、事業実施環境の変化への対応として、**効率的・効果的な予防保全型メンテナンスへの移行**が必要

提案・要望

1 流域治水の推進

「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」について、直轄による**千曲川本川の改修・遊水地・ダム再編事業の促進**と、県事業を含む**プロジェクトの推進に関する予算を確保**するとともに、各水系で作成の「流域治水プロジェクト2.0」に位置付けられた**事業の整備促進**を図ること

また、気候変動を踏まえた河川整備基本方針や河川整備計画の変更を促進し、堤防整備や強化、洪水調節機能の増強検討など、より**効率的、効果的な対策**を検討すること

流域治水の取組を促進するための財政支援として、地方自治体が利活用しやすい**流域治水対策に係る総合的な交付金を創設**すること

流域治水に係る**広報活動を強化**するとともに、流域関係者に対策効果が分かりやすく伝わるよう、**情報発信の可視化・高度化**を図ること

2 国による河川の一元管理

千曲川・犀川の「中抜け区間」について、信濃川水系連絡調整会議等での議論・検討を継続し、喫緊の課題に対して**技術・財政面での支援を引き続き講じる**こと

県土の骨格をなす**千曲川・犀川・天竜川・木曾川等の県管理区間**について、地方の財政状況や、激甚化・頻発化する豪雨災害への対応などの実情を踏まえ、様々な課題を解決した上で、**国による一元管理**とすること

3 災害に対する支援強化

災害の採択範囲について、近年の気候変動による短時間強雨の頻発化を踏まえた急流河川特有の被災事例などを勘案し、地域の実情に応じた要件を検討すること

4 土砂災害の防止・軽減に向けたハード・ソフト一体となった対策の推進

土石や流木により埋塞した砂防堰堤の機能を早期に復旧させるため、事前防災対策として応急対策用資機材の備蓄を推進すること

河川・道路事業等と連携した砂防等事業の採択について、地すべりが大規模である場合など地域の実情に応じた要件を検討すること

28 持続可能な食肉処理体制の確保について

【農林水産省】

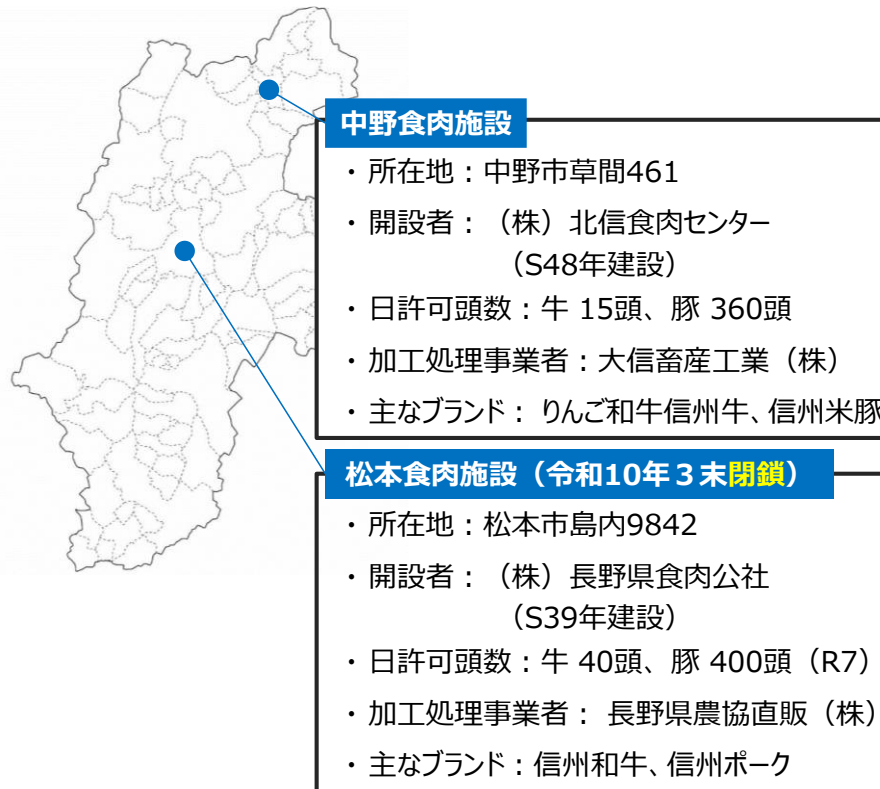
長野県の状況

●地域の畜産振興・食肉供給の安定確保に懸念

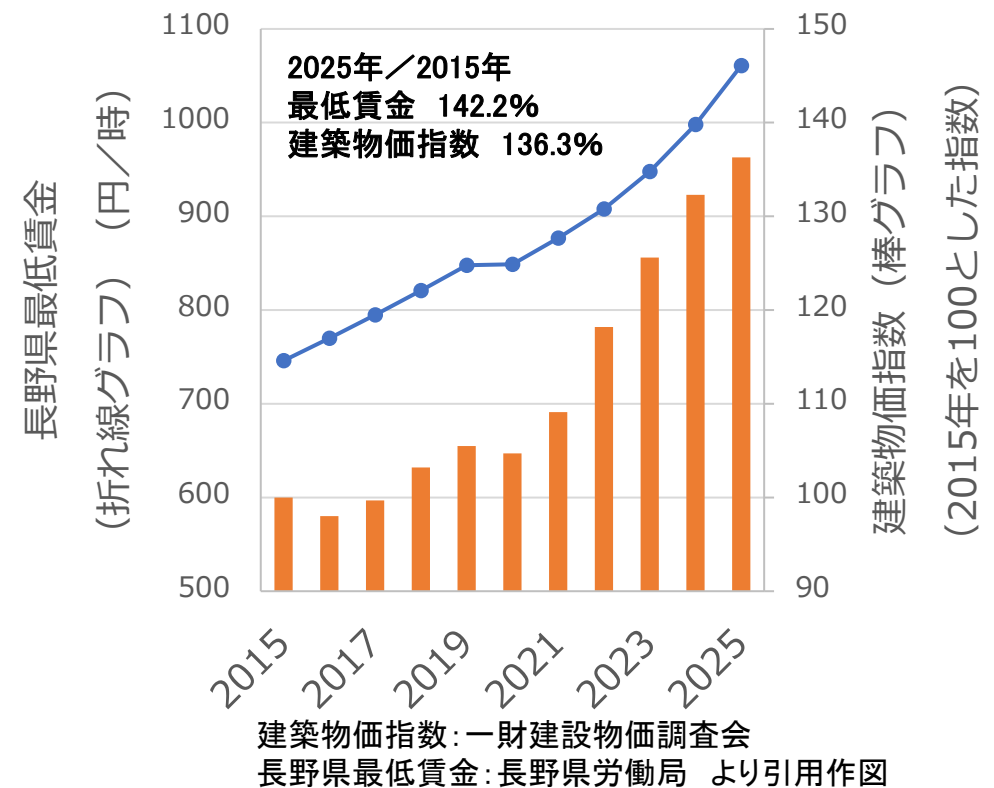
○県内に2つある食肉処理施設のうち、松本食肉施設が令和10年3月末に閉鎖することが決定

- ・県は市町村等と連携し、JAグループにおける当該施設の移転新設を支援
- ・しかし、当初計画よりも人件費および建設費が大幅に増嵩するとともに、仮に行政から施設建設費の全額支援を受けた場合であっても健全な経営が成り立たない見通しとなり、施設閉鎖が決定された

長野県内食肉処理施設の概要



人件費および建設費の推移



取組

○持続的な畜産振興・安定的な食肉供給の実現へ向けた検討・課題提起・共有

- ・松本食肉施設閉鎖の影響を緩和すべく、県を事務局として、生産者、JAグループ、市町村、食肉流通業者等からなる「畜産振興検討会議」を組織し、各種支援策（生産性向上へ向けた支援、残る中野食肉施設の機能強化等）を検討
- ・松本食肉施設の閉鎖に伴う影響緩和策や生産振興策等の実現に向けて、松本食肉施設に出荷している生産者の意見をお聞きし、県の施策に反映させるため、生産者と知事の意見交換会を実施（R8.2.10）



知事と生産者の意見交換 -55-

課題

■ 畜産農家や飼養頭数の減少

- ・酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（R7.4）では、「食肉処理施設の再編・合理化にあたっては、当該都道府県内の畜産振興のあり方と密接に関連するため、都道府県等も主体となり、地域の実情を踏まえて対応していく必要がある。」とされている
- ・しかしながら、全国的に畜産農家や飼養頭数の減少がみられる中、本県のように畜産生産が中小規模の県では、健全な食肉施設運営に必要な処理頭数が確保できず、県単独での再編合理化は困難な状況

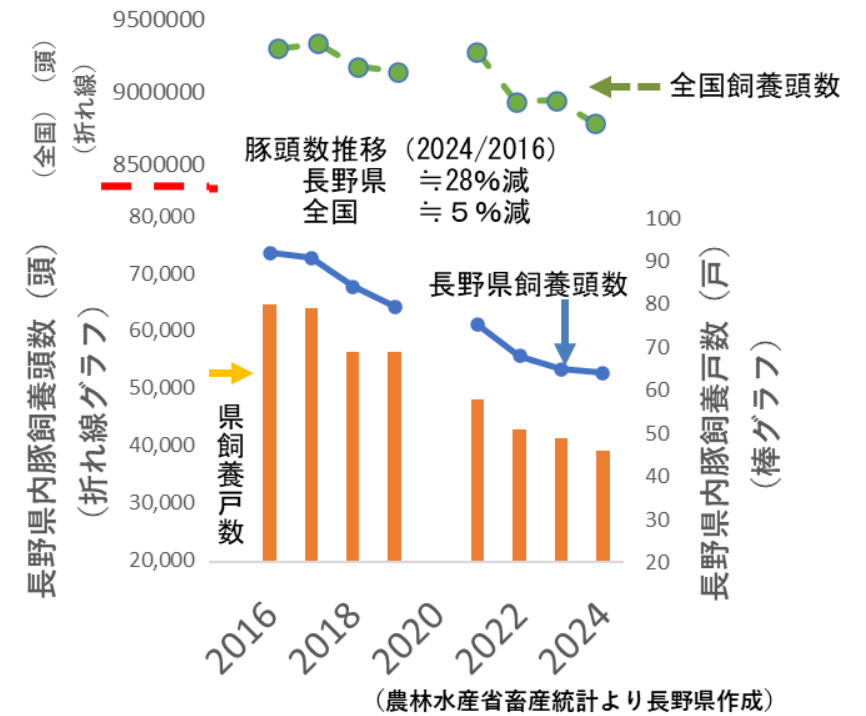
■ と畜場の経営悪化による閉鎖

- ・全国的にと畜場数は減少傾向にあり、本県においては、令和3年に佐久広域連合が開設した佐久広域食肉流通センターがこれ以上の公費投入は難しいとの判断により閉鎖。令和10年に長野県食肉公社の閉鎖も決定していることから、県内の食肉処理は北信食肉センターの1施設体制となる
- ・再編のため、県域をまたぐ連携が不可欠となる状況では、地域（広域圏）全体で最適な処理体制を構築できるよう誘導する者が必要

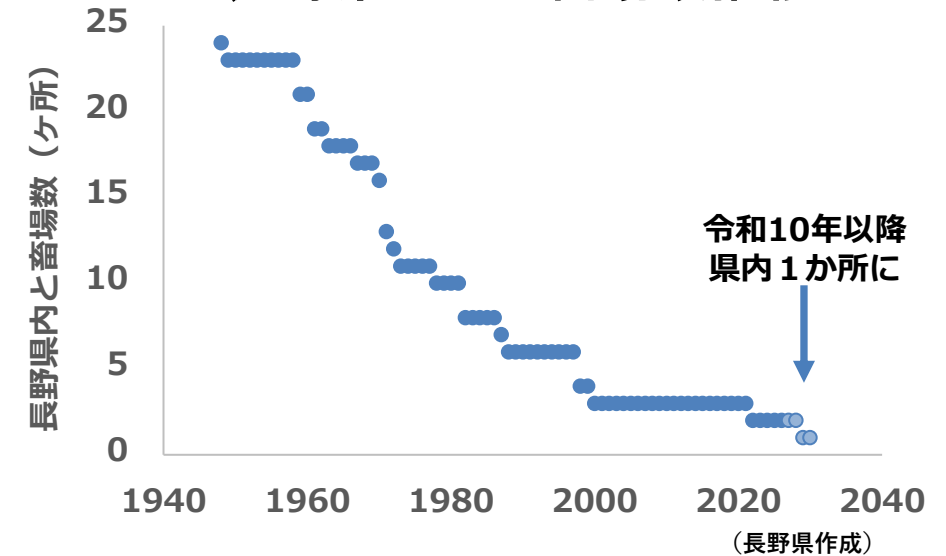
■ 食肉処理施設の持続的・安定的な運営体制の検討

- ・食肉処理施設は、主な収入源がと畜料等に限られ、近年の運営経費の上昇に見合った料金設定となっておらず、行政の支援が不可欠な場合が多い
- ・食肉処理施設の費用負担のあり方について、全国的な議論が必要

長野県および全国の豚の飼養状況



長野県内のと畜場数推移



提案・要望

1 広域連携に係る国の積極的な関与 (農林水産省)

畜産農家の減少などにより、都道府県単位では健全な食肉処理施設の運営に必要な処理頭数の確保が困難となっている事例も見られることから、広域的な処理体制の構築や施設間連携の調整について、国が積極的に関与すること

2 食肉供給システムのあり方の検討 (農林水産省)

食肉処理施設は、行政による財政支援がなければ運営が困難な施設が多く存在していることから、生産から加工・流通・販売・消費に至る食肉流通全体で適切に経費を分担するなど、施設の持続的な運営が確保される仕組みを構築していくことが重要である
このため、国が主体となり、最適な食肉供給システムのあり方について全国的な議論を進めること

29 インフラメンテナンス予算の確保について

【農林水産省・林野庁・国土交通省】

長野県の状況

● 老朽化する社会基盤施設の適切な維持管理・更新が急務

- 建設後50年を経過する社会基盤施設が、令和15年には道路橋の約67%、トンネルの約44%、河川管理施設の約20%、下水道管渠の約6%、基幹的農業水利施設の約44%に達する見込み。また、上水道管路は44%が法定耐用年数×40年を超過する見込み

※地方公営企業法に示された設備の更新基準

- 今後も社会基盤施設を適切に維持管理していくためには、**予防保全の考えに基づいたメンテナンス**を行うことが重要であるが、膨大な予算が必要となることから、**インフラメンテナンスのための予算を安定的・継続的に確保**することが必要

取組

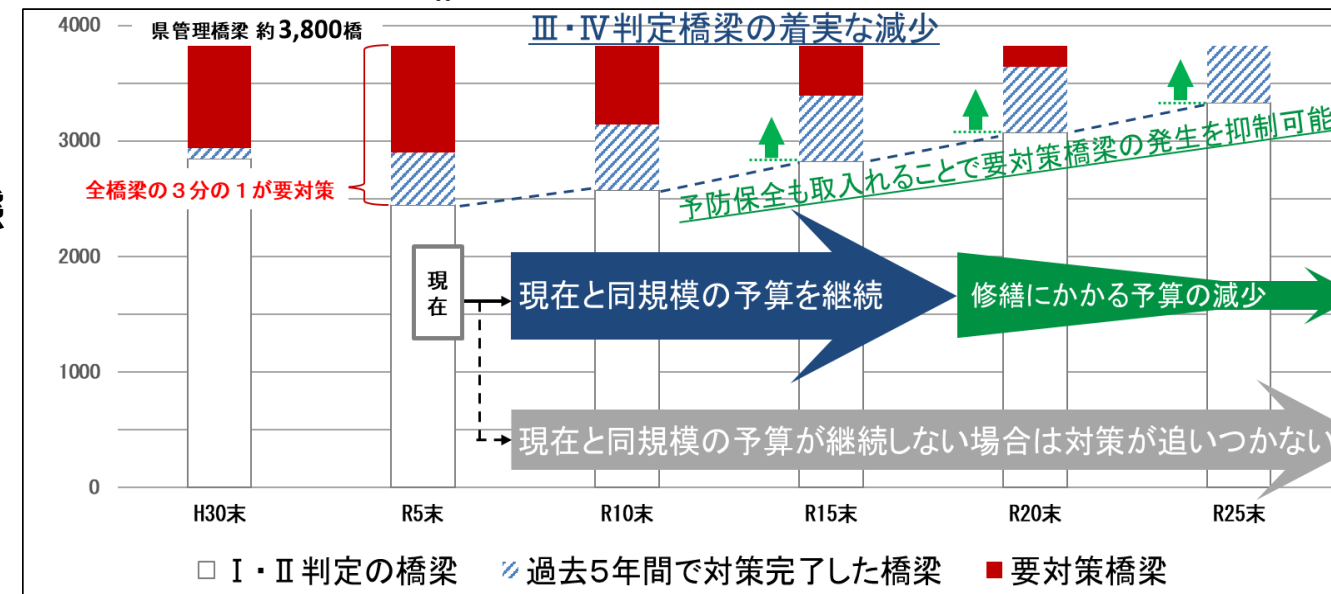
○ 道路施設

- 橋梁・トンネル等の法定点検は令和5年度で二巡目が完了
- 橋梁では約29% (1,113橋) が早期に措置を講ずべき状態 (令和5年度末時点)
- 要対策橋梁の予防保全への転換を図るには、**継続して対策を着実に推進**するための予算が必要
- 舗装等の法定点検対象外施設も、修繕が喫緊の課題

○ 河川施設

- ダム等の重要河川施設の**長寿命化計画**を策定
- 県管理17ダム中、5ダム (裾花、奥裾花、湯川、松川、片桐) で計画堆砂容量に対する堆砂率が100%超え、一部は治水容量まで堆積し、ダム管理上、支障を来している
⇒ダム再開発、ダム再生、緊急浚渫事業債を活用し、治水容量の回復のための貯水池掘削を実施

長野県の橋梁補修状況と今後の推移



○砂防施設

- ・砂防長寿命化計画に基づき、砂防施設の老朽化対策を実施
- ・雪崩防止施設の長寿命化計画策定に着手
- ・UAVや変状自動検出システムを活用した長寿命化計画の見直しに着手
- ・緊急浚渫推進事業債を最大限活用し、堆積土砂の浚渫を実施

○公園施設

- ・公園施設長寿命化計画に基づき老朽化対策を県内14市町村と共に実施

○農業水利施設

- ・基幹的農業水利施設（水路1,291km、重要構造物685か所）について、機能保全計画に基づく長寿命化を実施

○下水道施設

- ・管渠や処理場は代替がきかないため、破損や故障は日常生活や社会活動に重大な影響
- ・特に県内の処理場は108(全国第3位)あり、耐用年数の短い機械、装置等の更新に**多額の予算が必要**

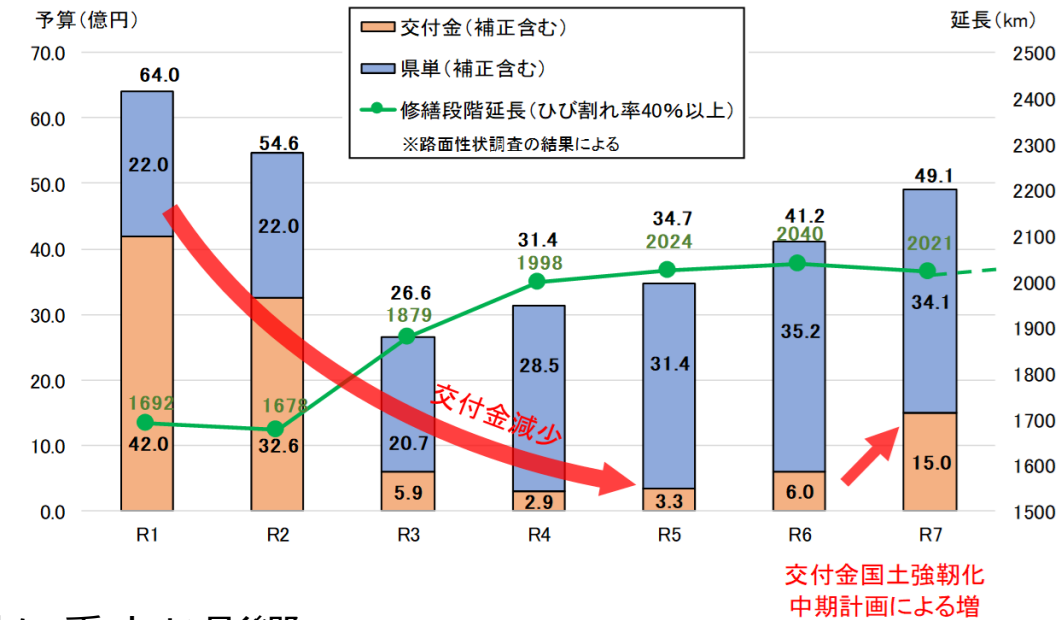
○水道施設

- ・県内には水道事業者が多く存在し、地形的な特徴もあり経営基盤が脆弱（上水道59（全国2位）・簡易水道122（全国5位））
- ・安全・安心な水を供給するため、耐震化・老朽化対策に対する**技術的支援及び財政支援制度の拡充が必要**

○治山・林道施設

- ・長寿命化計画に基づき、治山施設の老朽化対策および林道施設重要構造物の点検・老朽化対策を実施

舗装修繕予算と修繕段階延長の推移



課題

- 老朽化が進行するインフラへの対策については、予防保全の考えに基づき、**適切かつ計画的な維持管理・更新**を行うため**継続的な予算の確保と地方負担の軽減が必要**
- 大型交通量が多い緊急輸送道路や観光道路では舗装の損傷の進行が早く、適切に修繕を進めていくには、**多額の予算が必要**
- ダム貯水池の堆砂の進行による洪水調節機能の低下に対し、より効果的に堆砂除去を実施する必要がある

提案・要望

1 インフラの長寿命化対策への支援（農林水産省・林野庁・国土交通省）

老朽化が進行するインフラへの対策については、ライフサイクルコストが低減される「予防保全型」への早期の転換に向け必要となる予算を安定的・継続的に確保すること

2 舗装等の道路施設への支援（国土交通省）

舗装等の道路施設について、損傷や老朽化が進行しているが十分な修繕が出来ていないことから、安全・安心で快適な交通を維持するため必要な予算を確保すること

3 ダム貯水池の堆砂除去への支援（国土交通省）

堆砂除去を集中的に実施するため、ダムリフレッシュ事業の制度適用範囲を都道府県まで拡充すること

30 上下水道の耐震化及び老朽化対策の推進について

【国土交通省】

長野県の状況

- 耐震化率は、多くの施設で全国平均を下回っている（緊急点検結果より（令和5年度末時点））

項目	取水施設	導水管	浄水施設	送水管	配水池	水道管路
全国平均	46%	34%	43%	47%	67%	39%
長野県	22%	26%	29%	46%	44%	16%

項目	下水処理場	下水道管路	ポンプ場	下水道管路	ポンプ場	重要施設※
全国平均	48%	72%	46%	51%	44%	15%
長野県	51%	84%	36%	33%	75%	15%

- 老朽化する施設の更新が急務

・ 8年後の令和15年には下水道管渠の約12%、上水道管路の約44%が法定耐用年数※を超過する見込み

※下水道管渠は50年、上水道管路は40年

※接続する水道・下水道管路の両方が耐震化されている重要施設の割合

取組

【上下共通】

- ・ 水道事業者及び下水道管理者が策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、**急所施設及び重要給水施設に接続する管路等を優先した**計画的、集中的な耐震化について助言
- ・ 能登半島地震で顕在化した課題を教訓に「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を策定

【水道】

- ・ 「水道施設整備費補助金」や「防災・安全交付金」を活用し、水道施設の耐震化及び老朽化対策を推進するよう助言
- ・ 水道事業者の経営基盤の強化に向けて、**基幹管路等の計画的な耐震化、広域連携による事業改善**などを助言

【下水道】

- ・ 埼玉県八潮市における道路陥没事故を受けて、**流域下水道で管渠の緊急点検を実施**
- ・ 公共下水道は処理場の数が多いことから、生活排水処理構想(2022改定版)に基づき、施設の統合など広域化・共同化を進めることにより、**施設の集約化、耐震化及び老朽化対策**を進めている

課題

【水道関係】

- 給水区域が広範囲にわたる地理的条件から、対策が必要な基幹管路延長が全国平均に比べて長く、また小規模な施設が広範囲に点在しているため、費用及び時間を要する
- 人口が減少する中で経営基盤が脆弱な小規模水道事業者が多く、老朽化対策や耐震化に十分取り組めていない状況
- 大口径管路や緊急輸送道路・重要物流道路下の管路など、事故発生時に社会的影響が大きい水道管路に対する更新やリダンダンシーの確保（複線化・連絡管）が重点的に支援されることになったが、土被り3m以上、口径800mm以上の導・送水管に限られる
- 防災・安全交付金では、耐震化事業の国費率が下水道に比べ低率であり、特に老朽管更新に係る水道管路緊急改善事業の国費率は1/4と低い。また、要望額に対して満額措置されていないことから水道事業者における負担が大きい。さらに、資本単価要件又は加速要件に該当しないため財政支援を受けられない事業者もいる

	基幹管路	浄水場	配水池
施設等	3,352km	626箇所	2,055箇所
全国順位	11位	1位	1位

	上水道	簡易水道
事業数	59事業	122事業
全国順位	2位	5位

【下水道関係】

- 処理区域が分散される地理的条件から、対策が必要な重要管路施設延長や処理場の配置数が全国平均に比べて多く、費用及び時間を要する
- 要望額に対して満額措置されていないことから事業計画に遅れが生じている
- 老朽化対策、耐震化の個別補助※の要件が口径2,000mm以上に限られ、補助要件を満たさない事業者に対する交付金要望額の措置率が低い

	重要管路延長	処理場数
配置数	2,808km	105箇所
全国順位	10位	3位

※令和8年度予算から個別補助事業が創設。優先度の高い事業に対して、従来の交付金とは別に国が優先的・集中的に支援

提案・要望

1 上下水道施設に対する財政支援制度の充実

令和6年度能登半島地震、埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けされた上下水道システムの耐震化をはじめとした耐災害性の強化及び戦略的維持管理・更新のため、採択要件の緩和や国費率を引き上げるとともに、十分な予算を確保すること

31 アウトドアを核とした世界水準の観光地づくりの推進について

【スポーツ庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省】

長野県の状況

- ・コロナ禍以降の経済活動の活発や円安傾向に伴い長野県を訪れる国内外の旅行者が増加
＜延べ宿泊者数＞ R6：18,670,760人泊（対前年比：103.9%）
＜外国人延べ宿泊者数＞ R6：2,186,010人泊（対前年比：146.4%）
- ・コロナ禍を経て、密を避けられるアクティビティや新たな旅のスタイルへの関心拡大により、長野県の特色ある自然環境を生かしたアウトドアの旅行ニーズが増加
→ アウトドア（登山、スキー、サイクリング等）をメインコンテンツとして推進



目指す姿

世界水準の山岳高原観光地づくりの推進

- コロナ禍で停滞した観光交流の回復・観光産業の活性化
 - 暮らす人も訪れる人も楽しめる長野県
- 観光消費額：8,549億円 (R5) → **11,500億円** (R9)

取組

令和8年度長野県観光振興アクションプラン (R8.3策定)

- 受入環境整備を含めた観光地域づくりの推進
- 長野県観光プロモーションの展開
- インバウンド誘客の推進

○県内スキー場・スノーリゾートに対する支援

- ・索道関係者、有識者等を交えて、今後のスキー場のあり方や支援の方向性を考える懇談会を実施
- ・スキー場に特化した経済波及効果分析ツールの開発や専門アドバイザーの派遣を通じて、地域における持続可能なスノーリゾート形成を支援

○インバウンドプロモーションの推進

- ・長野県ならではの自然・文化体験を活かした「アドベンチャーツーリズム」を推進

○山岳高原観光振興に向けた安全確保・受入体制整備

- ・公益的機能を担う山小屋の支援や遭難防止対策の強化のためのクラウドファンディングを実施
- ・「信州登山案内人」の登録（R7.6月時点 438人）等、安全登山の啓発や山岳遭難救助体制整備の実施

○サイクルツーリズムの推進

- ・長野県の自然を楽しめる県内1周サイクリングロード「Japan Alps Cycling Road」を公表
- ・県内市町村や事業者等を対象にナショナルサイクルルート指定に向けた受入環境整備を支援



Go Nature. Go Nagano.

課題

- 安全・安心なスノーリゾートの形成に向けて、**老朽化が進んでいる索道施設・設備の安全対策強化が急務**
- バックカントリースキーや登山における遭難等の事故が相次ぎ、安全確保のための情報発信強化やガイド人材の育成が急務
- 慢性的な人手不足や燃料費等の価格高騰等により、**登山道の維持管理や遭難救助など山小屋の持つ公益的機能の維持が困難**
- サイクルツーリズムの推進のため、サイクリストが安全・安心に走行できる環境整備、維持が必要
- 宿泊事業者・交通事業者といった**観光関連産業の人材不足は深刻**

提案・要望

1 スノーリゾート形成支援（国土交通省・観光庁）

国際観光旅客税の引上げを踏まえ、インバウンド獲得に意欲とポテンシャルのあるスノーリゾートの競争力を一層高めるため、「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」の予算を増額し、地域が十分に支援を受けられるよう予算措置すること
索道施設の整備等大規模な事業については、補助上限額を一層引き上げるとともに、複数年にわたり支援を受けられるようにするなど、より活用しやすい柔軟な制度とすること

2 バックカントリースキーをはじめとした冬山における安全対策（スポーツ庁・観光庁・環境省）

インバウンド旅行者によるバックカントリースキーやスノーアクティビティでの事故を未然に防止するため、多言語看板や安全機器の設置など安全確保に向けた環境整備に向けた取組に対し財政的・技術的支援を強化すること
自治体・観光地域づくり法人（DMO）・事業者が取り組むガイド育成への支援を行うこと

3 インバウンド旅行者へのマナー啓発強化（観光庁）

地域と調和した観光が楽しめるよう、入国前または入国時におけるマナー啓発を行うなど、インバウンド旅行者への情報発信を強化すること

4 国立公園内の環境整備及び山岳遭難防止対策（観光庁・環境省）

国立公園・国定公園内の山小屋が行う登山道の維持・補修や資材の輸送、遭難防止対策・救助活動等に必要な経費については国が支援すること
山岳地域における携帯電話の不感地帯の解消について、携帯電話会社への働きかけや携帯電話基地局設備の設置に向けた規制緩和などを国において実施すること

5 サイクルツーリズム推進（国土交通省）

ナショナルサイクルルートの指定にあたっては、山岳高原ならではの特色ある観光資源を国内外にアピールするために、山間部特有の変化に富んだルートの指定にも配慮するとともに、地方自治体による走行環境整備等への財政支援を拡充すること

6 観光産業における人材確保支援と働き方改革（厚生労働省・経済産業省・観光庁）

観光需要の平準化を図るため、2労働週（週5日勤務の場合10日間）以上の連続休暇を確保すること等を求めるILOの年次有給休暇に関する条約を批准するとともに、国主導で働き方改革を進め、企業に対しては休暇の分散やプラスワン休暇などの働きかけを行うこと

32 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて

長野県の状況

【総務省・林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省】

●2050ゼロカーボン実現に向け、県民一丸となった取組を推進

- ・令和元年東日本台風を契機に、令和元年12月、全国の都道府県で初めて「気候非常事態」を宣言
- ・令和2年4月、2050ゼロカーボン実現に向けて「気候危機突破方針」を策定。同 10月、「長野県脱炭素社会づくり条例」を制定

取組

○2030年度までの実行計画「長野県ゼロカーボン戦略」を策定（R3.6）

○温室効果ガス正味排出量削減目標▲60%（2010年度比）に向け分野ごとに目標を設定し、取組を推進

- ・令和5年11月には施策効果を定量化した「戦略ロードマップ」を策定し、取組を強化

分野	数値目標	主な取組
交通	EV乗用車を10万台 公共交通利用者1億人	道の駅や空白地域への充電設備設置補助 地域連携ICカード導入支援、公共交通情報のオープンデータ化
建物	全ての新築建築物のZEH・ZEB化	新築住宅のZEH水準適合義務化（R10.4）、信州健康ゼロエネ住宅補助
産業	エネルギー消費量を年3%削減	事業活動温暖化対策計画書の提出を義務付け 使用エネルギーの可視化支援・融資制度
再エネ	住宅屋根ソーラー22万件 小水力発電103.2万kW	住宅への太陽光発電設備等の導入補助 新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務化を検討 小水力発電の導入補助、地域調整等に県が関与・支援
吸収・適応	CO ₂ 吸収量177万t-CO ₂	森林づくり県民税を活用し、再造林等へ補助

○長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行（R6.4）

- ・地元への説明会を義務付けたほか、特定区域内での設置を許可制とし、自然環境等の保全、県民の安全を確保。

課題

- 2050年度までに脱炭素社会を実現するには、国、地方自治体、事業者など、あらゆる主体の積極的な行動と連携が不可欠
- 徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進に加え、建築物や交通を含むインフラ、各種産業活動や日常生活など社会システム全般において、急速かつ広範囲にわたり脱炭素化を進めることが必要

1 国の全政策への脱炭素化の視点の取り入れ（環境省）

国の全政策にZEB化等脱炭素の視点を取り入れられ、各省庁の補助制度等が脱炭素化も後押しするものとなるよう、関係省庁に働きかけること

2 脱炭素化推進事業債・地域脱炭素推進交付金の拡充・見直し（総務省・環境省）

地方自治体の取組を幅広く支援する観点から、脱炭素化推進事業債について、交付税措置率の引上げ、規模の拡充等制度の見直しを行うとともに、地域脱炭素推進交付金についても、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができるよう交付要件を緩和し、より一層の運用改善を行うこと

3 建築物等の脱炭素化の推進（資源エネルギー庁・国土交通省・環境省）

新築建築物のZEH・ZEB化に向けて、補助金や税制面からZEH・ZEBに誘導する仕組みを構築しつつ、ZEH・ZEB水準への省エネ適合義務基準強化を早期に実現することに加え、地域でのZEHを上回る先導的取組等への支援を行うなど、建築分野における脱炭素化を推進すること

あわせて、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備の設置の義務化について、早期に具体的な検討を開始すること

また、既存建築物のゼロエネルギー化に向けた取組を促進するため、財政支援に加え、多くの方が断熱の効果を実感できる機会（例えば移動可能な断熱体験ハウス等）の提供を行うこと

4 交通（自動車）の脱炭素化の推進（経済産業省・国土交通省・環境省）

EVが一般に広く普及するよう、EVへの補助上限額の更なる引上げ、税の減免、高速道路料金の無料化などの支援を拡充するとともに、CO2排出量の大きいバス・トラック等の脱炭素化に向けた具体的な方針を早期に示し、導入補助を引き続き行うなど、運輸部門における脱炭素化を推進すること

5 地方自治体等の取組への支援の拡充（経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）

地域と調和した再エネの普及拡大に市町村や地域がより積極的に取り組めるよう、地域脱炭素化促進事業に対する経済的支援など事業者へのインセンティブ強化のほか、促進区域設定や地域脱炭素化促進事業の認定に係る市町村の負担軽減につながる制度の見直しを行うこと

また、地方自治体に人材やノウハウが不足しているため、中長期的な人材派遣を可能とする新たな支援制度を構築するとともに、地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する普及啓発活動、広報活動、活動支援等に対して、地域の実情に合わせ十分な財政支援を行うこと

6 情報の把握・可視化の充実（林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）

脱炭素社会実現のための施策展開においては、迅速で正確な情報把握及び可視化が非常に重要であるため、市町村別の温室効果ガス総排出量や再エネ電力需給状況、NFI算定での森林吸収量の算定方法の明示、計算内容の提供を行うとともに、地方公共団体間で旧一般電気事業者のCO2排出係数の影響を除いて脱炭素化の成果を比較できる統計調査を実施すること

7 再エネの主力電源化の推進（経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）

再生可能エネルギーについては、地域との共生等を実現しつつ主力電源化を推進し、2040年に電源構成5割を実現すること

また、ペロブスカイト太陽電池などの新技術について、地方公共団体と連携し早期の社会実装に向けて取組を強力に推進すること

さらに、木質バイオマスや地中熱など地域の再エネポテンシャルを最大限活用できるように、地方の意向も踏まえながら可能性調査補助などの普及策を講じること

加えて、今後の再エネの普及を見据えた系統接続の制約解消のためのインフラ増強や適切な系統利用ルールの整備に継続して取り組むこと

33 循環型社会形成推進交付金について

【環境省】

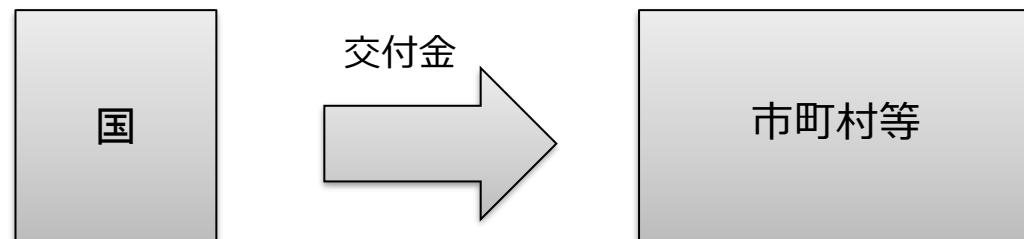
長野県の状況

● 環境負荷の少ない社会づくりを推進するため、ごみの減量化や発生抑制を促進

- ・市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援
- ・市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援（地域計画への助言、交付申請・実績報告等の審査など）

取組

○ 事業の概要と内示状況等



※県は地域計画への助言、交付申請等の審査・会計により支援

【交付先】

市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

【交付対象の廃棄物処理施設】

ごみ焼却施設・最終処分場・リサイクルセンターの新設、既存施設の基幹的設備改良事業 等

※管理棟や周辺環境整備、最終処分場の用地費等は交付対象外

※解体費は新施設建設を伴う廃焼却施設のみが対象

【交付率】

交付対象経費の1/3（ただし、一部の先進的な施設については1/2）

令和8年度の交付金内示状況（施設整備関係）（単位：千円）

事業主体	交付対象事業	要望額	内示額	内示率
松本市ほか 10事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設） ・最終処分場 ・マテリアルリサイクル推進施設 ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 ・基幹的設備改良事業 	1,885,548	1,885,548	100%

【参考】R9～13要望予定額：15,566,652千円（R8.1時点）

課題

- 安全安心な暮らしを支える基幹インフラである**廃棄物処理施設は**、平成10年度以降にダイオキシン類対策のため整備した**施設の老朽化が進み**、更新時期を迎える中で**早急に整備を進める必要がある**
- 廃棄物処理施設の整備は**、建設着手までに長期にわたる地元協議を要し、複数年度にわたる**多額の事業費が必要**。市町村は厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施しているが、事業を計画のとおり^に執行するためには、**国の安定した予算確保と継続した財政支援が必要不可欠**
- 解体事業に関して、一部廃焼却施設では跡地利用要件が撤廃となり、支援拡充に御尽力いただいている。一方で、最終処分場などの一部の施設整備に係る**用地費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費、既存施設の解体のみの場合**や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合の**解体撤去工事費は交付金の交付対象外**となっている
- 廃棄物処理施設を整備する地域の住民理解を得るため、**施設周辺や地域環境の整備も欠かせず**、相当な費用を要することから、それに対する交付金による**財政支援範囲の拡充が必要**である
- 国内におけるプラスチック資源循環を促進するため、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化のための施設整備に対する**交付金の交付率を拡大**する必要がある

提案・要望

1 必要となる予算の確保

循環型社会形成推進交付金制度は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った**所要額を確実に満額交付**すること

2 支援範囲や交付率の拡充

最終処分場や焼却施設などの廃棄物処理施設の整備について、**用地費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費、解体撤去工事費についても交付対象**とするとともに、住民理解を得るための**周辺環境整備に要する費用**についても、**新たに交付対象**とすること
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化のための施設整備に対する**交付金の交付率を拡大**すること

34 国立・国定公園等における環境保全と適正利用の推進について

【環境省】

長野県の状況

● 自然公園等の魅力向上

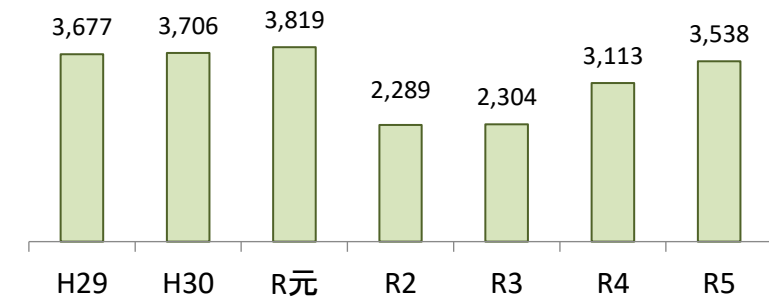
- ・豊かな自然環境を有する本県は、県土の約21% (27万9千ha：全国3番目) が自然公園に指定され、3千万人以上の利用者が自然公園を訪問
- ・自然の楽しみ方が多様化し、これまでであった登山だけでなく標高に拘らないトレイルハイキングを楽しむ者もいる

取組

○ 「自然公園グレードアップ構想」による魅力向上 (H29～)

- ①ハード整備…登山道、トイレ、道標等の整備
- ②ソフト充実…希少種保全の取組など
- ③体制づくり…公園のあり方を地域で考える仕組みの構築など

県内自然公園利用者数(単位:万人)



● 公園施設の整備促進

- ・長野県内の登山道は、国立公園及びその周辺だけでも、600キロメートルを超え、その多くは市町村や山小屋関係者、地域ボランティア等の協働管理による緊急的な対応で維持・補修されており、地元負担が年々増加している

取組

○ ふるさと信州寄付金等を活用した山岳環境の保全 (H21～)

- ・企業からの寄付金やふるさと信州寄付金、企業版ふるさと納税等を活用し、市町村及び公益的役割を担う山小屋関係団体が実施する登山道の維持・補修や案内看板の設置などを支援することにより、長野県の山岳環境の保全を推進



豪雨によって損傷した登山道

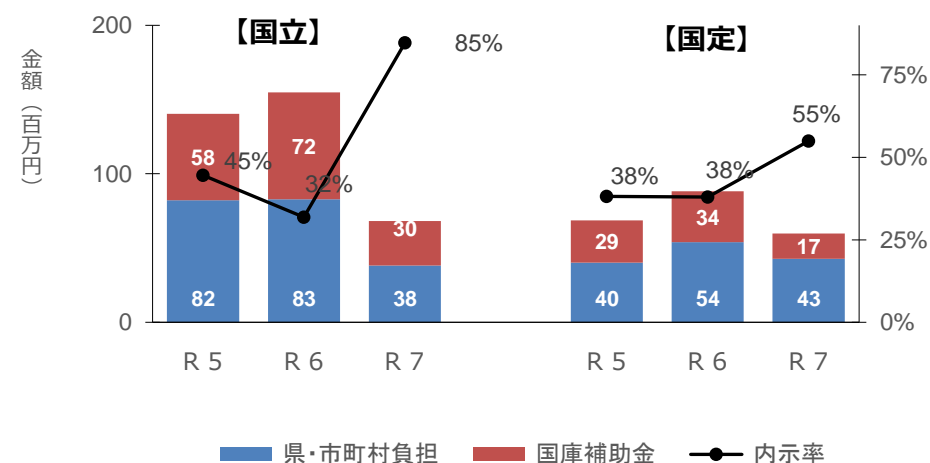
● 御嶽山国定公園の新規指定

- ・令和8年4月10日、御嶽山国定公園の新規指定。地元自治体、関係者とともに周知を強化し、御嶽山の利活用促進を図る

課題

- 国立・国定公園において施設整備を実施する「自然環境整備交付金」は、**事業主体が地方公共団体のみに限定**されており、公益的役割を担う**山小屋関係団体は対象となっていない**。また、上高地明神公衆トイレの改修工事など、施工可能期間や重機使用等の施工条件が制限され、2か年度以上の工期を要することがある一方で、事業が複数年度にわたる場合は2年度目以降の事業費は全て実施主体で費用負担する必要があり、**地方自治体の負担が大きい**
- インバウンド需要を確実に捉え、国立・国定公園における長期滞在化と観光消費額拡大に繋げるために**質の高い受入環境整備が必要だが、要望に対する国庫補助の割合が低調で地元自治体の負担が大きく、整備が順調に進んでいない**
- 国立公園については、特別保護地区・第1種特別地域で行われる公園事業は直轄事業で行うとされているが、**国による整備が十分に進んでいない**
- 御嶽山の国定公園化により自然公園への来訪者の増加が見込まれることから、登山道及び園地の整備、標識及び看板のインバウンド対応等が早期に必要

公園内の整備における内示率と事業費負担区分



提案・要望

1 国立・国定公園における公園施設の整備促進

- (1) 自然環境整備交付金について、公益的役割を担う**山小屋関係団体を交付対象に加えるとともに、複数年度にわたる事業の全てが交付対象となるよう制度を見直すこと。また、国と地方との協働の下で施設整備を進めるために**必要な予算を確保すること****
- (2) 国立公園の特別保護地区及び第1種特別地域内の公園施設については、三位一体の改革に伴う平成16年12月27日付け「自然公園等事業の改革について」の自然環境局通知に基づき**国直轄による主体的な整備**を行うこと

2 国際観光旅客税の活用の拡充

国際観光旅客税財源事業について、地方自治体の裁量で事業実施できるよう制度を構築するとともに施設整備を進めるために必要な予算を確保すること

3 御嶽山国定公園の保護・利活用の推進

- (1) 新規に指定された国定公園にふさわしい質の高い受入環境を早期に実現できるよう、登山道及び園地の整備、標識及び看板のインバウンド対応等に**必要な財政支援を、これまでの配分とは別枠で行うこと**
- (2) 御嶽山への誘客につながるよう、国においても積極的に御嶽山国定公園のPRを行うこと

35 日米地位協定の見直し等について

【外務省・防衛省】

長野県の状況

●米軍機の飛行に対して県民から不安や恐怖の声が寄せられている

- ・以前から、長野県内では米軍機の騒音や目撃情報が寄せられており、住民から不安や恐怖を訴える声が寄せられている
- ・さらに、令和7年3月25日に米軍普天間基地所属の米軍機（オスプレイ）が松本空港に予防着陸し、翌日にもう1機が離発着
民間航空機2便が目的地の変更・欠航を余儀なくされた
- ・地域住民からは、不安や恐怖を覚えたとの声や、詳細な経過や原因究明、再発防止の説明を求める声が県に寄せられた

長野県内の状況

○航空機の騒音・目撃情報の収集

- ・平成24年12月10日より、MV-22オスプレイを含む米軍機の飛行実態を把握するため、住民から県内を飛行した航空機の目撃情報の収集を実施
- ・収集する情報は、機体数のみならず、騒音の程度や感じ方なども確認
- ・寄せられた情報は、自衛隊長野地方協力本部と北関東防衛局前橋防衛事務所へ照会し、自衛隊機又は米軍機の飛行があったか否かを確認

＜県民からの目撃情報（R1～R7）＞

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
米軍機	56	0	0	178	0	0	0
米オスプレイ	0	27	0	0	0	5	0
自衛隊	3	45	26	20	3	0	2
不明	150	289	92	43	79	87	87
調査中	-	-	-	-	-	-	-
計	209	361	118	241	82	92	89

○これまでの米軍機の低空飛行訓練等に係る要請状況

- ・県民の安全・安心を脅かすような米軍機の飛行が確認された際には、国への要請等を実施
＜要請状況＞ 平成24年度以降：11回（直近 令和7年度、5年度、4年度、2年度、元年度）

○令和7年3月の米軍機（オスプレイ）の松本空港への予防着陸への対応

- ・令和7年3月25日、米軍のオスプレイが松本空港に予防着陸し、滑走路が一時閉鎖され民間便の運航に影響が発生

＜事案に対する長野県の対応状況＞

- ・松本空港を離陸した米軍機に係る緊急要請
（令和7年3月28日 北関東防衛局長へ手交）
- ・緊急要請に対する防衛省・米軍の対応の確認
（令和7年5月27日 北関東防衛局に訪問）



課題

- **松本空港には「空港を軍事目的の用に供さない」とする県・関係市と地元の協定がある**
地元に対して丁寧に説明をし、理解を得ながら空港の運用を行っている松本空港にとって、詳細な情報提供がないと、今後の地元住民との関係に悪影響を及ぼす可能性がある
- **日米地位協定は締結以来一度も改定されておらず、また米軍機には航空法令など国内法が適用されない**
- **県民からは米軍機の低空飛行や騒音に対する苦情や事故への不安の声が県に寄せられている**
- **令和5年7月10日から、MV-22オスプレイが、沖縄県を除く日本国内の住宅地等の上空を避けた山岳地帯において、高度500フィート（約150m）未満200フィート（約60m）までの飛行訓練を実施することとなり、山岳高原観光地が多い長野県では、県民や観光客の安全・安心に深刻な影響を及ぼすことが懸念される**
- **県民から寄せられた航空機の目撃情報について、県から防衛省を通じて米軍に対して照会しているが、明確な回答が得られない事例が多い**

提案・要望

1 日米地位協定の見直し

日米地位協定を見直し、航空法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること。加えて、米軍には「松本空港を軍事目的の用に供さないものとする」と定めている地方自治体と空港地元地区による協定を十分留意させること

2 日米地位協定の解釈及び運用基準の明確化

日米地位協定第5条については、規定の解釈及び運用を明確に示し、不測の事態が発生した場合においても、地方自治体や空港管理者が迅速かつ的確に判断し対応できるようにすること

3 米軍機の飛行訓練について

国の責任で訓練ルートや訓練の実施時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭したうえで実施するよう、十分な配慮をすること。また、県民や観光客に不安や恐怖を抱かせるような飛行は厳に慎むこと

36 警察官の増員について

【国家公安委員会・警察庁】

長野県の状況

●長野県警察運営指針

「県民とともにある力強く温かい警察～日本一安全・安心な信州をめざして～」の実現

「長野県の治安情勢」の分析（令和7年：数値）

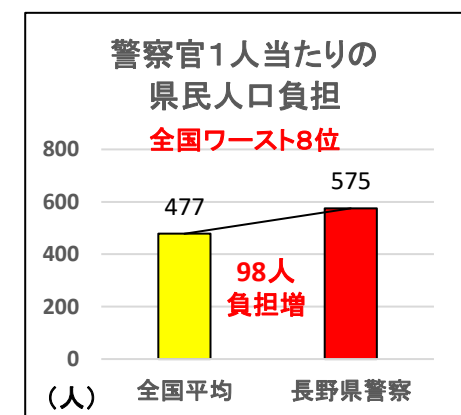
- ・刑法犯認知・検挙状況＝認知件数は増加（8,085件、前年比+5.4%）、検挙率は低下（43.7%、前年比-2.4P）
- ・重要犯罪認知・検挙状況＝認知件数は減少（121件、前年比-3.2%）、検挙率は上昇（81.0%、前年比+0.2P）
- ・電話でお金詐欺（特殊詐欺）の被害状況＝認知件数は増加（454件、前年比+24.4%）
被害額も大幅に増加（38億4,946万円、前年比+11億4,596万円）※暫定値
- ・ストーカー事案＝増加（337件、前年比+5.0%）、DV事案＝減少（927件、前年比-1.2%）、児童虐待事案＝減少（1,094件、前年比-7.7%）※暫定値
- ・サイバー事案等検挙状況＝検挙件数は減少（156件、前年比-4.9%）、検挙人員も減少（93人、前年比-7.9%）※暫定値
- ・交通事故発生状況＝発生件数は減少（4,482件、前年比-9.8%）、交通事故死者に占める高齢者割合は5割（50.0%）
- ・「警察に対する相談」件数＝受理件数は減少（81,965件、前年比-14.5%）
- ・山岳遭難発生状況＝発生件数は増加（358件、前年比+11.5%）、遭難者数も増加（392人、前年比+12.0%）※暫定値
- ・熊による人身被害は増加（11件・16人、前年比-1件・+3人）
- ・今後30年以内における「糸魚川-静岡構造線断層帯」の地震発生確率＝高確率（14%～30%、予想地震規模M7.6）

取組

長野県警察では、**警察官1人当たりの負担人口が全国の中で高い状況**の下、複雑化する治安上の課題に的確に対処し、**県民の安全と安心を確保**するため、限りあるリソースの再配分等、**社会情勢の変化等を踏まえた組織改正**のほか、能率的な**業務運営の見直し**を推進して、**警察力の強化**を図っているところである。

○警察組織の主な再編整備

- ① 匿名・流動型犯罪グループに対する取締り体制を強化と指揮命令系統の明確化のため「組織犯罪対策第一課」と「組織犯罪対策第二課」に分課し、「匿名・流動型犯罪グループ対策室」を新設（R8.3）
- ② 効率的な初動捜査体制を確立し、検挙力の向上を図るため、「情報分析・機動捜査課」を新設（R8.3）
- ③ 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会に向け、警備部に「国スポ・全障スポ対策課」を新設（R8.3）



（令和8年4月1日現在）

課題

- 長野県は、諸山岳が重なりあった**広大な県土に、全国で2番目に多い77もの市町村**があり、**盆地や谷ごと**に、それぞれの地域が独自の生活・経済圏を発展させ、自立分散型の県土を形づくっている
日本の中央に位置し、広域交通網は整備されているものの接続する生活道路等は山々を縫うように整備されており、**急峻な地形、活断層、火山など自然災害のリスクが常に存在する**当県で自然災害等が発生した際には、**人やモノの移動が制限**され、**人命救助や治安維持活動、社会経済活動等に甚大な影響**をもたらすことが懸念されている
加えて、県警察本部が位置する県都長野市は、**県土の北端寄りに位置**していることから、中部、南部地方における事案に対処するため、同地方にも分駐隊を設置し、警察官を配置している
しかしながら、配置警察官は、必要最小限の人員であり、重要・凶悪事件や災害等が発生した際には、長野市から警察官を大量に投入する必要があるが、広大な県土ゆえ、現場到着には相当程度の時間を要する
このことから、**初動措置が重要である事件・事故等に適切に対処し、県民の安全・安心を確保**するためには、各地域にさらなる**警察官の分散配置が必要**である

※長野県警察の警察官1人当たりの負担状況（警察官数3,502人）（時限的増員を除く）

負担人口：全国ワースト8位（574.6人）※全国平均 477.2人、負担面積：全国ワースト9位（3.87km²）※全国平均1.45km²

- 現状の負担が大きいところ、**警察官の増員なくして、山積した治安上の課題**（匿名・流動型犯罪グループに対する取締り、電話でお金詐欺（特殊詐欺）、人身安全関連事案、サイバー空間における脅威、高齢者交通事故等）**への的確な対応**や、令和10年の開催に向けた国スポ・全障スポ対策課の体制増強など、**県民の期待・信頼に応えるための組織づくりは困難**である
- 令和元年東日本台風を始め毎年のように県内各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生している上、令和6年能登半島地震（M7.6）と同等の「糸魚川-静岡構造線断層帯」地震(M7.6)が、**今後30年以内に発生する可能性は高く、その被災予測は広範囲にわたり甚大**であり、災害対策において要となる**初動措置を行う警察官が不足**するおそれが高い

「糸魚川-静岡構造線断層帯」地震における長野県内の被災予測

死者約7千人、負傷者約3万7千人、建物被害約20万棟、避難者約36万人、断水影響約145万人、停電約70万世帯、孤立集落566集落

提案・要望

1 警察官の増員

人口負担率が依然として高い状況にあることに加え、長野県の治安情勢は、依然として予断を許さない状況であり、対処すべき課題は山積している

こうした中、現在の人員で発生する事案に対応するには限界があり、これら諸課題に的確に対処し、地域社会と協働して県民の安全・安心を確保するためには、警察官の増員を図り、人的基盤を強化する必要がある